

愛媛県報

発行 愛媛 場

第193号

令和3年3月30日火曜日 第193号

◇ 目 次 ◇
規 則

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)512
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	(") 516
愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則	(私学文書課)521
愛媛県聴聞規則の一部を改正する規則	(行革分権課行政管理室)523
愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正する規則	(税務課)524
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(循環型社会推進課)525
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(") 529
麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	(薬務衛生課)537
愛媛県覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則	(") 539
クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	(") 541
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子育て支援課) 544
愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則	(障がい福祉課) 553
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	(") 553
愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	(長寿介護課) 560
愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則	(農政課農地・担い手対策室) 566
愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(林業政策課) 567
都市計画法に規定する開発行為等の規則に関する規則の一部を改正する規則	(都市計画課) 569
租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則	(") 573
愛媛県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則	(") 574
愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(") 576
愛媛県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則	(") 578
建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築住宅課) 579
建築士法施行細則の一部を改正する規則	(") 580
愛媛県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	(会計課) 581
告 示	
告示	
落札者等の告示	(総務管理課) 583
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
落札者等の告示	(行革分権課行政管理室) 583
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正	(行革分権課行政管理室) 583 (") 584
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正	(行革分権課行政管理室) 583 (") 584 (") 585
落札者等の告示	(行革分権課行政管理室) 583 (") 584 (") 585 (環境政策課) 585
落札者等の告示	(行革分権課行政管理室) 583 (") 584 (") 585 (環境政策課) 585 (薬務衛生課) 586
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件).	(行革分権課行政管理室) 583 (") 584 (") 585 (環境政策課) 585 (薬務衛生課) 586 (経営支援課) 586
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正.	(行革分権課行政管理室) 583(") 584(") 585(環境政策課) 585(薬務衛生課) 586(経営支援課) 586
落札者等の告示	(行革分権課行政管理室) 583 (") 584 (") 585 (環境政策課) 585 (薬務衛生課) 586 (経営支援課) 586 (林業政策課) 589
落札者等の告示	(行革分権課行政管理室) 583 (") 584 (") 585 (環境政策課) 585 (薬務衛生課) 586 (経営支援課) 586 (林業政策課) 589 (") 590
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県資源管理方針の変更 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量	(行革分権課行政管理室) 583 (") 584 (") 585 (環境政策課) 585 (薬務衛生課) 586 (経営支援課) 586 (林業政策課) 589 (水産課) 590
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県資源管理方針の変更 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量	(行革分権課行政管理室) 583 (") 584 (") 585 (環境政策課) 585 (薬務衛生課) 586 (経営支援課) 586 (林業政策課) 589 (") 590 (水産課) 590
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要網の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要網の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要網の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県資源管理方針の変更 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量	(行革分権課行政管理室) 583 (") 584 (") 585 (環境政策課) 585 (薬務衛生課) 586 (経営支援課) 586 (林業政策課) 589 (") 590 (水産課) 590 (") 594 (") 594
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県資源管理方針の変更 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 公共測量の終了の通知(2件)	(行革分権課行政管理室) 583(") 584(") 585(環境政策課) 585(薬務衛生課) 586(経営支援課) 586(経営支援課) 589(** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要網の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要網の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要網の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県資源管理方針の変更 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 な共測量の終了の通知(2件) 基本測量の終了の通知(2件)	(行革分権課行政管理室) 583(") 584(") 585(環境政策課) 585(薬務衛生課) 586(経営支援課) 586(経営支援課) 589(水産課) 590(水産課) 590(") 594(") 594(") 594(") 594
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県資源管理方針の変更 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 なおいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 な共測量の終了の通知(2件) 基本測量の終了の通知 基本測量の実施の通知	(行革分権課行政管理室) 583(") 584(") 585(環境政策課) 586(薬務衛生課) 586(経営支援課) 586(林業政策課) 589(水産課) 590(水産課) 590(ル) 594(") 594(") 594(") 594(") 594(") 594
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民育林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県資源管理方針の変更 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 サるめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 公共測量の終了の通知 基本測量の終了の通知 基本測量の実施の通知 基本測量の実施の通知 土地区画整理組合の解散の認可	(行革分権課行政管理室) 583
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要網の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要網の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要網の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林父害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県資源管理方針の変更 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 サるめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 な共測量の終了の通知(2件) 基本測量の終了の通知 基本測量の終了の通知 基本測量の実施の通知 土地区画整理組合の解散の認可 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要網の一部改正	(行革分権課行政管理室) 583
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要網の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要網の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要網の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林城事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県資源管理方針の変更 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 本測量の終了の通知(2件) 基本測量の終了の通知 基本測量の終了の通知 基本測量の実施の通知 土地区画整理組合の解散の認可 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要網の一部改正 指定障害福祉サービス事業者の指定	(行革分権課行政管理室) 583 (") 584 (") 585 (環境政策課) 586 (薬務衛生課) 586 (経営支援課) 586 (経営支援課) 589 (水産課) 590 (水産課) 590 (水産課) 590 (") 594 (") 594 (") 594 (") 594 (") 595 (首路維持課) 595 (衛市計画課) 595 (会計課) 595 (会計課) 595
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林が選事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県張育神災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県張育神災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県資源管理方針の変更 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 なよが、大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 な共測量の終了の通知(2件) 基本測量の終了の通知 基本測量の終了の通知 基本測量の実施の通知 土地区画整理組合の解散の認可 製造の請負等に係る競争人札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正 指定障害福祉サービス事業者の指定 道路の区域変更(県道広田双海線)	(行革分権課行政管理室) 583 (") 584 (") 585 (環境政策課) 586 (薬務衛生課) 586 (経営支援課) 586 (経営支援課) 586 (が業政策課) 589 (が産課) 590 (水産課) 590 (水産課) 590 (ッ) 594 (") 594 (") 594 (") 594 (") 594 (") 595 (適路維持課) 595 (都市計画課) 595 (金計課) 595 (会計課) 595 (全計課) 596 (中予地方局地域福祉課) 596 (中予地方局管理課) 596
落札者等の告示 愛媛県工事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林城事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県資源管理方針の変更 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 公共測量の終了の通知(2件) 基本測量の終了の通知 基本測量の終了の通知 基本測量の終了の通知 土地区画整理組合の解散の認可 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正 指定障害福祉サービス事業者の指定 道路の区域変更(県道広田双海線) 道路の区域変更(県道広田双海線) 道路の区域変更(県道広田双海線) 道路の区域変更(県道広田双海線)	(行革分権課行政管理室) 583 (") 584 (") 585 (環境政策課) 586 (環境政策課) 586 (経営支援課) 586 (経営支援課) 586 (水業政策課) 589 (水産課) 590 (水産課) 594 (") 594 (") 594 (") 594 (") 595 (資路維持課) 595 (都市計画課) 595 (公計課) 595 (公計課) 595 (公計課) 595 (公計課) 595 (中予地方局地域福祉課) 596 (中予地方局管理課) 596 (") 597
落札者等の告示 愛媛県主事執行規程の一部改正 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 夫規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林が事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県資源管理方針の変更 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 なまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 なお、別量の終了の通知(2件) 基本測量の終了の通知(2件) 基本測量の実施の通知 土地区画整理組合の解散の認可 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正 指定障害福祉サービス事業者の指定 道路の区域変更(県道広田双海線) 道路の任用開始(県道広田双海線) 道路の供用開始(県道広田双海線) 道路の供用開始(県道広田双海線) 道路の供用開始(県道広田双海線) 道路の供用開始(県道広田双海線)	(行革分権課行政管理室) 583
落札者等の告示 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要網の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要網の一部改正 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要網の一部改正 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要網の一部改正 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件) 愛媛県民有林人選事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正 愛媛県資源管理方針の変更 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量 な共測量の終了の通知 基本測量の終了の通知 基本測量の実施の通知 土地区画整理組合の解散の認可 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要網の一部改正 指定障害福祉サービス事業者の指定 道路の区域変更(県道に田双海線) 道路の区域変更(県道に田双海線) 道路の区域変更(県道に田双海線) 道路の任用開始(県道に田双海線) 道路の任用開始(県道に田双海線) 道路の区域変更(県道に田双海線) 道路の区域変更(県道に田双海線) 道路の区域変更(県道に田双海線) 道路の任用開始(県道に田双海線) 道路の区域変更(県道に田双海線) 道路の区域変更(県道に田双海線) 道路の区域変更(県道伊予松山港線)	(行革分権課行政管理室) 583
落札者等の告示	(行革分権課行政管理室) 583

AND - 11 - 55 / A - 5 AND						
道路の供用開始(県道松山東部環状線外)) 598
道路の区域変更(一般国道 494 号外)						
道路の区域変更(県道吉田宇和島線)						,
道路の供用開始(県道吉田宇和島線)				. (") 599
	訓	�				
愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令					(水産	課)600
	公	告				
	_	-				
ヘリコプター12ヶ月点検整備の委託				(警察	本部会計	課)615
	教育委員会	会規則				
県立学校における授業料等減免規則等の一部を改正する規則				(教育総務	課)616
愛媛県県立学校管理規則等の一部を改正する規則				(高校教育	課)619
	教育委員会	스테소				
愛媛県教育委員会公印規程及び愛媛県教職員安全衛生管理規程の一						
愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令				(高校教育	課)626
	人事委員会	会規則				
愛媛県人事委員会規則における押印及び署名を不要とするための引	≦続の特例に	三関する規則		. (人事委	員会事務	局)628
愛媛県人事委員会議事規則等の一部を改正する規則				. (") 628
職員の採用及び昇任に関する規則等の一部を改正する規則				. (") 632
期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則及び教育職員の休日、	休暇並びに	二勤務時間等に関する規則の一部を	改正する規則	I		
				. (") 633
教育職員の勤務時間の割振り等に関する特別措置規則				. (") 635
	人事委員会	会告示				
不利益処分についての審査請求に関する手続細則の一部改正				() 車禾	吕스重教	目) 639
勤務条件に関する措置の要求に関する手続細則の一部改正) 639
動物水戸に関する計画の安水に関する子が調料の 中以止				. (,,) 03
	県議会	舌示				
愛媛県議会会議規則の一部改正				(議会事務	局)…641
4	学業 企業管	理規程				
愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程			(4)	、一个类等	押层松務	鲤) 643
愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程			· -		*土/马 沁心1万 //) 644
愛媛県県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程			•		,) 646
发放水水白工来们外层内面加强V 即飞以正,V日本加强) O-K
	雑	報				
愛媛海区漁業調整委員会指示(4件)					(水産	課)649

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第32号

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給等に関する規則(昭和28年愛媛県規則第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

				改		正	:	後										改		正		前					
別表第1	第 6	条関	係)	(}	表)								別	表第1 (第	₹6 ≨	条関	係)	(₹	₹)								
省略													:	省略													_
省略														省略													
旅行司	発	用	用	旅	利	本	概	算払		精算	払	省		旅行命	発	用	用	旅	利	本	概	算払		精	算払	省	
令権者	令	務	務	行	用	人	年金	支払	年	金	支払	略		令権者	令	務	務	行	用	人	年	主 支払	. 年	= =	e 支払	略	

	€ σ <u>₹</u>	隺	年	地	期	交	စ	月	額	担当	月	額	担当	
畫	<u>2</u>		月	及	間	通	確	日		者等	日		者等	
			日	び		手	認			の <u>確</u>			の <u>確</u>	
				用		段				認			認	
				務										
				先										
省														
略														

備考

- 1~4 省略
- 5 用紙規格は、<u>日本産業規格</u> A 4 版とすること。

別表第1(裏)

旅行命	発	用	用	旅	利	本	;	概算	払		精算	払	省
令権者	令	務	務	行	用	人	年	金	±+/	年	金		略
	年	""	地	期	交				支払	-		支払	
等の <u>確</u>	'		-			の 	月	額	担当	月	額	担当	
認	月		及	間	通	確	日		者等	日		者等	
	日		び		手	認			の <u>確</u>			の <u>確</u>	
			用		段				<u>認</u>			認	
			務										
			先										
省略													

別表第1の2(第6条関係)

省略

省略							
旅行命令権者	省	略					
等の <u>確認</u>							
省略							
本人の <u>確認</u>	省	略					
省略							
旅費計算期間		ŧ	既算払		*	清算払	省
	年	金	支払担当者	年	金	支払担当者	略
	月	額	等の <u>確認</u>	月	額	等の <u>確認</u>	
	日			日			
省略							

備考

- 1~3 省略
- 4 用紙規格は、<u>日本産業規格</u>A4版とすること。

別表第1の3(第6条関係)

省略

— -н	
省略	
旅行命	省略
令権者	
等の <u>確</u>	
<u>認</u>	
省略	
本人の	省略
確認	

	手の <u>認</u>	į	年	地	期	交	စ	月	額	担当	月	額	担当	
E	<u>D</u>		月	及	間	通	認	日		者等	日		者等	
			日	び		手	印			の <u>認</u>			の <u>認</u>	
				用		段				<u>ED</u>			<u>ED</u>	
				務										
				先										
省														
略														

備考

- 1~4 省略
- 5 用紙規格は、<u>日本工業規格</u> A 4 版とすること。
- 6 電磁的記録により作成する場合における認印は、不要とする。

別表第1(裏)

旅行命	発	用	用	旅	利	本	:	概算	払		精算	払	省
令権者	\$	務	務	行	用	人	年	金	支払	年	金	支払	略
等の <u>認</u>	年		地	期	交	の	月	額	担当	月	額	担当	
<u>ED</u>	月		及	間	通	認	日		者等	日		者等	
	日		び		手	印			の <u>認</u>			の <u>認</u>	
			用		段				<u>ED</u>			即	
			務										
			先										
省略													

別表第1の2(第6条関係)

省略

省略							
旅行命令権者	省	略					
等の <u>認印</u>							
省略							
本人の <u>認印</u>	省	略					
省略							
旅費計算期間		ŧ	既算払		*	青算払	省
	年	金	支払担当者	年	金	支払担当者	略
	月	額	等の <u>認印</u>	月	額	等の <u>認印</u>	
	日			日			
省略							

備考

- 1~3 省略
- 4 用紙規格は、日<u>本工業規格</u>AA版とすること。

別表第1の3(第6条関係)

省略

省略	
旅行命	省略
令権者	
等の <u>認</u>	
<u>ED</u>	
省略	
本人の	省略
認印	

省略													
旅費計		日	額	X	分			概算	払		精算	払	省
算期間	8	16	25	35		宿	年	金	支払	年	金	支払	略
	~	~	~	km		泊	月	額	担当	月	額	担当	
	16	25	35	以			日		者等	日		者等	
	km	km	km	上					の <u>確</u>			の <u>確</u>	
	未	未	未						認			認	
	満	満	満										
	又	又											
	は	は											
	5	8											
	~	時											
	8	間											
	時	以											
	間	上											
	未												
	満												
省略													

- 1・2 省略
- 3 旅行命令権者等の確認、発令年月日、本人の確認、用務 及び用務地の各欄は、1旅行ごとに当該旅行月日の上部 に、それぞれ署名等をする こと。
- 4 省略
- 5 用紙規格は、<u>日本産業規格</u>A4版とすること。

別表第2(第9条、第9条の2、別表第3関係)(第1号様式の │ 別表第2(第9条、第9条の2、別表第3関係)(第1号様式の 1)

旅費概算	算・精算	精算	して	Ή		概算受領	年月	委任状
請求()	返納)書	11.					日	照合確
年	月日	年	月	B	所	属課(所)		認
省略								
省略		省略					省略	
省略								
概算額	¥	職務	級・	職	名	氏名		
			号給					
精算額	¥							
追給額	¥						省略	
返納額	¥							
省略								
職名	氏名 _	省略						
省略								
省略								

備考

1~5 省略

別紙 省略

別表第2 (第9条関係、別表第3関係)(第1号様式の2)

省略													
旅費計		日	額	X	分			概算	払		精算	払	省
算期間	8	16	25	35		宿	年	金	支払	年	金	支払	略
	~	~	~	km		泊	月	額	担当	月	額	担当	
	16	25	35	以			日		者等	日		者等	
	km	km	km	上					の <u>認</u>			の <u>認</u>	
	未	未	未						印			印	
	満	満	満										
	又	又											
	は	は											
	5	8											
	~	時											
	8	間											
	時	以											
	間	上											
	未												
	満												
省略													

備考

- 1・2 省略
- 3 旅行命令権者等の認印、発令年月日、本人の認印、用務 及び用務地の各欄は、1旅行ごとに当該旅行月日の上部 に、それぞれ<u>押印し、又は記載する</u>こと。
- 4 省略
- 5 用紙規格は、<u>日本工業規格</u>A4版とすること。

1)

旅費概算	算・精算	精算	して	ょ	根	提算受领	Į	年月	委任状
請求(i	返納)書	۱١.						日	照合印
年	月日	年	月日		所属	誤課(角	f)		
省略									
省略		省略		•				省略	
省略									
概算額	¥	職務	級・	職名	<u> </u>	氏名	<u> </u>		
			号給						
精算額	¥		 						
追給額	¥							省略	
返納額	¥								
省略									
職名	氏名 🚇	省略					,		
省略									
省略									

備考

- 1~5 省略
- 6 電磁的記録により作成する場合における押印は、不要と <u>する。</u>

別紙 省略

別表第2(第9条関係、別表第3関係)(第1号様式の2)

旅費精算(相	精算してよ	概算受領	年月	委任状
算)請 求()	ž II.		日	照合確
納)書				認
年 月 日	年 月 日	所属課(所)		
省略				
金額	省略	省略		
¥	職名 氏名			
概算額¥	省略			
精算額 ¥		省略		
追給額 ¥				
返納額 ¥				
省略				

備考 省略

別表第2(第9条、別表第3関係)(第2号様式)

赴任旅費精算	請求(返納)書	所属課(所)		<u>委任状</u>
	省略	既支払額受領	年	<u>照合確</u>
金額	職名 氏名 _	日	月	<u>認</u>
	省略		日	
¥		省略		
既支払額¥				
精 算 額 ¥				
追給額¥				
省略				

備考

1~4 省略

別表第2(第9条、別表第3関係)(第3号様式)

日額旅費精算	算 精算してよ	概算受領	年月	委任状
(概算)請え	えい。		日	照合確
(返納)書				認
年 月 日	年 月 日	所属課(所)		
省略				
金額	省略	省略		
¥	職名 氏名	_		
概算額¥	省略			
精算額 ¥		省略		
追給額¥				
返納額 ¥				
省略				

備考 省略

別表第2(第9条、別表第3関係)(第4号様式)

省略			
省略		省略	
省略			
職業	氏名		

旅費精算(概算)請求(返		概算受領	年月日	<u>委任状</u> 照合印
納)書	• 10		I	<u> </u>
年 月 日	年 月 日	所属課(所)		
省略				
金額	省略	省略		
¥	職名 氏名 🕮			
概算額¥	省略			
精算額 ¥		省略		
追給額¥				
返納額 ¥				
省略				

備考 省略

別表第2(第9条、別表第3関係)(第2号様式)

赴任旅	費精算請	求(返	所属課(所)		委任状		
		省略			既支払額受領	年	照合印
金	額	職名	氏名	<u> </u>	日	月	
		省略				日	
¥					省略		
既支払額	額 ¥						
精算	額 ¥						
追給	額 ¥						
省略							

備考

1~4 省略

5 電磁的記録により作成する場合における押印は、不要とする。

別表第2(第9条、別表第3関係)(第3号様式)

日額旅費精	1		I して	てよ		概算受領	年月	委任状
(概 算)請	求	11.					日	照合印
(返納)書								
年 月 日		年	月	日	所	「属課(所)		
省略								
金額	省	略				省略		
¥	職	名	氏名	<u>(</u>	<u></u>			
概算額¥	省	略						
精算額 ¥						省略		
追給額 ¥								
返納額 ¥								
省略								

備考 省略

別表第2(第9条、別表第3関係)(第4号様式)

省略				
省略			省略	
省略				
職業	氏名	<u> </u>		

省略	省略
省略	省略
備考 省略	備考 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第33号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正す る。

	改 正 後		改 正 前
(審査の申立て	()	(審査の申立て	[]
22 条 省略		第22条 省略	
前項の書面 ((以下「審査申立書」という。)には、次に	∴掲げる 2 前項の書面((以下「審査申立書」という。)には、次
事項を記載し_		、正 事項を記載し <u>、</u>	審査を申し立てようとする者が記名押印
副2通を、書類	質、記録その他の資料を添えて審査会に提出	計しなけ 副2通を、書類	頁、記録その他の資料を添えて審査会に提
ればならない。		ればならない。	
1)~(6) 省略		(1)~(6) 省略	
省略		3 省略	
式第2号 (第8	8条関係)	様式第2号(第8	3条関係)
省略		省略	
省略		省略]
 省略	省略	省略	省略
	省略		省略
			氏名
	氏 名	=	<u></u>
省略		省略	
〔注意事項〕	省略	〔注意事項〕	省略
式第3号 (第8	8条関係)	様式第3号 (第8	3条関係)
省略		省略	
	省略		省略
 省略	省略	省略	省略
	省略		省略
	氏 名 <u></u>		氏 名 鱼
	<u> </u>		
省略	,	省略	
	氏 名		氏 名
省略		省略	
	氏名	_	氏 名
省略			
省略	省略	省略	省略

415 m/m						省略						
省略						省略						
			所 在 [‡]							所 在		
		診療機関の							診療機関の	I		_
	月 日		医師の氏行	<u> </u>		至	∓ 月	日		医師の氏	名 ———	<u> </u>
省略						省略						
省略						省略						
		所 在	地						所 在	地		
訪問	司看護事業者(の名	称			訪問	問看護事	業者の	の名	称		
		し 代表者[_					し 代表者□			<u> </u>
(注意事]	└─── 〔注意事	面) 省	1略				
	(第8条関係	()			模	式第4号			.)			
当略	(>15 - 13 11 20 113	. ,				省略	(),, - ,,	1 123 131	,			
				省略	1						省略	
省略		省略				省略			省略			
ᆸᄪ												
		省略	_						省略	_		
		氏	名	 .					氏	名		<u> </u>
 省略						省略						
7 所	省略					7 所	少败					
, 71 属部局			所在地			属部局				「所 在 地		
あし の長の									所属部局の	1		
証明	1	所属部局の	長の職名			の長の		,		日本 が 長の職名		<u> </u>
			(技の戦石			証明				(反の戦力		<u> </u>
省略						省略						
省略						省略						
11 医						11 医						
師の	省略					師の						
証明			所 在 地			証明				∫所 在 地	,	
		医療機関の	名 称					[医療機関の	名 称		
			医師氏名							医師氏名		<u> </u>
省略						省略						
 省略			省略			省略				省略		
						〔注意事	1百) 4	4 収				
	(第8条関係	<u> </u>			槎	式第5号			.)			
は略	מו נגו או מי מע	. ,				省略	(),, 0),	(12,12,13,13)				
省略		省略				省略			省略			
		省略							省略			
		氏	名						氏	名		<u> </u>
 省略						 省略						
A "H						P TH						
 省略			省略			省略				省略		
			省略							省略		
(注辛亩	項〕 省略				1	〔注意事	酒) 4	全服 女				
	スノ 目門					(江忠尹	~× 1					

省略 省略 (注意事項) 様式第5号の2 省略 省略		<u> </u>
省略 省略 (注意事項) 様式第5号の2 省略	省略 氏 名 省略	<u> </u>
省略 (注意事項) 様式第5号の2 省略	氏 名 省略 省略	<u> </u>
省略 (注意事項) 様式第5号の2 省略	省略	
省略 〔注意事項〕 様式第5号の2 省略	省略	
省略 〔注意事項〕 様式第5号の2 省略		
〔注意事項〕 様式第5号の2 省略		
〔注意事項〕 様式第5号の2 省略		
様式第5号の2		
様式第5号の2		
省略	(الماليجا الله و حد	
首略	/12 m/r	
1 1 1	省略	
	省略	
	氏 名	<u> </u>
省略		
华吨		
	8条関係)	
省略 		
省略	省略	
	省略	
	氏名	<u> </u>
	소 교육	
	داء سدح	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
省略	省略	
	省略	
		<u> </u>
省略 	省略	<u>@</u>
	省略	<u> </u>
	省略	<u> </u>
省略	省略	<u> </u>
省略	省略 氏 名	<u> </u>
省略 (注意事項)	省略 氏 名	<u> </u>
省略 省略 〔注意事項〕 様式第7号 (第	省略 氏 名	<u> </u>
省略 (注意事項)	省略 氏 名	<u> </u>
省略 省略 〔注意事項〕 様式第7号 (第	省略 氏 名	<u> </u>
省略 省略 (注意事項) 様式第7号 (第	省略 氏 名 省略 8条関係)	<u> </u>
省略 (注意事項) 様式第7号 (第	省略 氏 名 省略 8条関係)	
省略 省略 (注意事項) 様式第7号 (第	省略 氏 名	
	省略 〔注意事項〕 様式第6号 (第 省略	当略

(表)

省略	条関係)		省略		
省略	省略		省略	省略	
	省略	67		省略	57
		名		氏	名
	省略			省略	
省略			省略		
省略			省略		
〔注意事項〕	省略		〔注意事項〕	省略	
式第9号 (第8	条関係)		様式第9号(第8	3条関係)	
省略			省略		
省略	省略		省略	省略	
	省略			省略	
	氏	名		氏	名
	省略			省略	-
 省略			省略	I	
H-1					
/IA m/r		/lamb	da mer		/IA mfr
省略		省略	省略		省略
省略	省略		省略	省略	
	省略			省略	
	氏	名 <u></u> -		氏	名
	省略			省略	
省略			省略		
		省略	省略		省略
省略					
省略					
	省略		〔注意事項〕	省略	
省略 〔注意事項〕 :式第11号(第8			〔注意事項〕 様式第11号 (第8		
〔注意事項〕					
〔注意事項〕 :式第11号 〔第8 省略	条関係)		様式第11号 (第 8 省略	8条関係)	
〔注意事項〕 :式第11号 (第 8	条関係)		樣式第11号 (第 8	3条関係)	
〔注意事項〕 式第11号 〔第8 省略	条関係) 省略	2	様式第11号 (第 8 省略	省略 省略	2
〔注意事項〕 式第11号 〔第8 省略	条関係) 省略 省略 氏	名	様式第11号 (第 8 省略	3 条関係) 省略 氏	名
〔注意事項〕 式第11号 (第8 省略	条関係) 省略	名	様式第11号 (第8 省略	省略 省略	名
〔注意事項〕 式第11号 (第 8 省略	条関係) 省略 省略 氏	名	様式第11号 (第 8 省略	3 条関係) 省略 氏	名
〔注意事項〕 式第11号 (第 8 省略 省略	条関係) 省略 省略 氏		様式第11号(第 8 省略 省略	3 条関係) 省略 氏	
〔注意事項〕 式第11号 (第 8 省略 省略	条関係) 省略 省略 氏	名	様式第11号 (第8 省略	3 条関係) 省略 氏	名 《
〔注意事項〕 式第11号 (第 8 省略 省略	条関係) 省略 省略 氏		様式第11号(第 8 省略 省略	3 条関係) 省略 氏	
〔注意事項〕 式第11号 (第 8 省略 省略	条関係) 省略 省略 氏 省略		様式第11号(第 8 省略 省略	3条関係) 省略	

(表)

省略		省略
	氏 名	氏 名
省略		省略
〔注意事項〕	省略	〔注意事項〕 省略
	(裏)	(裏)
省略		省略
省略		省略
H *H	所 在 地	所 在 地
病院又は言	ク療所の 名 称	病院又は診療所の名称
	医師の氏名	医師の氏名
└────── :式第13号の2(様式第13号の2 (第15条関係)
3.13 - 10 - 10 - 2 (省略	が (M (表) (元)	省略
省略	E 4	省略 氏 名 <u></u>
	氏 名	Ŭ ħ <u>⊎</u>
省略		省略
〔注意事項〕 〔注意事項〕	省略	[注意事項] 省略
式第14号 (第15		様式第14号 (第15条関係)
省略		省略
省略		省略
	氏 名	氏名
		省略
	//a mer	
〔注意事項〕 : 式第15号 (第11		〔注意事項〕 省略 樣式第15号
<u>: ハカ 13 ラ</u> (カロ 省略	<u> </u>	省略
省略	省略	省略 省略
	省略	省略
	氏 名	氏 名 ④
	省略	省略
省略		省略
省略		省略
省略		省略
〔注意事項〕		〔注意事項〕 省略
式第16号 (第11	条関係)	樣式第16号
省略		省略
省略	省略	省略 省略
	省略	省略
	氏 名	氏 名 ④
	1	当 当 当 当 当
 省略	1	省略
目哨		目町
省略		省略
//> m/r		
省略		省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第34号

今和3年3月30日

愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則を次のように定める。

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則

申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。

- (1) 愛媛県吏員職員恩給規則特例条例施行規程(昭和21年愛媛県令第19号)別記第1号様式及び別記第2号様式
- (2) 食品衛生法施行細則(昭和23年愛媛県規則第62号)様式第2号及び様式第4号
- (3) 公衆浴場法施行細則(昭和23年愛媛県規則第67号)様式第1号、様式第4号、様式第5号及び様式第10号
- (4) 恩給の改定及び請求手続(昭和23年愛媛県規則第73号)別表第1号様式から別表第3号様式まで
- (5) 興行場法施行細則(昭和25年愛媛県規則第27号)様式第1号、様式第5号及び様式第6号
- (6) 恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続(昭和25年愛媛県規則第31号)別記第1号様式から別記第3号様式まで
- (7) 愛媛県吏員職員恩給規則臨時特例条例の一部を改正する条例附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続(昭和25年愛媛県規則第54号)別記第1号様式から別記第3号様式まで
- (8) 栄養士法施行細則(昭和25年愛媛県規則第67号)様式第1号から様式第5号まで
- (9) 火薬類取締法施行細則(昭和25年愛媛県規則第71号)様式第1号、様式第2号及び様式第4号
- (10) 狂犬病予防法施行細則(昭和25年愛媛県規則第84号)様式第1号
- (11) 恩給法の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続(昭和26年愛媛県規則第29号)別記様式
- (12) 愛媛県吏員職員恩給規則の一部を改正する条例附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続(昭和26年愛媛県規則第44号)別記様式
- (ii) 恩給法の一部を改正する法律附則第 3 項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続(昭和27年愛媛県規則第1号)別記様式
- (14) 愛媛県吏員職員恩給規則の一部を改正する条例附則第2項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続(昭和27年愛媛県規則第2号)別記様式
- (15) 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)第1号様式の1から第2号様式まで
- (16) 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則(昭和28年愛媛県規則第7号)様式第3号
- (17) 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律に基く恩給の改定に関する手続(昭和28年愛媛県規則第9号) 別記第2号様式
- (18) 火薬類取締法施行規則第15条の規定に基き、知事が指示する安全な場所の基準等に関する規則(昭和28年愛媛県規則第12号)様式
- (19) 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する条例に基く、恩給の改定等に関する手続(昭和28年愛媛県規則第21号)第2号様式
- ② 愛媛県吏員職員恩給規則の一部を改正する条例附則第6条及び第10条の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則 (昭和28年愛媛県規則第57号)別紙第2号書式
- ②1) 恩給法の一部を改正する法律附則第8条及び昭和27年10月31日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の規定により 改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則(昭和28年愛媛県規則第58号)別紙第2号書式
- ② 恩給給与細則(昭和28年愛媛県規則第59号)別紙第1号書式から別紙第23号書式まで、別紙第26号書式から別紙第30号書式まで、別紙 第32号書式から別紙第50号書式まで及び別紙第53号書式から別紙第58号書式まで
- ② と畜場法施行細則(昭和29年愛媛県規則第13号)様式第4号、様式第5号、様式第7号及び様式第9号
- ② 愛媛県港湾管理条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第15号)様式第1号から様式第7号まで及び様式第9号
- ② 死体解剖保存法施行細則(昭和30年愛媛県規則第65号)様式第2号から様式第8号まで
- ② 歯科技工士法施行細則(昭和31年愛媛県規則第39号)様式第2号及び様式第5号
- ② 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例の規定により改定すべき恩給の改定手続等に関する規則 (昭和31年愛媛県規則第40号)別紙様式
- ②8 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の規定により改定すべき恩給の改定手続等に関する規則 (昭和31年愛媛県規則第41号)別紙様式
- ② 理容師法施行細則(昭和31年愛媛県規則第44号)様式第1号、様式第2号及び様式第6号
- ③ 愛媛県恩給給与規則(昭和32年愛媛県規則第34号)別表第1号書式から別表第16号書式まで及び別表第19号書式から別表第34号書式まで
- ③〕 愛媛県海岸法施行細則(昭和32年愛媛県規則第43号)様式第1号から様式第6号まで

- ③2 旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)様式第1号、様式第4号及び様式第5号
- ③ 美容師法施行細則(昭和32年愛媛県規則第65号)様式第1号、様式第2号及び様式第6号
- ③ 愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則(昭和33年愛媛県規則第27号) 別記第1号書式から別記第3号書式まで
- (35) 恩給法等の一部を改正する法律の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則(昭和33年愛媛県規則第29号)別記第1号書式から別記第3号書式まで
- ③6 愛媛県身体障害者福祉法施行細則(昭和34年愛媛県規則第24号)様式第6及び様式第34から様式第34の3まで
- ③7) 愛媛県県立自然公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規則第29号)様式第1号から様式第11号の2まで、様式第11号の4及び様式第11号の5
- ③8 愛媛県庁舎管理規則(昭和34年愛媛県規則第36号)第2号様式
- ③9 危険物の規制に関する規則(昭和34年愛媛県規則第59号)様式第2号
- (40) 愛媛県恩給給与規則及び恩給給与細則の臨時特例に関する規則(昭和35年愛媛県規則第50号)第1号書式及び第2号書式
- (41) 恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則(昭和36年愛媛県規則第31号)別記第1号書式から別記第3号書式まで
- (42) 愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則(昭和36年愛媛県規則第37号)別記第1号書式から別記第3号書式まで
- 43 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和36年愛媛県規則第44号)第1号様式
- (44) 愛媛県水道条例施行規則(昭和38年愛媛県規則第41号)様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号
- (45) 愛媛県農林水産研究所使用規則(昭和38年愛媛県規則第58号)様式第6号及び様式第7号
- (46) 愛媛県漁港管理条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第88号)様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第7号及び様式第9号から様式第11号まで
- 47 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(昭和41年愛媛県規則第13号)様式第4号及び様式第6号
- 48 愛媛県砂防指定地管理条例施行規則(昭和41年愛媛県規則第38号)様式第1号から様式第4号まで及び様式第9号
- (49) 恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則(昭和41年愛媛県規則第44号)第1号書式から第4号 書式まで
- 50 愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則(昭和41年愛媛県規則第48号)第1号書式から第4号書式まで
- ⑤1) 製菓衛生師法施行細則(昭和42年愛媛県規則第26号)様式第2号
- ⑤2 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則(昭和43年愛媛県規則第29号)様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号
- ⑤3 恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則(昭和44年愛媛県規則第52号)別記書式
- ⑤纠 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年愛媛県規則第38号)様式第1号、様式第13号及び様式第19号から様式第25号まで
- (55) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和46年愛媛県規則第3号)様式第1号、様式第4号及び様式 第6号
- ⑤ 柔道整復師法施行細則(昭和46年愛媛県規則第4号)様式第1号
- 57) 愛媛県公害防止条例施行規則(昭和47年愛媛県規則第2号)様式第1号から様式第4号まで、様式第6号、様式第7号、様式第9号、様式第12号、様式第14号から様式第24号まで及び様式第26号
- ⑤8 愛媛県消費生活条例施行規則(昭和50年愛媛県規則第39号)様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第5号及び様式第7号
- ⑤ 温泉法施行細則(昭和51年愛媛県規則第28号)様式第1号から様式第21号まで、様式第23号、様式第24号、様式第26号及び様式第27号
- 60 愛媛県飼料検定条例施行規則(昭和52年愛媛県規則第4号)様式第1号
- ⑥〕 愛媛県職員等表彰規則(昭和54年愛媛県規則第59号)様式第1号及び様式第2号
- ⑥② 愛媛県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年愛媛県規則第5号)別記様式
- 63 保健師助産師看護師法施行細則(昭和57年愛媛県規則第20号)様式第1号から様式第8号まで
- 64 愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則(昭和59年愛媛県規則第30号)様式第2号から様式第7号まで、様式第9号及び様式 第10号
- (65) 化製場等に関する法律施行細則(昭和59年愛媛県規則第54号)様式第1号、様式第2号、様式第7号及び様式第8号
- (66) 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和60年愛媛県規則第50号)様式第1号、様式第2号及び様式第7号
- ⑥ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成4年愛媛県規則第1号)様式第1号、様式第3号及び様式第7号
- (68) 愛媛県の海を管理する条例施行規則(平成7年愛媛県規則第67号)様式第1号及び様式第2号
- (69) 人にやさしいまちづくり条例施行規則(平成8年愛媛県規則第38号)様式第2号及び様式第3号
- (70) 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年愛媛県規則第58号)様式第1号から様式第3号まで、様式第5号から様式第8号まで、様式第13号及び様式第16号
- (71) 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成11年愛媛県規則第31号)様式第

- 1号から様式第13号まで
- (72) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則(平成12年愛媛県規則第14号)様式第1号から様式第6号まで及び様式第8号
- (73) 愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則(平成12年愛媛県規則第58号)様式第1号、様式第3号、様式第5号から様式第8号まで
- (74) 医療法施行細則(平成14年愛媛県規則第43号)様式第1号から様式第20号まで、様式第22号から様式第31号まで、様式第33号から様式第35号まで、様式第37号及び様式第39号から様式第50号の2まで
- (75) 牛海綿状脳症対策特別措置法施行細則(平成14年愛媛県規則第58号)様式第2号から様式第4号まで
- (76) 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成16年愛媛県規則第45号)様式第1号から様式第3号まで
- (ボ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成17年愛媛県規則第34号)様式第3号及び様式第6号
- (78) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成18年愛媛県規則第56号)様式第1号、様式第3号から様式第5号まで及び様式第7号から様式第9号まで
- (79) 愛媛県資源循環促進税条例施行規則(平成18年愛媛県規則第64号)様式第1号、様式第3号、様式第5号から様式第9号まで、様式第11号、様式第13号及び様式第14号
- 80) 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則(平成19年愛媛県規則第18号)様式第1号及び様式第2号

- 图 愛媛県核燃料税条例施行規則(平成31年愛媛県規則第3号)様式第1号
- ⊗2 愛媛県生涯学習センター管理規則(令和2年愛媛県規則第12号)様式第3号及び様式第6号
- 図 愛媛県総合科学博物館管理規則(令和2年愛媛県規則第13号)様式第3号及び様式第6号
- ◎ 愛媛県歴史文化博物館管理規則(令和2年愛媛県規則第15号)様式第3号及び様式第6号
- 图 愛媛県美術館管理規則(令和2年愛媛県規則第17号)様式第5号

附即

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第35号

愛媛県聴聞規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

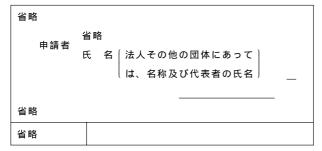
愛媛県聴聞規則の一部を改正する規則

愛媛県聴聞規則(平成6年愛媛県規則第48号)の一部を次のように改正する。

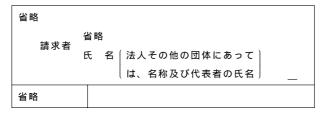
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前					
(聴聞調書及び報告書の記載事項)	(聴聞調書及び報告書の記載事項)					
第11条 法第24条第1項の聴聞の審理の経過を記載した調書(以下	第11条 法第24条第1項の聴聞の審理の経過を記載した調書(以下					
「聴聞調書」という。)には、次に掲げる事項(聴聞の期日にお	「聴聞調書」という。)には、次に掲げる事項(聴聞の期日にお					
ける審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項	ける審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項					
を除く。)を <u>記載しなければ</u> ならない。	を除く。)を <u>記載し、主宰者が記名押印しなければ</u> ならない。					
(1)~(8) 省略	(1)~(8) 省略					
2 省略	2 省略					
3 法第24条第3項の報告書(以下「報告書」という。)には、次	3 法第24条第3項の報告書(以下「報告書」という。)には、次					
に掲げる事項を <u>記載しなければ</u> ならない。	に掲げる事項を <u>記載し、主宰者が記名押印しなければ</u> ならない。					
(1)~(3) 省略	(1)~(3) 省略					
第2号樣式(第3条関係) 代理人資格証明書	第2号様式(第3条関係) 代理人資格証明書					
省略	省略					
当事者又 省略	当事者又《省略》					
は参加人 氏 名 [法人その他の団体にあって]	は参加人 氏 名 法人その他の団体にあって					
は、名称及び代表者の氏名	は、名称及び代表者の氏名					
省略	省略					
省略	省略					
代省略	代省略					
理	理					
人氏名	人 氏名 (歳)					

第3号様式(第4条関係) 聴聞参加許可申請書



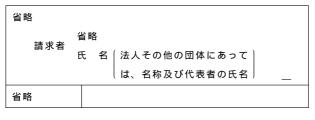
樣式第4号(第5条関係) 文書等閲覧請求書



樣式第5号(第7条関係) 補佐人出頭許可申請書

省略	各		
	申請者	省略	
	中明日	氏 名 [法人その他の団体にあって]	
		は、名称及び代表者の氏名	_
省略	各		
補	省略		
佐			
人	氏名		
省略	各		

樣式第6号(第12条関係) 聴聞調書等閲覧請求書



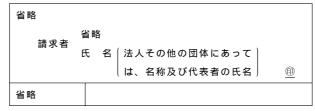
注 当事者又は参加人が個人の場合にあっては、記名押印に代 えて署名することができる。

第3号様式(第4条関係) 聴聞参加許可申請書

省略			
申請者	省略	各	
甲胡白	氏	名	│法人その他の団体にあって │
			は、名称及び代表者の氏名 🕮
			年 齢 歳
省略			
省略			

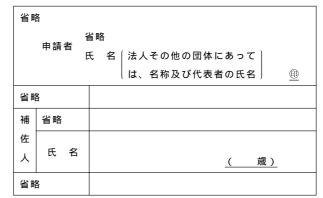
注 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第4号(第5条関係) 文書等閲覧請求書



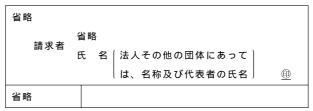
注 請求者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

樣式第5号(第7条関係) 補佐人出頭許可申請書



注 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

樣式第6号(第12条関係) 聴聞調書等閲覧請求書



注 請求者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第36号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

	改 正	後		改 正	前	
 第11号様式(第1条関係)		第11号樣式((第1条関係)		
省略			省略			
		市町長	_		市町長	E
省略			省略			
省略			省略			
第12号樣式(第1条関係)		第12号様式(〔第1条関係)		
省略			省略			
		市町長	_		市町長	Ē
省略			省略			
省略			省略			
第13号樣式(第1条関係)		第13号様式			
省略			省略			
		市町長	_		市町長	Ē
省略			省略			
省略			省略			
備考省	備 考 省略					
第14号樣式(第1条関係)		第14号様式((第1条関係)		
省略			省略			
		市町長	_		市町長	E
省略			省略			
省略			省略			
備考省	略		備考省	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第15号樣式(第1条関係)		第15号様式((第1条関係)		
省略			省略			
省略	省略		省略	省略		
	氏名又は			氏名又は		
	名称及び			名称及び		
	その代表	<u>-</u>	_	その代表		<u> </u>
	者の氏名		_	者の氏名		
	省略			省略		
省略			省略			
備考 省略			備考 省略	 축		
第20号樣式(第5条関係)		第20号樣式((第5条関係)		
省略			省略			
			省略			

R4 E11

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第37号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)の一部を次のように改正する。

3 省略

4 省略

5 省略

第5号、様式第12号関係) 誓約書

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

īF 様式第1号(第4条の4、第16条関係) 水質・土壌検査報告書 様式第1号(第4条の4、第16条関係) 水質・土壌検査報告書 報告者 氏名(法人にあっては、そ 報告者 氏名(法人にあっては、そ の名称及び代表者の氏名) の名称及び代表者の氏名) ⅎ 省略 省略 省略 省略 注1・2 省略 注1・2 省略 3 報告者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。 様式第1号の2(第4条の4、第7条、第12条、様式第1号、様式 │ 様式第1号の2(第4条の4、第7条、第12条、様式第1号、様式 第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様 第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様 式第7号の2関係) 検査試料採取調書 式第7号の2関係) 検査試料採取調書 省略 省略 所 属 所 属 採取者 採取者 職氏名 職氏名 省略 省略 省略 省略 注 省略 注 省略 樣式第2号(第7条関係) 特定事業許可申請書 樣式第2号(第7条関係) 特定事業許可申請書 (表) (表) 省略 申請者 氏名(法人にあっては、そ 申請者 氏名(法人にあっては、そ の名称及び代表者の氏名) の名称及び代表者の氏名) ⅎ 省略 省略 省略 省略 <u>注</u> 省略 注1 省略 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。 (裏) 省略 (裏) 省略 様式第2号の2(第7条、様式第2号、様式第3号、様式第4号関 様式第2号の2(第7条、様式第2号、様式第3号、様式第4号関 係) 説明会等報告書 係) 説明会等報告書 省略 省略 報告者 氏名(法人にあっては、そ 報告者 氏名(法人にあっては、そ の名称及び代表者の氏名) の名称及び代表者の氏名) (A) 省略 省略 省略 省略 注1 省略 注1 省略 2 報告者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。 2 省略 3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

第5号、樣式第12号関係) 誓約書

様式第2号の3(第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式 │様式第2号の3(第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式

K)

注1 省略

2 省略

申請者(届出者) 氏名(法人にあっては、そ 申請者(届出者) 氏名(法人にあっては、そ の名称及び代表者の氏名) の名称及び代表者の氏名) (A) 省略 省略 注 省略 注 省略 (裏) 省略 (裏) 省略 **樣式第3号**(第7条関係) 特定事業(一時堆積事業)許可申請書 │ **樣式第3号**(第7条関係) 特定事業(一時堆積事業)許可申請書 (表) (表) 省略 省略 申請者 氏名(法人にあっては、そ 申請者 氏名(法人にあっては、そ の名称及び代表者の氏名) の名称及び代表者の氏名) $^{\odot}$ 省略 省略 省略 省略 <u>注</u> 省略 <u>注 1</u> 省略 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u> (裏) 省略 (裏) 省略 樣式第4号(第11条関係) 特定事業変更許可申請書 樣式第4号(第11条関係) 特定事業変更許可申請書 (表) (表) 省略 省略 申請者 氏名(法人にあっては、そ 申請者 氏名(法人にあっては、そ 1 の名称及び代表者の氏名) の名称及び代表者の氏名) 省略 省略 省略 省略 <u>注__</u> 省略 注1 省略 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u> (裏) 省略 (裏) 省略 樣式第5号(第11条関係) 特定事業変更届 樣式第5号(第11条関係) 特定事業変更届 (表) (表) 省略 省略 届出者 氏名(法人にあっては、そ 届出者 氏名(法人にあっては、そ の名称及び代表者の氏名) の名称及び代表者の氏名) 省略 省略 省略 省略 <u>注</u> 省略 注1 省略 2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。 (裏) 省略 (裏) 省略 様式第6号(第12条、第12条の2、様式第7号の2関係) 土砂等 │様式第6号(第12条、第12条の2、様式第7号の2関係) 土砂等 搬入届 搬入届 省略 省略 届出者 氏名(法人にあっては、そ 届出者 氏名(法人にあっては、そ の名称及び代表者の氏名) の名称及び代表者の氏名) 省略 省略 省略 省略

注1 省略

3 省略

することができる。

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名

樣式第10号(第18条関係) 特定事業完了届

	省略
省略 採取場所の責任者 氏 名 省略	省略 採取場所の責任者 氏 名 <u>④</u> 省略
省略	省略
注 省略 :式第7号の2 (第12条、第12条の2関係) 土砂等搬入変更届	注 省略 様 式第7号の2 (第12条、第12条の2関係) 土砂等搬入変更届
省略 届出者 氏名(法人にあっては、そ	省略 届出者 氏名(法人にあっては、そ
の名称及び代表者の氏名)	の名称及び代表者の氏名)
省略	省略
省略	省略
注 省略	注 1 省略
	2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
	<u>することができる。</u>
式第7号の3(第12条の2関係) 土砂等管理台帳	様式第7号の3(第12条の2関係) 土砂等管理台帳
様式第7号の3(その1) 土砂等管理台帳(一時堆積事業以	様式第7号の3(その1) 土砂等管理台帳(一時堆積事業
外)	外)
省略	省略
注省略	注省略
/エ ョ 昭 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項	/生 自昭 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項
搬出 搬入 作成者	
年月 年 月 日 年月 年 月 日 役職・ -	年月 年 月 日 年月 日 日 役職・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日日氏名	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
	省略
省略	H 'H
注省略	注 省略
	注省略
注 省略	注 省略
注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業)	注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業)
注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略	注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略
注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項	注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項
注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項	注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出 搬入 作成者
注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出 搬入 作成者 (作成者) (作成者) (作成者) (作成者) (上) (上) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一	注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出 搬入 作成者 年月 年 月 日 年月 日 役職・ ④
注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 	注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出
注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出	注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出
注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出	注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出
注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出	注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出 年月 年 月 日 年月 年 月 日 役職・ 日 日 日 日 氏名
注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出	注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出
注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出	注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出
注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出	注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出
注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出	注 省略 様式第7号の3(その2) 土砂等管理台帳(一時堆積事業) 省略 注 省略 別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項 搬出 年月 年 月 日 年月 年 月 日 役職・ 日日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

3 報告者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名

<u>することができる。</u>

樣式第10号(第18条関係) 特定事業完了届

様式第11号(第19条関係) 特定事業廃止(休止・再開)届

省略 届出者 氏名(法人にあっては、そ の名称及び代表者の氏名) ^④ 省略

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。

様式第11号(第19条関係) 特定事業廃止(休止・再開)届

省略 届出者 氏名(法人にあっては、そ の名称及び代表者の氏名) ① 省略

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。

樣式第12号(第20条関係) 特定事業承継届

省略 届出者 氏名(法人にあっては、そ の名称及び代表者の氏名) <u>④</u> 省略

注 1 省略

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第38号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

樣式第1号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書 樣式第1号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書 氏名(法人にあつては、 氏名(法人にあつては、 申請者 申請者 名称及び代表者の氏名) 名称及び代表者の氏名) 省略 省略 省略 省略 注1 省略 注1 省略 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u> 2 省略 3 省略 3 省略 4 省略

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7_ 省略
- 8 省略
- 9 省略
- $\underline{10}$ 次に掲げる場合は、 $\underline{9}$ (1) に掲げる書類の添付を要しない。
- (1) (2) 省略
- 11 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法 (昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券 報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、<u>9(8)</u> 及び⁽¹⁰⁾に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付 することができる。
- 12 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、9(11)から(16)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

模式第2号(第2条関係) 廃棄物再生事業者登録申請書

省略

氏名又は名称及び住所

申請者 並びに法人にあつて

は、その代表者の氏名

省略

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略

樣式第4号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

省略

氏名(法人にあつては、 申請者

名称及び代表者の氏名)

省略

省略

注1 省略

2 省略

樣式第5号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設定期検査申請書

省略

氏名(法人にあつては、 申請者

名称及び代表者の氏名)

省略

省略

<u>注</u> 省略

- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 次に掲げる場合は、10(1)に掲げる書類の添付を要しない。
 - (1) (2) 省略
- 12 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、10(8)及び(10)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。
- 13 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、10(11)から(16)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

樣式第2号(第2条関係) 廃棄物再生事業者登録申請書

省略

氏名又は名称及び住所

申請者 並びに法人にあつて

は、その代表者の氏名

省略

- 注1 省略
 - 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
 - 3 省略
 - 4 省略

樣式第4号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

省略

氏名(法人にあつては、 申請者

名称及び代表者の氏名)

のエタン

◍

省略

省略

- 注1 省略
 - 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
 - 3 省略

樣式第5号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設定期検査申請書

省略

氏名(法人にあつては、 申請者

名称及び代表者の氏名)

省略

省略

<u>注 1</u> 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。

 \bigcirc

(1)

樣式第7号(第2条関係) 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告

省略

氏名(法人にあつては、 報告者

[・] 名称及び代表者の氏名)

省略

省略

注1 省略

2 省略

樣式第8号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

省略

氏名(法人にあつては、 申請者

3 名称及び代表者の氏名)

省略

省略

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法 (昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券 報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、<u>9(8)</u> 及び(10)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付 することができる。
- 11 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、9(11)から(16)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

樣式第9号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

省略

氏名(法人にあつては、 届出者

名称及び代表者の氏名)

省略

省略

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略

樣式第7号(第2条関係) 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告 書

省略

氏名(法人にあつては、 報告者

名称及び代表者の氏名)

省略

省略

- 注1 省略
 - 2 報告者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
 - 3 省略

樣式第8号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

省略

氏名(法人にあつては、 申請者

名称及び代表者の氏名)

省略

省略

- 注1 省略
 - 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
 - 3 省略
 - 4 省略
 - 5 省略
 - 6 省略
 - 7 省略
 - 8 省略
 - <u>9</u> 省略 10 省略

することができる。

- 11 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法 (昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券 報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、10(8) 及び(10)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付
- 12 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、10(11)から(16)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

樣式第9号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

省略

氏名(法人にあつては、 届出者

名称及び代表者の氏名)

省略

省略

- 注1 省略
 - 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
 - 3 省略
 - 4 省略

愛 令和3年3月30日 4 省略 5 省略 **樣式第10号**(第2条関係) 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届 │ **樣式第10号**(第2条関係) 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届 出書 省略 氏名(法人にあつては、 届出者 名称及び代表者の氏名) 省略 省略 注1 省略 2 省略 樣式第11号(第2条関係) 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 省略 氏名(法人にあつては、 申請者 名称及び代表者の氏名) 省略 省略 注1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 樣式第12号(第2条関係) 熱回収施設設置者認定申請書 省略 氏名(法人にあつては、 申請者 名称及び代表者の氏名) 省略 省略 注1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7_ 省略 8 省略 9 省略 10 省略 樣式第13号(第2条関係) 熱回収施設休廃止等届出書 省略 氏名(法人にあつては、 届出者 名称及び代表者の氏名)

省略 省略

6 省略 出書 省略 氏名(法人にあつては、 届出者 $^{\odot}$ 名称及び代表者の氏名) 省略

省略 注1 省略

5 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。

3 省略

樣式第11号(第2条関係) 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

省略 氏名(法人にあつては、 申請者 ⅎ 名称及び代表者の氏名) 省略 省略

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

樣式第12号(第2条関係) 熱回収施設設置者認定申請書

省略 氏名(法人にあつては、 申請者 ⅎ 名称及び代表者の氏名) 省略 省略

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略 10 省略

11 省略

樣式第13号(第2条関係) 熱回収施設休廃止等届出書

省略 氏名(法人にあつては、 届出者 $^{\odot}$ 名称及び代表者の氏名) 省略 省略

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

樣式第14号(第2条関係) 熱回収報告書

省略 報告者 報告者 名称及び代表者の氏名) 省略

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略

樣式第15号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設変更届出書

省略 代表者の氏名 __ 省略

注 省略

様式第16号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設譲受け(借受け) 許可申請書

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法 (昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券 報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、<u>6(3)</u> 及び(5)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付 することができる。
- 8 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、6(6)から(11)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

樣式第17号(第2条関係) 合併(分割)認可申請書

- 注1 省略
 - 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
 - 3 省略
 - 4 省略
 - 5 省略

樣式第14号(第2条関係) 熱回収報告書

- 注1 省略
 - 2 報告者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
 - 3 省略
 - 4 省略

樣式第15号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設変更届出書

省略 代表者の氏名 ④

注 省略

様式第16号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設譲受け(借受け) 許可申請書

省略
申請者
氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)
省略

- 注1・2 省略
 - 3 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
 - 4 省略
 - 5 省略
 - 6 省略
 - 7 省略
 - 8 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法 (昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券 報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、<u>7(3)</u> 及び(5)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付 することができる。
 - 9 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、7(6)から(11)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

樣式第17号(第2条関係) 合併(分割)認可申請書

省略			
	申請者	名称及び代表者の氏名	_
省略			
省略			

注 省略

樣式第18号(第2条関係) 相続届出書

省略			
	届出者	氏名	_
省略			
省略			

- 注1 省略
 - 2 省略
 - 3 省略
 - 4 省略
 - 5 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、4(2)及び(5)から(7)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第19号(第2条関係) 一般廃棄物の種類等届出書

省略		
氏名 届出者	(法人にあつては、	
	及び代表者の氏名)	_
省略		
省略		
産業廃棄物処理施設において処	種類	年間処理量
理する一般廃棄物の種類ごとの		
年間の処理量(当該施設が石綿		
含有産業廃棄物の溶融施設であ		
る場合にあつては石綿含有一般		
廃棄物の処理量を、当該施設が		
産業廃棄物の最終処分場(水銀		
処理物に係るものに限る。)で		
ある場合にあつては水銀処理物		
の処理量を含む。)の見込み		
非常災害により一般廃棄物が生		
じた時期及び地域(非常災害の	<u>時期</u>	
ために必要な応急措置として非		
常災害により生じた一般廃棄物		
を処理する場合)		

- 注1 省略
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 省略
 - (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に 掲げるいずれかの書類

省略			
	申請者	名称及び代表者の氏名	<u> </u>
省略			
省略			

注 省略

樣式第18号(第2条関係) 相続届出書

省略		
省略	届出者 氏名	<u> </u>
省略		

- 注1 省略
 - 2 記名押印に代えて署名することができる。
 - 3 省略
 - 4 省略
 - 5 省略
 - 6 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、5(2)及び(5)から(7)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第19号(第2条関係) 一般廃棄物の種類等届出書

省略			
届出者		(法人にあつては 及び代表者の氏名	ED
省略			
省略			
産業廃棄物処理施設におい	て処	種類	年間処理量
理する一般廃棄物の種類こ	<u>: との</u>		
年間の処理量(当該施設が	「石綿		
含有産業廃棄物の溶融施設	<u> とであ</u>		
る場合にあつては石綿含有	一般		
廃棄物の処理量を、当該施	<u>設が</u>		
産業廃棄物の最終処分場(水銀		
処理物に係るものに限る。) で		
ある場合にあつては水銀処	理物		
の処理量を含む。)の見込	<u>.</u> み		

- 注1 省略
 - 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
 - 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 省略
 - (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に 掲げるいずれかの書類

ア・イ 省略

ウ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号、第6号又 <u>は第10号</u>に該当する者であることを示す書類

工 省略

オ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業 として行う者であることを示す書類

様式第20号(第2条、様式第26号関係) 一般廃棄物の種類等届出 様式第20号(第2条、様式第26号関係) 一般廃棄物の種類等届出 受理書

省略	i									
許	可	に	付	خ	れ	た	条	件		
) 一般 害のた						<u>時期</u>	
<u>て非</u> る場		害に。	より生	じた・	一般廖	毫棄物	を処理	里す	地域	

樣式第21号(第3条関係) 一般廃棄物処理施設設置届出書

省略	3
	代表者の氏名
省略	3

注 省略

樣式第23号(第3条関係) 最終処分場台帳閲覧請求書

省略		
	氏名	_
省略		

注1 省略

2 省略

樣式第24号(第3条関係) 廃棄物再生事業者登録事項変更届出書 │ 様式第24号(第3条関係) 廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

省略			
		氏名又は名称及び住所	
	届出者	並びに法人にあつて	_
		は、その代表者の氏名	
省略			

注1 省略

2 省略

止・再開)届出書

省略			
		氏名又は名称及び住所	
	届出者	並びに法人にあつて	_
		は、その代表者の氏名	
省略			

注1・2 省略

3 省略

4 省略

ア・イ 省略

ウ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号 ____に該当する者であることを示す書類

T 省略

受理書

省略										
<u>許</u>	可	に	付	ਣੇ	ħ	た	条	件		

樣式第21号(第3条関係) 一般廃棄物処理施設設置届出書

省略		
	代表者の氏名	<u> </u>
省略		

注 省略

樣式第23号(第3条関係) 最終処分場台帳閲覧請求書

省略		
	氏名	<u> </u>
省略		

注1 省略

2 請求者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>

3 省略

省略		
	氏名又は名称及び住所	
届出	出者 並びに法人にあつて	<u> </u>
	は、その代表者の氏名	
省略		

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>

3 省略

樣式第25号(第3条関係) 廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休 │ 様式第25号(第3条関係) 廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休 止・再開)届出書

省略			
		氏名又は名称及び住所	
	届出者	並びに法人にあつて	<u> </u>
		は、その代表者の氏名	
省略			

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。

4 省略

5 省略

令和 3 年 3 月30日	愛 媛	県	報	第193号
│ 様式第26号 (第3条関係) 一般廃棄物の種類等変	更(処理業廃	模式第2	26号 (第 3 条 関 係)	一般廃棄物の種類等変更(処理業廃
止)届出書	~ (~ 1) () (虽出書	
省略		省略		
氏名(法人にあつては、				氏名(法人にあつては、
届出者 名称及び代表者の氏名)	_		届出者	名称及び代表者の氏名)
省略		省略		
省略		省略		
注 1 · 2 省略		注 1	・2 省略	
		3	届出者が個人の場合	↑にあつては、記名押印に代えて署名
		-	することができる。	
3_ 省略		4	省略	
様式第27号(第4条関係) 一般・産業廃棄物処理	施設設置(変	様式第2	27号 (第 4 条 関係)	一般・産業廃棄物処理施設設置(変
更)許可証再交付申請書		更)記	杵可証再交付申請書	
省略		省略		
氏名又は名称及び住所	fi			氏名又は名称及び住所
申請者 並びに法人にあつて	_		申請:	者 並びに法人にあつて 🕮
は、その代表者の氏名	3			は、その代表者の氏名
省略		省略		
注1・2 省略		注 1	・2 省略	
		3	申請者が個人の場合	にあつては、記名押印に代えて署名
		3	することができる。	
<u>3</u> 省略		4	省略	
<u>4</u> 省略		<u>5</u>	省略	
樣式第28号(第4条関係) 熱回収施設設置者認定証	再交付申請書	様式第2	28号(第 4 条関係)	熱回収施設設置者認定証再交付申請書
省略		省略		
氏名(法人にあつては、 申請者			申請者	氏名(法人にあつては、
日本語句 名称及び代表者の氏名)	_		中胡白	名称及び代表者の氏名)
省略		省略		
省略		省略		
注 1 省略		注 1	省略	
		2	申請者が個人の場合	≀にあつては、記名押印に代えて署名
		3	することができる。_	
2 省略		3	省略	
<u>3</u> 省略		4	省略	
様式第28号の2(第4条関係) 2以上の事業者によ	る産業廃棄物	様式第2	28号の2 (第4条関係	() 2以上の事業者による産業廃棄物
の処理に係る特例認定証再交付申請書		の処理	里に係る特例認定証再	i交付申請書
省略		省略		
名称及び代表者の氏名	3 _			名称及び代表者の氏名 🚇
省略		省略		
名称及び代表者の氏名	ξ			名称及び代表者の氏名 印

省略		
	名称及び代表者の氏名	<u> </u>
省略		
	名称及び代表者の氏名	<u> </u>
省略		
省略		

氏名又は名称及び住所

は、その代表者の氏名

申請者 並びに法人にあつて

省略 省略

申請書 省略

省略

樣式第29号(第 4 条関係) 産業廃棄物収集運搬業許可証等再交付 **樣式第29号**(第 4 条関係) 産業廃棄物収集運搬業許可証等再交付 申請書

省略	
	氏名又は名称及び住所
申請者	f 並びに法人にあつて <u>⑪</u>
	は、その代表者の氏名
省略	

注1 省略 注1 省略 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。 2 省略 3 省略 3 省略 4 省略 **樣式第30号**(第 4 条関係) 廃棄物再生事業者登録証明書再交付申 **樣式第30号**(第4条関係) 廃棄物再生事業者登録証明書再交付申 省略 省略 氏名又は名称及び住所 氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつて 申請者 並びに法人にあつて は、その代表者の氏名 は、その代表者の氏名 省略 省略 注1 省略 注1 省略 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。 2 省略 3 省略 3 省略 4 省略 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第39号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和40年愛媛県規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前					
樣式第1号 (第2条関係) 在庫麻薬届	様式第1号 (第2条関係) 在庫麻薬届					
省略	省略					
省略	省略					
氏名又は名称	氏名又は名称					
省略	省略					
省略	省略					
樣式第2号 (第2条関係) 在庫麻薬譲渡届	様式第2号 (第2条関係) 在庫麻薬譲渡届					
省略	省略					
省略	省略					
氏名又は名称	氏名又は名称 <u>⑩</u>					
省略	省略					
省略	省略					
樣式第3号 (第2条関係) 麻薬卸売業者報告書	様式第3号 (第2条関係) 麻薬卸売業者報告書					
省略	省略					
省略	省略					
氏名(法人にあつては、名称	氏名(法人にあつては、名称					
及び代表者の氏名)	及び代表者の氏名) <u>④</u>					
省略	省略					
注省略	注省略					
樣式第4号(第2条関係) 麻薬年間受払届	樣式第4号 (第2条関係) 麻薬年間受払届					

省略 免許の種類 免許証の番号 氏 名	省略 免許の種類 免許証の番号 氏 名 印
省略	省略
【二· 【式第5号(第2条関係) 麻薬中毒者診断届	楼式第5号 (第2条関係) 麻薬中毒者診断届
省略	省略
省略	省略
住所	住所
医師 氏名	医師 氏 名 ④
省略	省略
	注 記名押印に代えて署名することができる。
核式第 6 号 (第 3 条関係) 診断書	樣式第6号 (第3条関係) 診断書
省略	省略
省略	省略
診断医師氏名	診断医師氏名
省略	省略
蒙式第8号 (第5条関係) 麻薬中毒者等通報書	樣式第8号 (第5条関係) 麻薬中毒者等通報書
省略	省略
省略	省略
矯正施設の長氏名	矯正施設の長氏名 ⑪
省略	省略
省略	省略
装式第10号 (第 6 条関係) 麻薬中毒者等診断報告書	樣式第10号 (第6条関係) 麻薬中毒者等診断報告書
省略	省略
省略	省略
氏 名	氏名 ⑨
省略	当略
省略	省略
注 省略 後式第14号 (第9条関係) 措置入院期間(継続、延長、継続 ²	注 省略 不 様式第14号 (第9条関係) 措置入院期間(継続、延長、継続
要)通知書	要)通知書
省略	省略
省略	省略
当該施設の管理者の氏名	当該施設の管理者の氏名
省略	省略
省略	省略
注省略	注省略
装式第15号 (第9条関係) 措置入院者事故届	樣式第15号(第9条関係) 措置入院者事故届
省略	省略
省略	省略
当該施設の管理者の氏名	当該施設の管理者の氏名 ⑩
省略	省略
省略	省略
ŧ式第16号 (第9条関係) 措置入院者行動制限(開始、解除), 「	
省略	省略
省略	省略
当該施設の管理者の氏名	当該施設の管理者の氏名 ④
省略	省略

省略	省略
注省略	注省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第40号

愛媛県覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県覚醒剤取締法施行細則(昭和27年愛媛県規則第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正 後		改	正	前	
			(手数料)			
			第13条 法第38条の規定により	県の収 <i>入</i>	(となる手数料	は、申請書
			出の際納入しなければならな	L1.		
			2 前項の規定により納入した	手数料に	は、如何なる事	由があつて
			<u>返還しない。</u>			
第1号様式 (第2条関係)			第1号様式(第2条関係)			
第1号様式(その1)			第1号様式(その1)			
省略			省略			
	氏 名	_		氏	名	<u> </u>
省略			省略			
注 省略			注 省略			
第1号様式(その2)			第1号様式(その2)			
省略			省略			
	氏 名	_		氏	名	<u> </u>
省略			省略			
注省略			注 省略			
第1号様式(その3)			第1号様式(その3)			
省略			省略			
	氏 名	_		氏	名	<u> </u>
省略			省略			
3 2 号様式 (第 3 条関係)			第2号様式(第3条関係)			
第2号様式(その1)			第2号様式(その1)			
省略			省略			
	氏 名	_		氏	名	<u> </u>
省略			省略			
注 省略			注省略			
第2号様式(その2)			第2号様式(その2)			
省略			省略			
	氏 名	_		氏	名	<u> </u>
省略			省略			
省略			省略			
注 省略			注省略			
3号様式(第4条関係)			第3号様式(第4条関係)			
第3号様式(その1)			第3号様式(その1)			

省略			省略		
省略	氏 名	_	省略	氏 名	<u> </u>
注省略			注。省略		
第3号様式(その2)			第3号様式(その2)		
省略			省略		
	氏名	_		氏名	<u> </u>
省略			省略		
注 省略			注省略		
第4号様式 (第5条関係)			第4号樣式(第5条関係)		
省略			省略		
	氏 名	_		氏 名	<u> </u>
省略			省略		
注 省略			注省略		
第5号様式 (第6条関係)			第5号様式(第6条関係)		
省略			省略		
	医師 氏名			氏 名	<u> </u>
省略		_	当省略	г, п	₩
第6号様式 (第7条関係)			第6号様式(第7条関係)		
省略			省略		_
	氏 名			氏 名	<u> </u>
省略			省略		
注 省略			注 省略		
第7号樣式(第8条関係)			第7号様式(第8条関係)		
第7号様式(その1)			第7号様式(その1)		
省略			省略		
	氏 名	_		氏 名	<u> </u>
 省略			省略		
注省略			注 省略		
左 目間 第7号様式(その2)			第7号様式(その2)		
省略			省略		
	氏 名			氏 名	<u> </u>
省略			省略		
注 省略			注 省略		
第7号様式(その3)			第7号様式(その3)		
省略			省略		
	氏 名	_		氏 名	<u> </u>
 省略					
第9号様式 (第10条関係)			第9号樣式(第10条関係)		
省略			省略		_
	氏 名			氏 名	<u> </u>
省略			省略		
注 省略			注 省略	·	
第10号樣式 (第11条関係)			第10号樣式 (第11条関係)		
第10号様式(その1)			第10号様式(その1)		
省略			省略		
	指定番号	第号			
	*************************************		+15	空年日 □	

省略					47			省略				т.	7	<u>~</u>
		ı	1		: 名							氏名	5	<u> </u>
品	名	期初所	譲受数	施用数	施用交	期末所	省略		5	数			量	省
ПП	П	有数量	量	量	付数量	有数量			-	譲 受	施	用	交	<u>付</u>
~~~~	~~~	L	J	L	٠	J	اا	<b></b>	ل	······	L		L	
~~~~	~~~	······	······	γ	γ	······	·····		~~_	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	·····	~~~~~	ſ~~~~	·····
主 1	省	略						注 1	省	略				
2	事	故の届出	をし、又Ⅰ	は廃棄し <i>1</i>	た場合には	t、備考欄	に数量	2	備	考欄には、事故	及びその	の数量を	記載する	こと。
<u>J.</u>	えび:	事由を記	載するこ	<u>د.</u>										
3	省	略						3	省	略				
育10号	号様:	式(その	2)					第10号	様:	式(その2)				
省略								省略						
				指定番	<u> </u>	第	므							
				指定年		<u>≯</u>						定年月E		
省略				加足干	77 4			省略			1=	是 十万;	4	
				E	名							氏行	7	(1)
					1		_					TC 1	-	
		期初	譲受 製造	使用	施用施	用 期末	省略			数			量	省
品	名	所有	<u> </u>		数量	付 所有		品 1	3	譲	受		研究使用	
		数量	<u>^=</u> <u>×</u> =	<u> </u>	数 数	量 数量				<u>i表</u>	<u>×</u>		<u> </u>	
~~~	l		l				اا	~~~~~	~~	~~~~~	~~~~~	٠٠٠٠٠٠	~~~~~	
~~~	~~~γ	~~~~~	~~~~	~~~~~~~	~~~~	~~~~~	·····		~~ <u>`</u>	~~~~~~~~~~~	·····	ŗ~~~~		····
<u>.</u> .	事	故の届出	をし、又Ⅰ	ま廃棄し <i>1</i>	た場合には	t、備考欄	に数量	注 <u>1</u>	備	考欄には、事故	及びその	の数量を	記載する	こと。
± <u>'</u>		+ 1 + +-	* +	L										
	えび	事田を記	載するこ	_ 。										

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第41号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和31年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
第1号様式(第9条関係) クリーニング所営業届	第1号様式(第9条関係) クリーニング所営業届
省略	省略 氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) <u>⑩</u> 省略
省略	省略
注 1 省略	注 1 省略 _2 営業者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名
2 省略	3_ 省略

第	3 4 1号の 省略
	省略省略注1:
第	2 3 4 4号様: 第4号
	省略
	省略 注意事
	<u>(1</u>
	(3
	第4号
	省略

省略 省略 2 模式(第9条関係) 無店舗取次店営業届

氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)

省略

- 省略
- 省略
- 省略

式(第9条関係) クリーニング所営業承継届 様式(その1) 相続による場合

)書類を添付してください。

- 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第 18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 制 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同 意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定 された者にあつては、その全員の同意書
-) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を 営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取 次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
- ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務 用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両 番号
- ウ 従事者数
- 工 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏 名

様式(その2) 合併又は分割による場合

代表者の氏名 省略 省略

第4号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業承継届 第4号の2様式(その1) 相続による場合

省略		
	(ふりがな) 氏 名	_
省略		
省略		

- 4 省略
- 5 省略

第1号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業届

氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) 省略 省略

注1 省略

- 2 営業者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

第4号様式(第9条関係) クリーニング所営業承継届 第4号様式(その1) 相続による場合

省略		
	(ふりがな) 氏 名	<u> </u>
省略		
省略		
注意事項		

- 1 記名押印に代えて署名することができます。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第 18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同 意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定 された者にあつては、その全員の同意書
 - (3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を 営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取 次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務 用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両 番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏 名

第4号様式(その2) 合併又は分割による場合

省略	(ゑりがな) 代表者の氏名	<u> </u>
省略		
省略		

第4号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業承継届 第4号の2様式(その1) 相続による場合

省略		
	(ふりがな) 氏 名	<u> </u>
省略		
省略		

注意事項

次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第 18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を 営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取 次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務 用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両 番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏 名

第4号の2様式(その2) 合併又は分割による場合

省略 代表者の氏名 省略

第6号様式(第9条関係) クリーニング師免許申請書 省略

(ふりがな)

省略

- 1 省略
- 2 旧姓又は通称名(併記を希望する場合)
- 3 省略

省略

- 第8号様式(第9条関係) クリーニング師免許証訂正申請書 省略
 - 1 省略
 - 2 変更事項
 - (1) (2) 省略
 - (3) 旧姓又は通称名(併記を希望する場合)

<u>新</u>

旧

- 3・4 省略
- 5 添付書類

免許証及び戸籍謄本又は<u>戸籍抄本</u>

省略

注意事項

- 1 記名押印に代えて署名することができます。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第 18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
 - (3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を 営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取 次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務 用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両 番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏 名

第4号の2様式(その2) 合併又は分割による場合

省略 代表者の氏名 ① 省略

第6号様式(第9条関係) クリーニング師免許申請書 省略

(Lan) 11 to 4

A

省略

- 1 省略
- 2 省略

省略

- 注 記名押印に代えて署名することができる。
- 第8号様式(第9条関係) クリーニング師免許証訂正申請書 省略
 - 1 省略
 - 2 変更事項
 - (1)・(2) 省略
 - 3・4 省略
 - 5 添付書類

免許証及び戸籍謄本又は抄本

省略

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にあるこの規則による改正前のクリーニング業法施行細則第6号様式及び第8号様式の規定による申請書は、それ ぞれ改正後のクリーニング業法施行細則第6号様式及び第8号様式の規定による申請書とみなす。

○愛媛県規則第42号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

費等給付費)支給申請書兼利用者負担額減額(免除)申請書

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(児童自立生活援助事業開始届出書等)	(児童自立生活援助事業開始届出書等)
836条 省略	第36条 省略
2 前項の届出書には、届出者が置く施行規則第36条の31第1項	第
7号の養育者等又は指導員及び補助員のうちに精神の機能の障	害
を有する者がいる場合にあつては、その者の当該障害に係る医	師
の診断書を添えなければならない。	
────────────────────────────────────	様式第6号 (第4条関係) 療育給付申請書
省略	省略
省略	省略
氏 名	氏名 卿
省略	省略
省略	省略
注 1 · 2 省略	〕
/I · Z	3 記名押印に代えて署名することができる。
ŧ式第7号 (第4条関係) 療育給付意見書	************************************
省略	省略
省略	省略
担当医師名	担当医師名 <u> </u>
注 省略	注 省略
ま式第8号 (第5条関係) 指定療育機関指定申請書	樣式第8号(第5条関係) 指定療育機関指定申請書
省略	省略
氏 名	氏名 ⑩
省略	- - - -
記載要領 省略	記載要領 省略
備考 省略	備考 省略
機式第 9号 (第6条関係) 指定療育機関変更届	様式第9号 (第6条関係) 指定療育機関変更届
省略	省略
氏 名	氏名
省略	省略
省略	省略
樣式第10号 (第6条関係) 指定療育機関休止(再開)届	様式第10号 (第6条関係) 指定療育機関休止(再開)届
省略	省略
氏 名	氏 名 <u> </u>
省略	省略
↓	」
省略	省略
氏 名	氏名
省略	省略
└────────────────────────────────────	」

費等給付費)支給申請書兼利用者負担額減額(免除)申請書

3 省略

راء سار ₋		ub.		
省略	省	ià	т	<i>~</i>
氏 名			氏 名 ————————————————————————————————————	<u> </u>
省略	省	各		
1 ・ 2 省略	注 1	• 2 省略		
	3	記名押印に代えて	署名することができる。	-
3_ 省略	4	省略		
4_ 省略	5	省略		
5_ 省略	6	省略		
3第12号の2 (第8条の2関係) 障害児入所給付	付費(特定入所 様式第	12号の 2 (第 8 条の	2 関係) 障害児入所給	付費(特定
智害児食費等給付費)利用者負担額変更申請書	障害	児食費等給付費)利	用者負担額変更申請書	
省略	省	 各		
氏 名			氏 名	<u> </u>
	 	坟		
当略		•		
1 • 2 省略		• 2 省略		
	_		署名することができる。	
3 省略		省略		
4_ 省略	_	省略		
第12号の3(第8条の3関係) 入所給付決定	变更届出書 様式第	12号の3(第8条の	3 関係) 入所給付決定	変更届出書
当略	省	各		
氏 名	_		氏 名	<u> </u>
旨略		 恪		
	1 1 7			
1 少败	24-4	少吸		
1 省略		省略	異々すっ しができっ	
	2	記名押印に代えて	署名することができる。	
2 省略	<u>2</u> 3	記名押印に代えて 省略	署名することができる。	
3 省略	2 3 4	記名押印に代えて 省略 省略		
<u>2</u> 省略 <u>3</u> 省略 3第12号の6 (第8条の6関係) 障害児入所受約	2 3 4 给者証再交付申 樣式第	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6 (第8条の	署名することができる。 6 関係) 障害児入所受	
2 省略	2 3 4	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6 (第8条の		
<u>2</u> 省略 <u>3</u> 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受約	2 3 4 给者証再交付申 樣式第	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の		
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受給	2 3 4 给者証再交付申 様式第 請書	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の		
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受給 書 省略 氏 名	2 3 4 给者証再交付申 様式第 請書	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の	6 関係) 障害児入所受	給者証再交
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受給 書 省略 氏 名	2 3 4 给者証再交付申 様式第 請書 ———————————————————————————————————	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の	6 関係) 障害児入所受	給者証再交
2 省略 3 省略 第12号の6 (第8条の6関係) 障害児入所受給 書 当略 氏 名	2 3 4 株式第 請書 ———————————————————————————————————	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格	6 関係) 障害児入所受 氏 名	給者証再交
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受益書 当略 氏名 1 省略	2 3 4 楼式第 請書 省 2 1 1	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 格 部 部	6 関係) 障害児入所受	給者証再交
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受給書 当略 氏名 1 省略 2 省略	2 3 4 樣式第 請書 省 2 3	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 名 路 省略	6関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。	給者証再交 <u>④</u>
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受給書 省略 氏名 1 省略 2 省略 第13号(第8条の7関係) 障害児入所医療受給	2 3 4 株式第 請書 省 2 2 3 給者証再交付申 様式第	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 格 省略 記名押印に代えて 省略 13号(第8条の7関	6 関係) 障害児入所受 氏 名	給者証再交 <u>④</u>
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受給 書 省略 1 省略 2 省略 第13号(第8条の7関係) 障害児入所医療受給 書	2 3 4 樣式第 請書 省 2 3	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 格 省略 記名押印に代えて 省略 13号(第8条の7関	6関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。	給者証再交 <u>④</u>
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受給 書 省略 1 省略 2 省略 第13号(第8条の7関係) 障害児入所医療受給 書	2 3 4 株式第 請書 省 2 2 3 給者証再交付申 様式第	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	6関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。	給者証再交 (1)
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受給 書 省略 1 省略 2 省略 第13号(第8条の7関係) 障害児入所医療受給 書	2 3 4 株式第 請書 省 注 1 注 1 2 3 除者証再交付申 様式第	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	6関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。	給者証再交 <u>④</u>
2 省略 3 省略 第12号の6 (第8条の6関係) 障害児入所受給 書 省略 1 省略 2 省略 第13号 (第8条の7関係) 障害児入所医療受給 書 省略 氏 名	2 3 4 株式第 請書 省 注 1 注 1 2 3 除者証再交付申 様式第	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	6 関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。 係) 障害児入所医療受	給者証再交 (1)
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受給書 当略 1 省略 2 省略 第13号(第8条の7関係) 障害児入所医療受給書 当略 氏名	2 3 4 樣式第 請書 省 2 3 徐者証再交付申 樣式第 1 1 2 3 樣式第 1 1 2 3 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	6 関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。 係) 障害児入所医療受	給者証再交 (1)
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受給書 省略 氏名 1 省略 2 省略 第13号(第8条の7関係) 障害児入所医療受給書 省略 氏名	2 3 4 株式第 情 1 2 3 株式 第 1 4 1 2 3 株式 第 1 4 1 2 3 株式 第 1 4 1 1 2 3 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	6関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。 係) 障害児入所医療受 氏 名	給者証再交
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受給書 省略 氏名 1 省略 2 省略 第13号(第8条の7関係) 障害児入所医療受給書 省略 氏名 省略 氏名	2 3 4 株式第 請 省 注 1 2 3 株式 第 音 省 (4 注 1 2 3 株式 第 言 者 (4 1 2 3 3 3 4 1 4 1 2 3 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	6 関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。 係) 障害児入所医療受	給者証再交
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受給 書 省略 1 省略 2 省略 3 (第8条の7関係) 障害児入所医療受給 書 省略 氏名 (48 1 省略 2 省略	2 3 4 樣式第 請書 省 2 3 樣 3 樣 3 樣 3 樣 3 樣 3 樣 3 樣 3 樣 3 樣 4 1 2 3 2 3 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 名 路 13号(第8条の7関 格 格 省略 13号(第8条の7関	6 関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。 係) 障害児入所医療受 氏 名	給者証再交 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
2 省略 3 省略 3 12号の6 (第8条の6関係) 障害児入所受給書 省略 氏名 1 省略 2 省略 3 13号(第8条の7関係) 障害児入所医療受給書 省略 氏名 1 省略 1 省略 2 省略 3 14号(第9条関係) 高額障害児入所給付費:	全 3 4 株式第 省 注 2 3 株式第 支給申請書	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 名 名 13号(第8条の7関 格 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	6関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。 係) 障害児入所医療受 氏 名	給者証再交 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
2 省略 3 省略 第12号の6 (第8条の6関係) 障害児入所受給書 省略 氏名 省略 氏名 省略 た 名	2 3 4 樣式第 請書 省 2 3 樣 3 樣 3 樣 3 樣 3 樣 3 樣 3 樣 3 樣 3 樣 4 1 2 3 2 3 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 名 名 13号(第8条の7関 格 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	6 関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。 係) 障害児入所医療受 氏 名 署名することができる。	給者証再交 (a) (a) (b) (b) (c) (d) (d) (d) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e
2 省略 3 省略 第12号の6(第8条の6関係) 障害児入所受給書 首略 氏名 1 省略 2 省略 第13号(第8条の7関係) 障害児入所医療受給書 省略 氏名 1 省略 1 省略 2 省略 1 省略 2 省略 1 省略 2 省略 第14号(第9条関係) 高額障害児入所給付費:	全 3 4 株式第 省 注 2 3 株式第 支給申請書	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 名 名 13号(第8条の7関 格 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	6 関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。 係) 障害児入所医療受 氏 名	給者証再交 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)
2 省略 3 省略 第12号の6 (第8条の6関係) 障害児入所受給書 省略 1 省略 2 省略 第13号 (第8条の7関係) 障害児入所医療受給書 省略 1 省略 1 省略 1 省略 1 省略 1 省略 5 第14号 (第9条関係) 高額障害児入所給付費: 省略 氏名	全 3 4 株式第 省 注 2 3 株式第 支給申請書	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 省部 23号(第8条の 7 関 13号(第8条の 7 関 格 格 14号(第9条関係) 格	6 関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。 係) 障害児入所医療受 氏 名	給者証再交 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
2 省略 3 省略 第12号の6 (第8条の6関係) 障害児入所受給 書 省略 氏 名 省略 1 省略 2 省略 第13号 (第8条の7関係) 障害児入所医療受給 書 省略 氏 名 省略 氏 名 省略 氏 名 省略 氏 名	2 3 4 株 请 省 省 注 2 3 集 4 第	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 省部 23号(第8条の 7 関 13号(第8条の 7 関 格 格 14号(第9条関係) 格	6 関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。 係) 障害児入所医療受 氏 名	給者証再交 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
2 省略 3 省略 第12号の6 (第8条の6関係) 障害児入所受給書 省略 氏名 省略 氏名 省略 た 名	全 2 3 4 株式第書 4 1 2 3 4	記名押印に代えて 省略 省略 12号の6(第8条の 格 名 13号(第8条の7関 格 格 名 13号(第8条の7関 格 格 名 14号(第9条関係) 14号(第9条関係)	6 関係) 障害児入所受 氏 名 署名することができる。 係) 障害児入所医療受 氏 名	給者証再交 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)

4 省略

4	尘	H2

様式第15号(第11条、様式第15号の3関係) 指定障害児通所支援 様式第15号(第11条、様式第15号の3関係) 指定障害児通所支援 事業者(指定障害児入所施設)指定(更新)申請書

省略		
	代表者の氏名	_
	省略	
省略	·	

注 省略

別紙1~別紙8 省略

様式第15号の2 (第11条の2関係) 特例による指定を不要とする **様式第15号の2** (第11条の2関係) 特例による指定を不要とする 旨の申出書

省略		
		_
省略		

注1 省略

2 省略

様式第15号の3 (第11条の3関係) 指定障害児通所支援事業者指 様式第15号の3 (第11条の3関係) 指定障害児通所支援事業者指 定変更申請書

省略		
	代表者の氏名	
	省略	
省略		

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

申請書

省略		
	代表者の氏名	_
	省略	
省略	,	

児入所施設)変更届出書

省略		
	代表者の氏名	_
	省略	
省略		

注1・2 省略

3 省略

5 省略

事業者(指定障害児入所施設)指定(更新)申請書

省略		
	代表者の氏名	<u> </u>
	省略	
省略		

注 省略

別紙1~別紙8 省略

旨の申出書

省略	
	<u> </u>
省略	

注1 省略

2 申出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。

3 省略

定変更申請書

省略		
	代表者の氏名	<u> </u>
	省略	
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。

- 3 省略
- <u>4</u> 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

様式第15号の4(第11条の4関係) 指定障害児入所施設指定変更 |様式第15号の4(第11条の4関係) 指定障害児入所施設指定変更 申請書

省略		
	代表者の氏名	<u> </u>
	省略	
省略		

注 省略

樣式第16号(第12条関係) 指定障害児通所支援事業者(指定障害 **様式第16号**(第12条関係) 指定障害児通所支援事業者(指定障害 児入所施設)変更届出書

省略		
	代表者の氏名	<u> </u>
	省略	
省略		

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>

4 省略

₹1μ5 ∓ 57	
4 省略	
<u>5</u> 省略	
6 省略	
7 省略	
_	の2関係) 指定障害児通所支援事業廃.
(休止・再開)届出書	
省略	
	-
	省略
省略	
注1・2 省略	
<u>3</u> 省略	
<u>4</u> 省略	
<u>5</u> 省略	
<u>6</u> 省略	
镁式第17号 (第13条関係) 「) 指定障害児入所施設指定辞退申出書
省略	
	代表者の氏名
	省略
省略	
注 省略 装式第17号の2 (第16条の 更)届出書	の 2 関係) 業務管理体制整備(区分
注 省略 ま 第17号の2 (第16条の)	の 2 関係) 業務管理体制整備(区分
注 省略 装式第17号の2 (第16条の 更)届出書	_
注 省略 様式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略	の 2 関係) 業務管理体制整備(区分 — 省略
注 省略 装式第17号の2 (第16条の 更)届出書	_
注 省略 様式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略	_
注 省略 装式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略	_
注 省略 装式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 省略 注1・2 省略	_
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略	_
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 省略 注1・2 省略 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略	_
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 1 1 · 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略	_
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 1 4 8 4 8 4 8 4 8 4 8 4 8 4 8 4 8 4 8 4	_
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 省略 1 ・ 2 省略 3 4 省略 5 省略 6 省略 6 省略	省略
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 省略 注1・2 省略 3 省略 5 省略 5 省略 6 省略 7 省略 3 3 	_
注 省略 装式第17号の2 (第16条0 更)届出書 省略 省略 3 省略 3 省略 3 省略 5 省略 6 省略 6 省略	省略
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 省略 注1・2 省略 3 省略 5 省略 5 省略 6 省略 7 省略 3 3 	省略
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 省略 注1・2 省略 3 省略 5 省略 5 省略 6 省略 7 省略 3 3 	省略
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 省略 注1・2 省略 3 省略 5 省略 5 省略 6 省略 7 省略 3 3 	D 3 関係) 業務管理体制変更届出書 —
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 1 · 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 5 省略 7 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略	一 省略 D 3 関係) 業務管理体制変更届出書
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 1 · 2 省略 1 · 2 省略 1 · 2 省略 1 · 2 省略 1 · 3 省略	一 省略 D 3 関係) 業務管理体制変更届出書
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 1 · 2 省略 1 · 2 省略 1 · 2 省略 1 · 2 省略 1 · 3 省略	一 省略 D 3 関係) 業務管理体制変更届出書
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 1 · 2 省略 1 · 2 省略 1 · 2 省略 1 · 2 省略 1 · 3 省略	一 省略 D 3 関係) 業務管理体制変更届出書
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 注1・2 省略 3 4 省略 5 省略 6 省略 6 省略 3 省略 4 省略 6 省略 1 3 3 (第16条の 3 4 (第16条の 3 4 (第16条の 3 5 (第16条の 3 6 (第16条の 4 6 (第16条o) 4 6 (第16卷o) 4	一 省略 D 3 関係) 業務管理体制変更届出書
注 省略 ま式第17号の2 (第16条の 更)届出書 省略 省略 1 · 2 省略 3 4 省省略 5 6 7 第17号の3(第16条の 省略 1 省略 1 省略	力 3 関係) 業務管理体制変更届出書

書

 集
 報
 第193号

 5
 省略

 6
 省略

 7
 省略

 8
 省略

 様式第16号の2(第12条の2関係) 指定障害児通所支援事業廃止 (休止・再開)届出書

 省略

 省略

 省略

 省略

注1・2 省略

- 3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

樣式第17号(第13条関係) 指定障害児入所施設指定辞退申出書

省略		
	代表者の氏名	<u> </u>
	省略	
省略		

注 省略

様式第17号の2 (第16条の2関係) 業務管理体制整備(区分変更)届出書

省略		
		$\underline{\textcircled{fl}}$
	省略	
省略		

注1・2 省略

- 3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

様式第17号の3 (第16条の3関係) 業務管理体制変更届出書

省略		
		<u> </u>
	省略	
省略		

注1 省略

- 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

樣式第18号(第17条関係) 助産施設、母子生活支援施設入所申込書

縁組里親・親族里親家庭調査票

省略	省略		
申込者氏名		申込者氏名	<u> </u>
E 次に掲げる書類を添付すること。	注1 記名押印に代えて署名	名することができる。	_
(1) 申込者の属する世帯の所得税額及び市町村民税額を証明	2 次に掲げる書類を添作	すること。	
する書類	(1) 申込者の属する世帯	帯の所得税額及び市町]村民税額を
(2) 住民票	明する書類		
(3) 母子生活支援施設入所については、入所しようとする者	(2) 住民票		
	(3) 母子生活支援施設力	、 所については、 入所	fしようとす
(4) その他知事が必要と認める書類	者の健康診断書及び戸	⋾籍謄本	
	(4) その他知事が必要と	≃認める書類	
『第23号 (第23条の4関係) 養育里親(専門里親)認定登録申	様式第23号 (第23条の4関係)	————) 養育里親(専門』	■親)認定登
	請書		,
省略	省略	по	<u> </u>
氏名		氏名 ————————————————————————————————————	<u> </u>
省略	省略		
:1~4 省略	注 1 ~ 4 省略		
5 次に掲げる書類を添付すること。	5 次に掲げる書類を添作	付すること。	
(1)~(3) 省略	(1)~(3) 省略		
(4) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第	(4) 申請者及びその同居	男人が児童福祉法(昭	日和22年法律
164号)第34条の20第1項各号	164号)第34条の20第	1項各号 <u>(同居人に</u>	あつては、
のいずれにも該当しない者であることを	1号を除く。)のいる	げれにも該当しない者	首であること
証する書類	証する書類		
(5)~(8) 省略	(5)~(8) 省略		
弌第23号の2 (第23条の4関係) 親族里親認定申請書	様式第 23号の2 (第23条の4 月	引係) 親族里親認定	2申請書
省略	省略		
氏名		氏名	(
— — — — — — — — — — — — — — — — — — —		LV III	<u> </u>
d Same	(1) = 6		
	省略		
	省略 注 1 · 2 省略		
		寸すること。	
E1・2 省略	注 1 · 2 省略	けすること。	
E1・2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。	注 1・2 省略 3 次に掲げる書類を添作		3和22年法律
注1・2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略	注 1・2 省略 3 次に掲げる書類を添作	居人が児童福祉法(昭	
E 1 ・ 2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第	注 1 ・ 2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同品	写人が児童福祉法(明 1項各号 <u>(同居人に</u>	あつては、
E1・2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号	注 1 ・ 2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同局 164号)第34条の20第	写人が児童福祉法(明 1項各号 <u>(同居人に</u>	あつては、
E1・2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号	注 1 · 2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)·(2) 省略 (3) 申請者及びその同品 164号)第34条の20第 1号を除く。)のいる	写人が児童福祉法(明 1項各号 <u>(同居人に</u>	あつては、
1 ・ 2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを 証する書類 (4)・(5) 省略	注 1 ・ 2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居 164号)第34条の20第 <u>1号を除く。)</u> のいる 証する書類	居人が児童福祉法(明 1 項各号 <u>(同居人に</u> ずれにも該当しない者	<u>あつては、</u> 首であること
1 ・ 2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを 証する書類 (4)・(5) 省略 (3)第23号の3(第23条の4関係) 養子縁組里親認定登録申請書	注 1 · 2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)·(2) 省略 (3) 申請者及びその同局 164号)第34条の20第 1号を除く。)のいる 証する書類 (4)·(5) 省略 様式第23号の3(第23条の4間	居人が児童福祉法(明 1 項各号 <u>(同居人に</u> ずれにも該当しない者	<u>あつては、</u>
1 ・ 2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類 (4)・(5) 省略 (3第23号の3(第23条の4関係) 養子縁組里親認定登録申請書	注 1 ・ 2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同局 164号)第34条の20第 <u>1号を除く。)</u> のい3 証する書類 (4)・(5) 省略	居人が児童福祉法(明 1項各号 <u>(同居人に</u> ずれにも該当しない者 関係) 養子縁組里新	あつては、 きであること 見認定登録申
1 ・ 2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号	注 1 · 2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)·(2) 省略 (3) 申請者及びその同局 164号)第34条の20第 1号を除く。)のいる 証する書類 (4)·(5) 省略 様式第23号の3(第23条の4間	居人が児童福祉法(明 1 項各号 <u>(同居人に</u> ずれにも該当しない者	<u>あつては、</u> 首であること
E 1 ・ 2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号	注 1 · 2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)·(2) 省略 (3) 申請者及びその同局 164号)第34条の20第 1号を除く。)のいる 証する書類 (4)·(5) 省略 様式第23号の3(第23条の4間	居人が児童福祉法(明 1項各号 <u>(同居人に</u> ずれにも該当しない者 関係) 養子縁組里新	あつては、 きであること 見認定登録申
1 ・ 2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを 証する書類 (4)・(5) 省略 (第23号の3(第23条の4関係) 養子縁組里親認定登録申請書 省略 氏名	注 1 · 2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)·(2) 省略 (3) 申請者及びその同局 164号)第34条の20第 1号を除く。)のいる 証する書類 (4)·(5) 省略 様式第23号の3(第23条の4間	居人が児童福祉法(明 1項各号 <u>(同居人に</u> ずれにも該当しない者 関係) 養子縁組里新	あつては、 きであること 見認定登録申
E1・2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを 証する書類 (4)・(5) 省略 【第23号の3(第23条の4関係) 養子縁組里親認定登録申請書 省略 氏名	注 1 · 2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)·(2) 省略 (3) 申請者及びその同居 164号)第34条の20第 1号を除く。)のいる 証する書類 (4)·(5) 省略 様式第23号の3(第23条の4 局	居人が児童福祉法(昭 1項各号 <u>(同居人に</u> ずれにも該当しない者 関係) 養子縁組里新 氏名	あつては、 きであること 見認定登録申
3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを 証する書類 (4)・(5) 省略 式第23号の3(第23条の4関係) 養子縁組里親認定登録申請書 省略 氏名	注 1 · 2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)·(2) 省略 (3) 申請者及びその同 164号)第34条の20第 1号を除く。)のいる 証する書類 (4)·(5) 省略 様式第23号の3(第23条の4間 省略 注 1 · 2 省略	居人が児童福祉法(昭 1項各号 <u>(同居人に</u> ずれにも該当しない者 関係) 養子縁組里新 氏名	あつては、 きであること 見認定登録申
注1・2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを 証する書類 (4)・(5) 省略 式第23号の3(第23条の4関係) 養子縁組里親認定登録申請書 省略 氏名 省略 1・2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。	注 1 · 2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)·(2) 省略 (3) 申請者及びその同 164号)第34条の20第 1号を除く。)のいす 証する書類 (4)·(5) 省略 様式第23号の3(第23条の4間 省略 注 1 · 2 省略 3 次に掲げる書類を添作	居人が児童福祉法(明 1項各号 <u>(同居人に</u> ずれにも該当しない者 関係) 養子縁組里新 氏名	あつては、 ぎであること 見認定登録申
主 1 ・ 2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを 証する書類 (4)・(5) 省略 式第23号の3(第23条の4関係) 養子縁組里親認定登録申請書 省略 氏名 省略 主 1 ・ 2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)~(3) 省略	注1・2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同記 164号)第34条の20第 1号を除く。)のいる 証する書類 (4)・(5) 省略 様式第23号の3(第23条の4間 省略 注1・2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)~(3) 省略	居人が児童福祉法(明 1項各号 <u>(同居人に</u> ずれにも該当しない者 関係) 養子縁組里新 氏名 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	あつては、 音であること 最認定登録申 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
注1・2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号	注1・2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同記 164号)第34条の20第 1号を除く。)のいる 証する書類 (4)・(5) 省略 様式第23号の3(第23条の4間 省略 注1・2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)~(3) 省略 (4) 申請者及びその同記	居人が児童福祉法(明 1項各号 <u>(同居人に</u> けれにも該当しない者 関係) 養子縁組里新 氏名 可すること。 居人が児童福祉法(明 1項各号 <u>(同居人に</u>	あつては、 香であること 見認定登録申 <u>④</u> 3和22年法律 あつては、
注1・2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第34条の20第1項各号	注1・2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)・(2) 省略 (3) 申請者及びその同品 164号)第34条の20第 1号を除く。)のいる 証する書類 (4)・(5) 省略 様式第23号の3(第23条の4間 省略 注1・2 省略 3 次に掲げる書類を添作 (1)~(3) 省略 (4) 申請者及びその同品 164号)第34条の20第	居人が児童福祉法(明 1項各号 <u>(同居人に</u> けれにも該当しない者 関係) 養子縁組里新 氏名 可すること。 居人が児童福祉法(明 1項各号 <u>(同居人に</u>	あつては、 香であること 見認定登録申 <u>④</u> 3和22年法律 あつては、

縁組里親・親族里親家庭調査票

		令和3年3月3	30日			
省略	<u> </u>					
		62				
申	省略	à I				
請	欠	_1 禁錮以上の	_無_	欠	1 禁錮以上の	無
者	格	刑に処せら	<u>有</u>	格	刑に処せら	<u>有</u>
に	事	<u>れ、その執行</u>		事	<u>れ、その執行</u>	
っ	由	<u>を終わり、又</u>		由	を終わり、又	
١١	該	は執行を受け		該	は執行を受け	
て	当	ることがなく		当	ることがなく	
の	Ø	なるまでの者		の	なるまでの者	
事	有			有		
項	無			無		
		2 省略			2 省略	
		3 省略			3 省略	
省略	<u>\$</u>					
注	省略					
まま ままま ままま ままま ままま ままま ままま かんり	26号	(第23条の6関係	系) 養	育里	親(専門里親)名	3 簿登録
新申			. ,			
省略	<u> </u>					
				氏行	呂	_

省略		
	氏名	_
省略		

注 省略

様式第26号の2 (第23条の6関係) 養子縁組里親名簿登録更新申 様式第26号の2 (第23条の6関係) 養子縁組里親名簿登録更新申 請書

省略		
	氏名	_
省略		

注 省略

様式第30号の5 (第35条の2、第40条関係) 養子縁組承諾許可申 **様式第30号の5** (第35条の2、第40条関係) 養子縁組承諾許可申

様式第30号の5(その1) 省略 様式第30号の5(その2)

省略		
省略		
	施設長	_

注 省略

様式第30号の6 (第35条の2、第40条関係) 養子縁組調査書

	•
ギフタルコネキ	省略
養子緣組調査書	調 査 者
省略	

様式第30号の8 (第35条の3関係) 児童自立生活援助実施申込書 様式第30号の8 (第35条の3関係) 児童自立生活援助実施申込書

省略		
省略		
	申込者氏名	_

注1 省略

2 省略

省■	佫					
申	省	各				
請	欠	1 成年被後見	無	欠	1 成年被後見	無
者	格	人又は被保佐	<u>有</u>	格	人又は被保佐	<u>有</u>
に	事	亼		事	亼	
っ	由	2 禁錮以上の	無	由	2 禁錮以上の	無
61	該	刑に処せら	有	該	刑に処せら	有
て	当	れ、その執行		当	れ、その執行	
の	の	を終わり、又		の	を終わり、又	
事	有	は執行を受け		有	は執行を受け	
項	無	<u>ることがなく</u>		無	<u>ることがなく</u>	
		<u>なるまでの者</u>			なるまでの者	
		3 省略			<u>3</u> 省略	
		4 省略			4 省略	
省町	——— 恪	_	•			•

注 省略

更 様式第26号(第23条の6関係) 養育里親(専門里親)名簿登録更 新申請書

省略		
	氏名	<u> </u>
省略		

注 省略

省略		
	氏名	<u> </u>
省略		

注 省略

様式第30号の5(その1) 省略 様式第30号の5(その2)

省略		
省略		
	施設長	<u> </u>

注 省略

様式第30号の6 (第35条の2、第40条関係) 養子縁組調査書

養子緣組調査書	省略	
食丁終組調且音 	調査者	<u> </u>
省略		

注 省略

省略			
省略			
	申込む	者氏名	<u> </u>

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

様式第30号の9 (第35条の4関係)	障害児通所支援事業等開始届
出書	
省略	_

注1・2 省略

省略

3 省略

様式第30号の10 (第35条の5関係) 障害児通所支援事業等変更届

省略		
		_
省略		

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略

(休止)届出書

省略		_
省略		

注1~3 省略

4 省略

居型児童養育事業)開始届出書

们主儿主 R F 于来		
省略		
	届出者 氏名又は名称及び	
	その代表者の氏名 _	
省略		
	定 数	
職員	職務の内容 別紙のとおり	
	主な職員の氏名及び経歴 別紙のとおり	
養育者等又は指導員及び補助員		
の精神の機能の障害の有無		
省略		

注1~3 省略

- 「養育者等又は指導員及び補助員の精神の機能の障害の 有無」の欄には、有無のいずれかを で囲むこと。
- 5 次に掲げる書類を添付すること。
- (1)~(3) 省略
- (4) 届出者が置く児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令 第11号)第36条の31第1項第7号の養育者等又は指導員 及び補助員のうちに精神の機能の障害を有する者がいる 場合にあつては、その者の当該障害に係る医師の診断書

様式第30号の9 (第35条の4関係) 障害児通所支援事業等開始届

省略	
	<u> </u>
省略	

注1・2 省略

- 3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 4 省略

様式第30号の10 (第35条の5関係) 障害児通所支援事業等変更届

省略	(A)
省略	<u> </u>

注1・2 省略

- 3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 4 省略
- 5 省略

様式第30号の11(第35条の6関係) 障害児通所支援事業等廃止 様式第30号の11(第35条の6関係) 障害児通所支援事業等廃止 (休止)届出書

省略	
	<u> </u>
省略	

注 1 ~ 3 省略

- 4 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 5 省略

様式第30号の12(第36条関係) 児童自立生活援助事業(小規模住 │ 様式第30号の12(第36条関係) 児童自立生活援助事業(小規模住 居型児童養育事業)開始届出書

省略		
	届出者 氏名又は名	称及び
	その代表者	の氏名 <u>⑩</u>
省略		
	定数	
	職務の内容	別紙のとおり
職員	主な職員の氏名及び経歴	別紙のとおり
省略		

- 注 1 ~ 3 省略
 - 4 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
 - 5 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1)~(3) 省略

様式第30号の13(第37条関係) 児童自立生活援助事業(小規模住 **様式第30号の13**(第37条関係) 児童自立生活援助事業(小規模住 居型児童養育事業)変更届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名

省略

注1・2 省略

様式第30号の14(第38条関係) 児童自立生活援助事業(小規模住 |様式第30号の14(第38条関係) 児童自立生活援助事業(小規模住 居型児童養育事業)廃止(休止)届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

省略

注1~3 省略

様式第30号の15 (第38条の2関係) 一時預かり事業開始届出書

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略

様式第30号の16(第38条の3関係) 一時預かり事業変更届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名

省略

<u>注__</u> 省略

様式第30号の17(第38条の4関係) 一時預かり事業廃止(休止) 届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

省略

注1~3 省略

様式第30号の18 (第38条の5関係) 病児保育事業開始届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名

省略

居型児童養育事業)変更届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

(FI)

省略

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。

居型児童養育事業)廃止(休止)届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

 $^{\odot}$

省略

注 1~3 省略

4 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>

様式第30号の15 (第38条の2関係) 一時預かり事業開始届出書

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

 \bigcirc

省略

注1・2 省略

- 3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>
- 4 省略
- 5 省略

様式第30号の16 (第38条の3関係) 一時預かり事業変更届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

(FI)

省略

注 1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>

様式第30号の17(第38条の4関係) 一時預かり事業廃止(休止) 届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

(A)

省略

注 1 ~ 3 省略

4 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>

様式第30号の18 (第38条の5関係) 病児保育事業開始届出書

省略

届出者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

薆 令和3年3月30日 第193号 注1・2 省略 注1・2 省略 3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。 3 省略 4 省略 5_ 省略 4 省略 様式第30号の19 (第38条の6関係) 病児保育事業変更届出書 様式第30号の19 (第38条の6関係) 病児保育事業変更届出書 省略 省略 届出者 氏名又は名称及び 届出者 氏名又は名称及び $^{\tiny{\tiny{\tiny{1}}}}$ その代表者の氏名 その代表者の氏名 省略 省略 注 省略 注1 省略 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。 様式第30号の20(第38条の7関係) 病児保育事業廃止(休止)届 様式第30号の20(第38条の7関係) 病児保育事業廃止(休止)届 出書 出書 省略 届出者 氏名又は名称及び 届出者 氏名又は名称及び (A) その代表者の氏名 その代表者の氏名 省略 省略 注1~3 省略 注1~3 省略 4 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。 樣式第31号(第39条関係) 児童福祉施設設置認可申請書 樣式第31号(第39条関係) 児童福祉施設設置認可申請書 省略 省略 申請者 氏名又は名称及び 申請者 氏名又は名称及び $^{\textcircled{\tiny{1}}}$ その代表者の氏名 その代表者の氏名 省略 省略 注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 注 することができる。 1 省略 2 省略 2 省略 3 省略 3 省略 4 省略 様式第31号の2 (第39条関係) 児童福祉施設変更届出書 様式第31号の2 (第39条関係) 児童福祉施設変更届出書 省略 省略 届出者 氏名又は名称及び 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 その代表者の氏名 A 省略 省略 <u>注</u> 注 1 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。 1 省略 2 省略 2 省略 3 省略 3 省略 4 省略 5 省略 4 省略 5 省略 6 省略 6 省略 7 省略 樣式第33号(第39条関係) 児童福祉施設廃止(休止)承認申請書 樣式第33号(第39条関係) 児童福祉施設廃止(休止)承認申請書 申請者 氏名又は名称及び 申請者 氏名又は名称及び (FI) その代表者の氏名 その代表者の氏名

省略

<u>注</u> 省略

注 1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第43号

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則

愛媛県立子ども療育センター使用規則(平成19年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

= # ^	/ 笠 - 4 夕 目 バ 、				-	I == 445 a	/ CC F A CZ BB /5 \			
衣弗 2	(第54条関係)				5!	衣第	(第54条関係) 	,		
名 称	区分	単位	金額	備考		名 称	区分	単位	金 額	備考
省略						省略				
文書料	省略			省略		文書料	省略			省略
	診療費納付証明書	1 部	1 ,650円				診療費納付証明書	1 部	1 ,540円	
	省略						省略			
省略						省略				

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県立子ども療育センター使用規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の文書の交付の申請に係る手数料について 適用し、同日前の文書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
様式第2号(第2条、様式第3号関係) 指定障害福祉サービス事	様式第2号 (第2条、様式第3号関係) 指定障害福祉サービス事		
業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)指定(更業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)指定(
新)申請書	新)申請書		
省略	省略		
	<u> </u>		
省略	省略		
省略	省略		
注1・2 省略	注1.2 省略		
	3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名		
	<u>することができる。</u>		
3 省略	4 省略		

- <u>4</u> 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略

別紙1~別紙3 省略

別紙4 短期入所事業者の指定に係る審査事項

省略

注1 省略

2 「事業所の種別」の欄において、「併設型」とは、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。)第115条第1項に規定する併設事業所(以下「併設事業所」という。)として事業を行う場合をいい、「空床型」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第8項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合をいう。</u>

3~8 省略

- 9 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 省略
- (2) 建物の構造概要及び各室の用途を明示した平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、基準省令第117条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)並びに設備の概要を記載した書類
- (3)~(7) 省略

別紙 5 省略

別紙 6

(その1) 省略

(その2) 介護サービス包括型共同生活援助 に係る審査 外部サービス利用型共同生活援助

事項

省略

省略

注1~3 省略

- 4 「サテライト型住居」の欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第210条第2項に規定するサテライト型住居を設置する場合に記入すること。
- 5 省略

(その3) 省略

別紙7

(その1) 省略

(その2)

省略

省略

- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- <u>9</u> 省略
- 10 省略
- 11 省略

別紙1~別紙3 省略

別紙4 短期入所事業者の指定に係る審査事項

省略

注1 省略

2 「事業所の種別」の欄において、「併設型」とは、<u>愛媛</u> 県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号

。以下

「基準条例」という。)第100条第1項に規定する併設事業所(以下「併設事業所」という。)として事業を行う場合をいい、「空床型」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第8項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合をいう。

3~8 省略

- 9 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 省略
- (2) 建物の構造概要及び各室の用途を明示した平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、基準条例第102条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)並びに設備の概要を記載した書類
- (3)~(9) 省略

別紙 5 省略

別紙 6

(その1) 省略

(その2) 介護サービス包括型共同生活援助 に係る

外部サービス利用型共同生活援助

に係る審査

事項

省略

省略

注1~3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号)第198条第10項

に規定す

るサテライト型住居を設置する場合に記入すること。

5 省略

(その3) 省略

別紙7

(その1) 省略

(その2)

省略

注1~3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第210条第2項に規定するサテライト型住居を設置する場合に記入すること。

5 省略

別紙7の2

(その1) 介護サービス包括型共同生活援助事業者 の指 外部サービス利用型共同生活援助事業者

定に係る審査事項

省略

注 1 この審査事項は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)附則第12条</u>の規定の適用を受ける場合に提出すること。

2~12 省略

(その2)

省略

省略

注1~3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第210条第2項に規定するサテライト型住居を設置する場合に記入すること。

5 省略

別紙7の3

(その1) 省略

(その2)

省略

省略

注 1 ~ 3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第210条第2項</u>に規定するサテライト型住居を設置する場合に記載すること。

5 省略

別紙8~別紙11 省略

別紙12 指定障害福祉サービス事業者に係る多機能型による事業 を実施する場合の審査事項(総括表) 多

省略

注1~6 省略

7 「定員緩和措置の有無」とは、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)第89条の規定</u>に基づく利用定員緩和措置の適用の有無をいうものであること。

8~10 省略

注1~3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、愛媛県指定障害福祉サー ビスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め る条例(平成24年愛媛県条例第53号)第198条第10項

に規定す

るサテライト型住居を設置する場合に記入すること。

5 省略

別紙7の2

(その1) 介護サービス包括型共同生活援助事業者 の指 外部サービス利用型共同生活援助事業者

定に係る審査事項

省略

注 1 この審査事項は、<u>愛媛</u>県指定障害福祉サービスの事業等 の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24年愛媛県条例第53号)附則第15項

の規定の適用を受ける場合

に提出すること。

2~12 省略

(その2)

省略

省略

注 1~3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号)第198条第10項

に規定す

るサテライト型住居を設置する場合に記入すること。

5 省略

別紙7の3

(その1) 省略

(その2)

省略

省略

注 1 ~ 3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号)第198条第10項

に規定す

るサテライト型住居を設置する場合に記載すること。

5 省略

別紙8~別紙11 省略

別紙12 指定障害福祉サービス事業者に係る多機能型による事業 を実施する場合の審査事項(総括表) 多

省略

注 1 ~ 6 省略

7 「定員緩和措置の有無」とは、愛媛県障害福祉サービス 事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年 愛媛県条例第55号)第88条

に基づく利用定員緩和措置 の適用の有無をいうものであること。

8~10 省略

別紙13

(その1) 障害者支援施設の指定に係る審査事項

省略

注1・2 省略

3 「定員緩和措置の有無」の欄は、障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支 援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省 令第177号) 第9条第2項の規定に基づく利用定員緩和措 置の適用の有無について記入すること。

4~10 省略

(その2) 昼間実施サービス及び施設入所支援に係る審査事項

省略

注1~5 省略

6 「経過措置」とは、既存の障害者施設から移行する場合 にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、 設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172 号)附則第15条から第20条までの規定の適用の有無をいう ものであること。

7~9 省略

(その3) 省略

別紙14~別紙16 省略

由請書

省略		
	代表者の氏名	_
	省略	
省略		

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

樣式第4号(第2条関係) 指定障害者支援施設指定変更申請書

省略	
	代表者の氏名
	省略
省略	

様式第4号の2(第2条関係) 特例による指定を不要とする旨の **様式第4号の2**(第2条関係) 特例による指定を不要とする旨の 申出書

省略	
省略	

注1 省略

別紙13

(その1) 障害者支援施設の指定に係る審査事項

省略

注1・2 省略

3 「定員緩和措置の有無」の欄は、愛媛県障害者支援施設 の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛 県条例第58号)

______第9条第2項_____に基づく利用定員緩和措 置の適用の有無について記入すること。

4~10 省略

(その2) 昼間実施サービス及び施設入所支援に係る審査事項

省略

注 1 ~ 5 省略

6 「経過措置」とは、既存の障害者施設から移行する場合 にあっては、愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第 54号) 附則第2項から第9項

までの規定の適用の有無をいう

7~9 省略

(その3) 省略

別紙14~別紙16 省略

ものであること。

様式第3号(第2条関係) 指定障害福祉サービス事業者指定変更 │ **様式第3号**(第2条関係) 指定障害福祉サービス事業者指定変更 由請書

省略		
	代表者の氏名	<u> </u>
	省略	
省略		

注1 省略

- 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

樣式第4号(第2条関係) 指定障害者支援施設指定変更申請書

省略		
	代表者の氏名	<u> </u>
	省略	
省略		

注 省略

申出書

省略	•
省略	

注1 省略

2 申出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>

令和 3 年 3 月30日	芝 友		刊	第193号	
<u>2</u> 省略		3	省略		
★式第5号(第2条関係)業務管理体制整備(区分室)	(田 / 日山事			業務管理体制整備(区分	本田 / 巳山ョ
	2.史)周山盲			未份自任体制定備(区方)	女史) 個山官
省略		省略			
	_				<u> </u>
省略				省略	
省略		省略			
注1・2 省略		注 1	・2 省略		
		3	届出者が個人の場	合にあっては、記名押印に(代えて署名
		-	けることができる。		
3_ 省略		4	省略	•	
		5	省略		
			省略		
			省略		
7 省略		_	省略		
—————————————————————————————————————	· 曹 曹 (精 神 诵	I		第8号関係) 自立支援医乳	寮費 <i>(</i> 精神 ii
院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転)			•	(新規・再認定・変更・転)	-
省略		省略			
省略		省略			
申請者氏名			申請者氏名	(A)	
_		\rangle me		<u> </u>	
省略		省略			
注				·署名することができる <u>。</u>	
<u>1</u> 省略		2	省略		
2 省略		3	省略		
〔自治体記入欄〕 省略		〔自流	台体記入欄〕 省略	i	
樣式第8号 (第2条関係) 自立支援医療受給者証等記	巴載事項変更	様式第	3号 (第2条関係)	自立支援医療受給者証等詞	記載事項変更
届出書(精神通院医療)		届出書	書(精神通院医療)		
省略		省略			
省略		省略			
届出者氏名			届出者氏名	<u> </u>	
省略		省略			
注1・2 省略		L 注 1	· 2 省略		
<u>/_ </u>				- 署名することができる。	
3 省略			省略		
<u>3</u>		_	省略		
4 ^{1 1 1 1 1 1}	特油 涌 贮 匠			自立支援医療受給者証(生神 海心点
(株式弟9号 (弟2宗関係) 日立又抜医療交給有証(療)再交付申請書	伸 严 地 阮 达		9 亏(弗∠宗舆協 <i>)</i> 再交付申請書	日丛义饭区惊叉船有訨(्रतामा ७०० छि
省略		省略			
氏 名	_			氏 名	<u> </u>
省略		省略			
省略		省略			
注 破損又は汚損の場合にあっては、その自立支援圏	療受給者	注 1	記名押印に代えて	署名することができる。	
証(精神通院医療)(様式第1号)を添付すること	- 0_	2	破損又は汚損の場	合にあっては、その自立支持	援医療受給

2 破損又は汚損の場合にあっては、その自立支援医療受給 者証(精神通院医療)(様式第1号)を添付すること。

樣式第10号(第2条、第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成 <mark>様式第10号</mark>(第2条、第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成 医療・更生医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書 様式第10号(その1) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生 医療)指定(変更・更新)申請書(病院又は診療所の場合)

医療・更生医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

省略

省略

様式第10号(その1) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生

医療)指定(変更・更新)申請書(病院又は診療所の場合)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ⑩

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

様式第10号(その2) 指定自立支援医療機関(精神通院医療) 指定(変更・更新)申請書(病院又は診療所の場合)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

様式第10号(その3) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生 医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書(薬局の場 合)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略

様式第10号(その4) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生 医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書(指定訪問看 護事業者又は指定居宅サービス事業者の場合)

省略 代表者の氏名 省略

注 省略

害者支援施設・指定一般相談支援事業者)変更届出書



注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

- 注1・2 省略
 - 3 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>
 - 4 省略
 - 5 省略
 - 6 省略
 - 7 省略
 - 8 省略
 - 9 省略

様式第10号(その2) 指定自立支援医療機関(精神通院医療) 指定(変更・更新)申請書(病院又は診療所の場合)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ⑩

省略

注1・2 省略

- 3 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

様式第10号(その3) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生 医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書(薬局の場

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ⑩

省略

注1・2 省略

- 3 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 4 省略
- 5 省略

様式第10号(その4) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生 医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書(指定訪問看 護事業者又は指定居宅サービス事業者の場合)

省略		
	代表者の氏名	<u> </u>
省略		

注 省略

様式第11号(第3条関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障 |様式第11号(第3条関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障 害者支援施設・指定一般相談支援事業者)変更届出書

省略		
		<u> </u>
	省略	
省略		

注1・2 省略

- 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

6	省略
<u>7</u>	省略
式第1	2号 (第3条関係)

般相談支援事業者)廃止(休止・再開)届出書

省略		
		_
	省略	
省略		

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

樣式第13号(第3条関係) 指定障害者支援施設指定辞退届出書



注 省略

樣式第14号(第3条関係) 業務管理体制変更届出書

省略	
	省略
省略	

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

生医療・精神通院医療)変更届出書

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

生医療・精神通院医療)指定辞退申出書

省略 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 省略

- 7 省略
- 8 省略

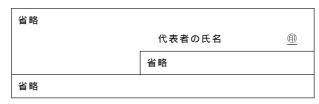
2号 (第3条関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定一 │ 様式第12号(第3条関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定一 般相談支援事業者)廃止(休止・再開)届出書



注1・2 省略

- 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

樣式第13号(第3条関係) 指定障害者支援施設指定辞退届出書



注 省略

樣式第14号(第3条関係) 業務管理体制変更届出書

省略		
		<u> </u>
	省略	
省略		

注1 省略

- 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

様式第15号(第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更 |様式第15号(第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更 生医療・精神通院医療)変更届出書

省略	
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	<u> </u>
省略	

注1・2 省略

- 3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

様式第16号(第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更 |様式第16号(第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更 生医療・精神通院医療)指定辞退申出書

省略											
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	<u> </u>										
省略											

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

様式第17号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等開始届出書

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略

様式第18号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等変更届出書

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

省略

注1 省略

2 省略

様式第19号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等廃止(休止) 届出書

省略

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

省略

注 1 ~ 3 省略

4 省略

生医療・精神通院医療)業務休止(廃止・再開)届出書

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第45号

愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

注1・2 省略

- 3 申出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

様式第17号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等開始届出書

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ⑩

省略

注1・2 省略

- 3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 4 省略
- 5 省略

様式第18号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等変更届出書

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ⑪

省略

注1 省略

- 2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 3 省略

様式第19号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等廃止(休止) 届出書

省略

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 🚇

省略

注 1 ~ 3 省略

- 4 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 5 省略

様式第23号(第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更 |様式第23号(第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更 生医療・精神通院医療)業務休止(廃止・再開)届出書

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ⑩

省略

注1・2 省略

- 3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

今和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県老人福祉法施行細則(昭和38年愛媛県規則第71号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

_____ (委任) 正 前

(委任)

第2条 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。

- (1)~(4) 省略
- (4)の2 法第18条第3項(法<u>第29条第14項</u>において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。
- (5)~(6)の2 省略
- (6)の3 法第29条第4項の規定に基づく有料法人ホームの設置等の届出がされた旨の通知に関すること。
- (6)の4 法第29条第5項の規定に基づく市町長からの通知の受理 に関すること。
- (6)の5 法第29条第11項の規定に基づく有料老人ホーム情報の報告の受理に関すること。
- (7) 法第29条第13項の規定に基づく有料老人ホームに対する報告 の徴収及び立入検査に関すること。
- (7)の2 法<u>第29条第15項</u>の規定に基づく有料老人ホームに対する 改善命令に関すること。
- (8) 法第29条第16項の規定に基づく有料老人ホームに対する事業 の停止等の命令に関すること。
- (9) 法第29条第18項の規定に基づく有料老人ホームに対する事業の停止等の命令をした旨の通知に関すること。

(有料老人ホーム設置届出書等)

- 第29条 法第29条第1項による届出は、<u>有料老人ホーム設置届出書</u> (様式第43号)を提出することによつて行わなければならない。
- 2 法第29条第2項の規定による届出は、<u>有料老人ホーム事業変更</u> 届出書(様式第44号)を提出することによつて行わなければならない。
- 3 省略
- 様式第23号の4(第13条の4関係) 老人デイサービスセンター等 設置届出書

省略

- 注1 省略
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 省略
 - (2) _____建物の配置図及び各階平面図
- 様式第23号の7 (第13条の7関係) 老人ホーム設置届出書

省略

- 注 1 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)の欄は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第27条第2項 に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 省略

第2条 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。

改

- (1)~(4) 省略
- (4)の2 法第18条第3項(法<u>第29条第12項</u>において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。
- (5)~(6)の2 省略
- (6)の3 法第29条第9項の規定に基づく有料老人ホーム情報の報告の受理に関すること。
- (7) 法第29条第11項の規定に基づく有料老人ホームに対する報告 の徴収及び立入検査に関すること。
- (7)の2 法<u>第29条第13項</u>の規定に基づく有料老人ホームに対する 改善命令に関すること。
- (8) 法<u>第29条第14項</u>の規定に基づく有料老人ホームに対する事業 の停止等の命令に関すること。
- (9) 法<u>第29条第16項</u>の規定に基づく有料老人ホームに対する事業 の停止等の命令をした旨の通知に関すること。

(<u>有料老人ホーム設置届書</u>等)

- 第29条 法第29条第1項による届出は、<u>有料老人ホーム設置届書</u> (様式第43号)を提出することによつて行わなければならない。
- 2 法第29条第2項の規定による届出は、<u>有料老人ホーム事業変更</u> 届書 (様式第44号)を提出することによつて行わなければならない。
- 3 省略
- **様式第23号の4** (第13条の4関係) 老人デイサービスセンター等 設置届出書

省略

- 注1 省略
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 省略
 - (2) 施設の位置図並びに建物の配置図及び各階平面図
- **様式第23号の7**(第13条の7関係) 老人ホーム設置届出書

- 注 1 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)の欄は、<u>愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第61号)第28条第2項</u>に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 省略

(FI)

1

(A)

(A)

(FI)

 $^{\odot}$

建物の配置図及び各階平面図 (2) 施設の位置図並びに建物の配置図及び各階平面図 様式第24号(第14条関係) 老人ホーム設置認可申請書 様式第24号(第14条関係) 老人ホーム設置認可申請書 申請者 名称及びその 申請者 名称及びその 代表者の氏名 代表者の氏名 省略 省略 注1 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契 注1 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契 約の内容(特別養護老人ホームに限る。)の欄は、特別養 約の内容(特別養護老人ホームに限る。)の欄は、愛媛県 護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 省令第46号)第27条第2項 条例(平成24年愛媛県条例第61号)第28条第2項に規定す る協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力 る協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力 歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。 歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。 2 次に掲げる書類を添付すること。 2 次に掲げる書類を添付すること。 (1) 省略 (1) 省略 建物の配置図及び各階平面図 (2) 施設の位置図並びに建物の配置図及び各階平面図 様式第25号(第15条関係) 老人ホーム事業開始届出書 様式第25号(第15条関係) 老人ホーム事業開始届出書 省略 省略 施設長の氏名 施設長の氏名 省略 省略 注 省略 注 省略 様式第26号(第16条関係) 老人ホーム変更届出書 様式第26号(第16条関係) 老人ホーム変更届出書 省略 省略 設 置 者 名称及びその 設 置 者 名称及びその 代表者の氏名 代表者の氏名 省略 省略 様式第28号(第17条関係) 老人ホーム廃止等認可申請書 様式第28号(第17条関係) 老人ホーム廃止等認可申請書 省略 省略 設 置 者 名称及びその 設 置 者 名称及びその 代表者の氏名 代表者の氏名 省略 省略 樣式第29号(第18条関係) 措置結果報告書 樣式第29号 省略 省略 施設設置者氏名 施設設置者氏名 省 略 省略 様式第31号(第20条関係) 軽費老人ホーム設置届出書 様式第31号(第20条関係) 軽費老人ホーム設置届出書 省略 省略 設置者 名称及びその 設 置 者 名称及びその 代表者の氏名 代表者の氏名 省略 省略 注 省略 注 省略 様式第32号(第20条関係) 軽費老人ホーム設置許可申請書 様式第32号(第20条関係) 軽費老人ホーム設置許可申請書 省略 省略 設置申請者 氏名又は名称及び 設置申請者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 その代表者の氏名 省略 省略 注 省略 注 省略 様式第33号(第21条関係) 軽費老人ホーム事業変更届出書 様式第33号(第21条関係) 軽費老人ホーム事業変更届出書 設置者 名称及びその 設置者 名称及びその

代表者の氏名

代表者の氏名



第2条 愛媛県老人福祉法施行細則の一部を次のように改正する。 様式第43号及び様式第44号を次のように改める。

様式第43号(第29条関係) 有料老人ホーム設置届出書

	有料老人ホーム設置	置届出書
		発第 号
		年 月 日
地方局長	様	, ,,,
	137	
	住所	「又は所在地 「マルート」
	設置者 氏名	又は名称及び
		の代表者の氏名
施設	の名 科	
施設(の設置予定地	<u>t</u>
設置者の登	・記事項証明書又は条例等	別紙のとおり
事 業 開	始の予定年月日	年 月 日
++	氏	,
施設の管理者	住	Ť
施設におい	て供与をされる介護等の内容	7
	敷 地 面 積	E C
74.44.0 14.44.7	施設の用に供するその他の土地の	
建物の規模及	面	E
び構造並びに	建 築 面 積	# H
設備の概要	延べ床面積	# H
	構	E = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
建築基準法(- 昭和25年法律第201号)第 6 条第 1	
項の確認を	: 受けたことを証する書類	別紙のとおり
設置者の直	直近の事業年度の決算書	別紙のとおり
施設。	の運営の方金	り紙のとおり
入 居 定	員 及 び 居 室 数	文
職員	の配置の計画	別紙のとおり
前払金、利用	料その他の入居者の費用負担の額	別紙のとおり
保全措置を	? 講じたことを証する書類	別紙のとおり
一時金の	反還に関する契約の内容	別紙のとおり
事業開始に必	要な資金の額及びその調達方法	別紙のとおり
長 期	の 収 支 計 画	別紙のとおり
入居契約書及	び設置者が入居を希望する者に対し	
交付して、施設	設において供与される便宜の内容、	日本 クレナン
費用負担の額・	その他の入居契約に関する重要な事	別紙のとおり
項を説明する	ことを目的として作成した文書	4-1

様式第44号(第29条関係) 有料老人ホーム事業変更届出書

有料老人ホーム	事業変更届出書
---------	---------

発第 号

年 月 日

地方局長様

住所又は所在地

設置者 氏名又は名称及び

その代表者の氏名

施	設	\mathcal{O}	名	称																		
施	設	の所	在	地																		
変 (更	事 月		項)	変	更	前	の	内	容	変	更	後	の	内	容	変	更	0	理	由
(年	月	F	1)																	
(年	月	E)																	
(年	月	F	1)																	
		年	月	F	1)																	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第46号

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則

愛媛県立農業大学校規則(昭和58年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 後 改 īF 前 (受験手続) (受験手続)

- 号)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。
- (1) 最終学校の調査書又は卒業証明書及び成績証明書
- (2) 省略

(アグリビジネス科)

第24条 アグリビジネス科は、<u>農業の実践力及び経営感覚を備えた</u> **第24条** アグリビジネス科は、_ 高度な農業経営者__ の養成を行うものとす

(コース、修業年限、学生定員及び在学期間)

の表のとおりとする。

コース	修業年限	学生定員
農業経営者養成コース	<u>1年</u>	<u>5 人</u>

- 2 学生は、2年を超えて在学することができない。 (入学資格)
- 第27条 アグリビジネス科に入学できる者は、次の各号のいずれか │第27条 アグリビジネス科に入学できる者は、次の各号のいずれか に該当する者とする。
 - (1) 学校教育法による大学 を卒業した者(同法による専門職 大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - (2) 学校教育法による高等専門学校を卒業した者
 - (3) 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限が2年以上 <u>のものに限る。)を修了した者</u>
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で あつて2年以上の就業経験を有するもの
- (5) 省略
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の能 力を有すると認めた者

(準用)

書を除く。)及び第12条から第22条までの規定は、アグリビジネ ス科について準用する。この場合において、第10条第1号中「調 査書又は卒業証明書」とあるのは、「卒業証明書若しくは卒業見 込証明書又は修了証明書若しくは修了見込証明書」と読み替える ものとする。

様式第1号(第10条関係) 入学願書

省略

- **第10条** 総合農学科に入学しようとする者は、入学願書(様式第1 │ **第10条** 総合農学科に入学しようとする者は、入学願書(様式第1 号)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。
 - (1) 最終学校の調査書
 - (2) 写真(出願前6月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で 縦4センチメートル、横3センチメートルのもの)
 - (3) 省略

(アグリビジネス科)

高度な農業経営者及び地域農業のリーダーの養成を行うものとす

(コース、修業年限、学生定員及び在学期間)

第25条 アグリビジネス科のコース、修業年限及び学生定員は、次 **│第25条** アグリビジネス科のコース、修業年限及び学生定員は、次 の表のとおりとする。

コース	修業年限	学生定員 <u>(1学年)</u>
リーダー養成コース	2年	10人

- 2 学生は、4年を超えて在学することができない。 (入学資格)
- に該当する者とする。
- (1) 学校教育法による短期大学を卒業した者(同法による専門職 大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - (2) 省略
 - ③ 前2号に掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の学 力を有すると認めた者

(準用)

第28条 第5条、第6条、第8条、第10条、第11条(第1項ただし **│ 第28条** 第5条、第6条、第8条、第10条、第11条(第1項ただし 書を除く。)及び第12条から第22条までの規定は、アグリビジネ ス科について準用する。

様式第1号(第10条関係) 入学願書

注1・2 省略

- 3 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 最終学校の調査書<u>又は卒業証明書若しくは卒業見込証</u> 明書若しくは修了証明書若しくは修了見込証明書及び成 績証明書
- (2) 省略

様式第5号(第22条関係) 卒業証書

注 不要の文字は、抹消すること。

省略																	
本大学	校			の	所	定	の	課	程	を	修	了	U	た	ت	ح	を
〔証し、	専門士	(農業	専門記	₹程)	٢	称	す	る	ت	٢	を	認	め	る	<u> </u>	
証する	· .]
省略																	

注1・2 省略

- 3 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 最終学校の調査書_____
- (2) 省略

樣式第5号(第22条関係) 卒業証書

省略															
本大学校			の F	斤定	の	課	程	を	修	め	た	の	で	卒	業
証書を授与し、	専門士 (農業	専門	 目課	程)	٢	称	す	る	٦	ح	を	認	め
<u>る。</u>															
省略															

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第10条、第28条及び様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の愛媛県立農業大学校規則第3章の規定によるアグリビジネス科は、改正後の愛媛県立農業大学校規則第3章の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該科に在学する者が当該科に在学しなくなる日までの間、なお従前の例により存続するものとする。

○愛媛県規則第47号

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

前

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年愛媛県規則第64号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

i,	火の表の改正削の欄に掲げる規定を向表の改正後の欄に掲げる規 定
	改 正 後
様	ま式第1号(第5条、第6条、第15条関係) 林業・木材産業改善
	資金貸付資格認定申請書
	省略
	氏名又は名称及び住所
	申請者 並びに団体にあっては、
	代表者の氏名
	省略
	注省略
様	式第3号 (第6条、第15条、様式第10号関係) 林業・木材産業
	改善資金借入申込書
	省略
	氏名又は名称及び住所

以当	貝並	旧八	中心音						
省■	佫								
				氏名又は	は名称及び住所				
			申込者	並びに国	団体にあっては、				
				代表者の氏名					
省略									
連	住	所	氏	名	省略				
帯									
債									
務									
者									
省■	省略								
注	省略								

様式第1号(第5条、第6条、第15条関係) 林業・木材産業改善 資金貸付資格認定申請書

改 正

省略			
		氏名又は名称及び住所	
	申請者	並びに団体にあっては、	
		代表者の氏名	<u> </u>
省略			

注 省略

様式第3号(第6条、第15条、様式第10号関係) 林業・木材産業 改善資金借入申込書

				氏名又	氏名又は名称及び住所					
			申込者	並びに	団体にあっては、					
				代表者(の氏名	<u> </u>				
省	烙									
連	住	所	氏 名	<u>印</u>	省略					
帯										
債										
務										
者										
省	省略									

樣式第5号(第6条、	第8条、	第16条関係)	林業・木材産業改善
資金借用証書			

(表) 省略

(裏)

省略

第1条・第2条 省略

(報告)

第3条 乙は、貸付対象事業完了後30日以内に林業・木材産 業改善資金事業実施報告書を甲に提出しなければならな い。この場合において、乙が法人格のない団体であるとき は、当該事業実施報告書に資金調達の実績について個人別 ______個人別明細書を添 内訳を明記し、 付しなければならない。

2 省略

第4条~第11条 省略

産業改善資金事業実施報告書

省目	略			
			氏名又は名称及び住所	
	借	受者	並びに団体にあっては、	
			代表者の氏名	_
省	略			
研	省略			
修				
機				
関				
等				
の				
確				_
認				
	省略			
事		省略	<u> </u>	
業				
費				
等	確認の証明			
စ				
確			確認した機関名(責任者)	_
認				

様式第8号(第12条、様式第13号関係) 林業・木材産業改善資金 │様式第8号(第12条、様式第13号関係) 林業・木材産業改善資金 償還金支払猶予申請書

省略			
		氏名又は名称及び住所	
	申請者	並びに団体にあっては、	
		その代表者の氏名	_
省略			

注 省略

様式第10号(第14条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金貸付 │様式第10号(第14条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金貸付 申請書

様式第5号(第6条、第8条、第16条関係) 林業・木材産業改善 資金借用証書

(表) 省略

(裏)

省略

第1条・第2条 省略

(報告)

第3条 乙は、貸付対象事業完了後30日以内に林業・木材産 業改善資金事業実施報告書を甲に提出しなければならな い。この場合において、乙が法人格のない団体であるとき は、当該事業実施報告書に資金調達の実績について個人別 内訳を明記し、各人の確認印を押印した個人別明細書を添 付しなければならない。

2 省略

第4条~第11条 省略

様式第6号(第9条<u>様式第5号</u>、様式第12号関係) 林業・木材 様式第6号(第9条_____、様式第12号関係) 林業・木材 産業改善資金事業実施報告書

省	佫			
			氏名又は名称及び住所	
	借	受者	並びに団体にあっては、	
			代表者の氏名	<u> </u>
省晤	 路			
研	省略			
修				
機				
関				
等				
の				
確				<u> </u>
認				
	省略			
事		省略	, 1	
業				
費				
等	確認の証明			
の	NO. 02 HT -43			
確			確認した機関名(責任者)	<u> </u>
認				

注 省略

償還金支払猶予申請書

省略			
	氏名	呂又は名称及び住所	
申	請者 並て	びに団体にあっては、	
	その	の代表者の氏名	<u> </u>
省略			

注 省略

申請書

省略 省略 申請者 住所、名称及び 申請者 住所、名称及び 代表者の氏名 代表者の氏名 \bigcirc 省略 省略 注 省略 注 省略 様式第12号(第15条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金事業 │様式第12号(第15条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金事業 実施報告書 実施報告書 省略 省略 融資機関 住所、名称及び 融資機関 住所、名称及び 代表者の氏名 代表者の氏名 省略 省略 注 省略 注 省略 様式第13号(第15条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金償還 |様式第13号(第15条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金償還 金支払猶予申請書 金支払猶予申請書 省略 省略 融資機関 住所、名称及び 融資機関 住所、名称及び 代表者の氏名 代表者の氏名 $^{\odot}$ 省略 省略 注 省略 注 省略 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第48号

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(昭和46年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第1号 (第2条関係) 資力及び信用に関する申告書	様式第1号(第2条関係) 資力及び信用に関する申告書
省略	省略
氏名又は	氏名又は
名 称	名 称
省略	省略
省略	省略
注 1 省略	注 1 省略
	2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署
	名することができます。_
<u>2</u> 省略	<u>3</u> 省略
<u>3</u> 省略	<u>4</u> 省略
様式第2号 (第2条関係) 工事施行者の能力に関する申告書	様式第2号 (第2条関係) 工事施行者の能力に関する申告書
省略	省略
氏名又	氏名又
は名称	は名称 🗓
省略	省略
省略	省略

省略	省略						
工事施行者					工事施	行者	
氏名又は名称	_				氏名又は	は名称	<u> </u>
注 1 省略	注 1	省略					
	2	申請	者が個人の	の場合にあて	つては、記名	3押印に	代えて
	<u>:</u>	名する	ことができ	きます。			
<u>2</u> 省略	3	省略					
<u>3</u> 省略	4	省略					
式第3号(第2条、第4条の2関係) 設計説明書	様式第3	号(第	2 条、第	4 条の 2 関係	系) 設計記	说明書	
省略	省略						
住 所 省略			住 所		省略		
設計者 氏名	設計	者	氏 名				
	/ D m/z						
省略 	当 省略						
注 1 省略	注 1						
				闌は、記名技	甲印に代えて	書名す	ること
0 (1) 76	_	できま					
2 省略		省略					
3 省略	_	省略					
<u>4</u> 省略		省略					
<u>5</u> 省略	_	省略					
式第4号の2(第2条関係) 設計者の資格に関する申告		号の 2	(弗 2 余)	関係) 設調	計者の負格は	上関する	甲古書
省略	当当省略					- L	
氏名又は						又は	
	_				名	称	<u> </u>
省略	当当 省略						
省略	省略						
設計者氏名					設計者	氏名	<u> </u>
注 1 省略	注 1	省略					
	2	申請	者が個人の	の場合にあて	つては、記名	3押印に	代えて
	=	名する	ことがで	きます。			
<u>2</u> 省略	3	省略					
<u>3</u> 省略	4	省略					
<u>4</u> 省略	<u>5</u>	省略					
<u>5</u> 省略	<u>6</u>	省略					
<u>6</u> 省略	_	省略					
式第5号(第3条関係) 既存の権利の届出書	様式第 5 ⁻	号(第	3条関係) 既存のホ	権利の届出書		
(表)	(表)						
省略	省略						
氏名又は						又は	
					名	称	<u> </u>
省略	省略						
注 省略	注省	佫					
(裏)	(裏)						
省略	省略						
記入についての注意	記入に	ついて	ての注意				
	1	届出	<u> </u>	場合にあつ	ては、記名	押印に代	<u> </u>
		する	ことができ	ます。			
1_ 省略		省略					
		省略					
	4	省略					
4 省略		2 略					

省略

注 1 省略

当略 名称及び代表者氏名 当略 省略	省略 名称及び代表者氏名 省略	印
省略		
省略		
	注省略	
第 6 号の 2 (第 4 条の 2 関係) 開発行為変更許可申請	様式第6号の2(第4条の2関係) 開発行為変更許可	申請
当略	省略	
省略 省	省略	省略
氏名	氏名	
又は	又は	
名称		
旨略	省略	
省略	注省略	
第6号の5 (第4条の5関係) 開発行為変更協議書	様式第6号の5 (第4条の5関係) 開発行為変更協議	書
旨略	省略	
名称及び代表者氏名		印
当略	省略	
	_	
省略 第7号(第6条関係) 工事完了公告前の建築物の建築	注 省略 は特 様式第7号 (第6条関係) 工事完了公告前の建築物の	本统:
第7号(第0示例は) 工事元」公日前の建業初の建業 工作物の建設の承認申請書	定工作物の建設の承認申請書	连采,
当略	省略	
氏名又は	氏名又は	(Ci)
名 称	名 称	<u> </u>
当略	省略	
旨略 	省略	
1 省略	注 1 省略	
	2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に	代えて
	<u>名することができます。</u>	
<u>2</u> 省略	3 省略	
第7号の2(第6条の2関係) 市街化調整区域内等の		寺の気
特例許可申請書	の特例許可申請書 	
	省略	
氏名又は	氏名又は	
名 称	名 称	<u> </u>
当略	省略	
1 省略	注 1 省略	
	2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代	えて
	<u>することができます。</u>	
2 省略	<u>3</u> 省略	
3 省略	<u>4</u> 省略	
4 省略	5 省略	
	等又 様式第8号 (第7条関係) 予定建築物等以外の建築物	の新乳
ー ・・・・ 第8号(第7条関係) 予定建築物等以外の建築物の新		
	は特定工作物の新設の許可申請書	_
ー 第8号 (第7条関係) 予定建築物等以外の建築物の新	は特定工作物の新設の許可申請書 省略	省略
ー 第8号(第7条関係) 予定建築物等以外の建築物の新 特定工作物の新設の許可申請書		

省略

注 1 省略

				<u>令</u>
		2	省	略
			省	略
様	式第	8号		
	等又	は特	定	I
	省剛			
	-	н		
	省	夕		
		省略	_	_
禄		8号		
	用途	の変	史	Х
	省■	各		
	省略	各		
	注	省略		
様	式第	9号	(第
	省■	各		
	省剛	——— 各		
	 注	1	省	略
	<i>/</i> _	•		
		2	省	略
				略
様	式第	 10号		
	省略		_	
	<u> п</u>	н		
	省⊪	各		
	省略	各		
			1	四々
	注	1	自	略
		2	尘	略
⊭	式笋	<u>2</u> 13号		
1284	ᄱᄭᅒ	12-5	(ᅒ

第193号 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 <u>名することができます。</u> 3 省略 4 省略 様式第8号の2(第7条関係) 予定建築物等以外の建築物の新築 等又は特定工作物の新設の協議書 省略 名称及び代表者氏名 印 省略 **の3** (第8条の2関係) 建築物の新築、改築若しくは │ **様式第8号の3** (第8条の2関係) 建築物の新築、改築若しくは 用途の変更又は第一種特定工作物の新設の協議書 名称及び代表者氏名 印 省略 注 省略 **様式第9号**(第9条関係) 開発許可等に基づく地位の承継届出書 氏名又は 名 $^{\odot}$ 称 省略 注 1 省略 2 承継者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができます。 3 省略

4 省略

様式第10号(第10条関係) 地位の承継の承認申請書

省略					省略
		氏名	又は		
		名	称	<u>(ii)</u>	
省略					
省略					

注 1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 <u>名することができます。</u>

3 省略

様式第13号(第13条関係) 開発行為又は建築に関する証明書交付 申請書

省略			
	氏名又	なは	
	名	称	<u> </u>
省略			

注 1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができます。

3 省略

4 省略

の2 (第7条関係) 予定建築物等以外の建築物の新築 定工作物の新設の協議書

省略		
	名称及び代表者氏名	_
省略		

更又は第一種特定工作物の新設の協議書

名称及び代表者氏名

(第9条関係) 開発許可等に基づく地位の承継届出書



- 省略
- 省略

(第10条関係) 地位の承継の承認申請書

省略		省略
	氏名又は	
	名 称	
省略		
省略		

・(第13条関係) 開発行為又は建築に関する証明書交付 申請書

省略	
	氏名又は
	名 称
省略	

注 1 省略

- 2 省略
- 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第49号

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則(平成12年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改 正

改 正 前

(認定の申請)

第2条 省略

L1.

(1)~(5) 省略

- (6) 認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基 づき土地区画整理組合に代わって土地区画整理法(昭和29年法 律第119号)による土地区画整理事業の施行に関する事業を行 う者であるときは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省 令第15号)第13条の3第9項第2号口及び第21条の19第10項第 2号口の規定による認定を受けたことを証する書類
- (7) 省略
- 3~5 省略

(認定の基準)

第3条 知事は、認定の申請があった場合において、当該申請に係 **│ 第3条** 知事は、認定の申請があった場合において、当該申請に係 る宅地の造成が租税特別措置法施行令第19条第13項等の規定に基 づく国土交通大臣の定める基準(昭和54年3月建設省告示第767 号)に規定する基準(以下「認定基準」という。)に適合しない とき、又はその申請の手続がこの規則の規定に違反していると認 めるときは、認定を行わないものとする。

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第10条 土地区画整理法による土地区画整理事業が完了した後、換 **第10条** 土地区画整理法による土地区画整理事業が完了した後、換 地処分により取得した宅地について、認定(法第28条の4第3項 第5号イ又は第63条第3項第5号イの規定によるものに限る。以 下同じ。)を受けようとする者は、第2条の規定にかかわらず、 土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告後、 土地区画整理事業関連優良宅地認定申請書(様式第8号)を知事 に提出しなければならない。

2 · 3 省略

樣式第1号(第2条関係) 優良宅地認定申請書

住所 (法人にあっては、

申請者

主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、

名称及び代表者の氏名)

省略

注1・2 省略

3 省略

樣式第2号(第2条関係) 設計説明書

省略

(認定の申請)

第2条 省略

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならな │ 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならな 61.
 - (1)~(5) 省略
 - (6) 認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基 づき土地区画整理組合に代わって土地区画整理法(昭和29年法 律第119号)による土地区画整理事業の施行に関する事業を行 う者であるときは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省 令第15号)第13条の3第8項第2号及び第21条の19第9項第2 号 の規定による認定を受けたことを証する書類
 - (7) 省略
 - 3~5 省略

(認定の基準)

る宅地の造成が租税特別措置法施行令の規定に基づき建設大臣の 定める基準を定める件 (昭和54年3月建設省告示第767 号)に規定する基準(以下「認定基準」という。)に適合しない とき、又はその申請の手続がこの規則の規定に違反していると認 めるときは、認定を行わないものとする。

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

地処分により取得した宅地について、認定(法第28条の4第3項 第5号イ又は第63条第3項第5号イの規定によるものに限る。以 下同じ。)を受けようとする者は、第2条の規定にかかわらず、 第103条第4項の規定による換地処分の公告後、 土地区画整理事業関連優良宅地認定申請書(様式第8号)を知事 に提出しなければならない。

2・3 省略

樣式第1号(第2条関係) 優良宅地認定申請書

住所 (法人にあっては、

主たる事務所の所在地) 申請者

氏名(法人にあっては、

名称及び代表者の氏名)

1

省略

注1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。

<u>4</u> 省略

樣式第2号(第2条関係) 設計説明書

設	計	者	住	所		省略
取	ΠI	13	氏	名	_	
省	略					

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

樣式第4号(第6条関係) 優良宅地証明申請書

省略 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 申請者 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) 省略

注1・2 省略

樣式第7号(第8条関係) 地位承継届出書

省略 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 承継者 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) 省略

注

- 1 省略
- 2 省略

樣式第8号(第10条関係) 土地区画整理事業関連優良宅地認定申

省略

住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 申請者

省略

注1・2 省略

3 省略

氏名(法人にあっては、

名称及び代表者の氏名)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第50号

愛媛県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

設	÷1	者	住	所		省略
取	計	白	氏	名	<u> </u>	
省略	<u>\$</u>					

注1 省略

- 2 「設計者氏名」の欄は、記名押印に代えて署名すること <u>ができる。</u>
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

樣式第4号(第6条関係) 優良宅地証明申請書

省略 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 申請者 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) ⅎ 省略

注1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。

様式第7号(第8条関係) 地位承継届出書

省略 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 承継者 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) ⅎ 省略

- 注 1 承継者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>
 - 2 省略
 - 3 省略

樣式第8号(第10条関係) 土地区画整理事業関連優良宅地認定申 請書

省略

住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)

申請者

氏名(法人にあっては、

名称及び代表者の氏名)

省略

注1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。

愛媛県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県宅地造成等規制法施行細則(昭和44年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> īF 後 改

(協議)

- (地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核 市(以下「中核市」という。)を含む。)は、宅地造成に関する 工事の協議書(様式第6号)に宅地造成等規制法施行規則(昭和 37年建設省令第3号。以下「省令」という。) 第4条第1項に規 定する図面、同条第2項に規定する構造計算書及び同条第3項に 規定する安定計算書を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 · 3 省略

(工事計画変更許可申請書等の様式)

第7条 省令

第25条に規定する申請書は、工事計画変更 許可申請書(様式第8号)とする。

(書類の経由等)

第17条 省略

樣式第3号(第3条関係)

省略		
	氏 名	_
省略		
省略		

注) 省略

様式第6号(第6条関係)

省略	申請者耶	张氏名
省略	11. Hts 14.	_
省略		
省略		
<u>係員氏名</u>		<u>係員氏名</u>

注) 省略

樣式第8号(第7条関係)

省略

住所(法人にあつては、

主たる事務所の所在地)

申請者

氏名(法人にあつては、

名称及び代表者の氏名)

省略

注) 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号) 第4条第1項の表に掲げる図面のうち宅地造成に関する工 事の変更に伴いその内容が変更されるものを添付してくだ さい。

樣式第12号(第16条関係)

改 īF

(協議)

第6条 法第11条の規定により知事と協議しようとする国又は県 │第6条 法第11条の規定により知事と協議しようとする国又は県 (地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核 市(以下「中核市」という。)を含む。)は、宅地造成に関する 工事の協議書(様式第6号)に省令

第4条第1項に規

定する図面、同条第2項に規定する構造計算書及び同条第3項に 規定する安定計算書を添えて知事に提出しなければならない。

2 · 3 省略

(工事計画変更許可申請書等の様式)

- 第7条 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以 下「省令」という。)第25条に規定する申請書は、工事計画変更 許可申請書(様式第8号)とする。

(書類の経由等)

第16条 省略

様式第3号(第3条関係)

省略		
	氏 名	<u> </u>
省略		
省略		

注) 1 省略

承継者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができます。

様式第 6 号

省略	申請者耶		(
省略			_
省略			
省略			
<u>係員印</u>		<u>係員印</u>	

注) 省略

樣式第8号(第7条関係)

省略 住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地) 申請者 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) <u>(1)</u> 省略

- 注) 1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができます。
 - 2 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3 号)第4条の表に掲げる図面のうち宅地造成に関する工 事の変更に伴いその内容が変更されるものを添付してく ださい。

樣式第12号(第16条関係)

省略 住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地) 申請者 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) 省略

注) 1 省略

2 省略

注)1 省略

省略

省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができます。

住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)

3 省略

申請者

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第51号

2 省略

3 省略

省略

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県屋外広告物条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 樣式第1号(第3条関係) 公共揭示板利用申請書 省略 申請者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 省略 注 1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 樣式第2号(第6条関係) 屋外広告物許可申請書 (表) 省略 申請者 住所 氏名∫法人にあつては、そのう 名称及び代表者の氏名 省略 省略 (裏) 省略 注1 省略

樣式第1号(第3条関係) 公共揭示板利用申請書 省略

改

申請者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、

正

その代表者の氏名

1

省略

注 1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

樣式第2号(第6条関係) 屋外広告物許可申請書

(表)

省略

申請者 住所

氏名 [法人にあつては、その]

名称及び代表者の氏名

 $^{\odot}$

省略

省略

(裏)

省略

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>

3 省略

4 省略

3 省略

5 省略	6 省略
<u>5</u> 省略	7 省略
<u>7</u> 省略	<u>8</u> 省略
別紙	別紙
省略	省略
省略	
省略	省略
点検者 氏 名	点検者 氏 名
省略	省略
注	注 1 記名押印に代えて署名することができる。
1 省略	<u>2</u> 省略
2 省略	<u>3</u> 省略
式第3号(第6条関係) 屋外広告物変更許可申請書	樣式第3号(第6条関係) 屋外広告物変更許可申請書
(表)	(表)
省略	省略
│□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	申請者住所
氏名〔法人にあつては、その〕	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
名称及び代表者の氏名	
_	
省略	
省略	
(裏)	(裏)
省略	省略
注 1 省略	
	2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署
	することができる。
2_ 省略	3 省略
	_
<u>3</u> 省略	<u>4</u> 省略
<u>4</u> 省略	<u>5</u> 省略
<u>5</u> 省略	<u>6</u> 省略
<u>6</u> 省略	<u>7</u> 省略
<u>7</u> 省略	<u>8</u> 省略
式第11号 (第13条関係) 受領書	様式第11号 (第13条関係) 受領書
省略	省略
受領者 氏名 {法人にあつては、その }	受領者 氏名 [法人にあつては、その] ⑩
名称及び代表者の氏名	名称及び代表者の氏名
省略	省略
省略	
注 1 省略	注 1 省略
	2 受領者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署
	<u>することができる。</u>
2 省略	<u>3</u> 省略
式第13号(第16条関係) 屋外広告業登録(更新登録)申請	書 様式第13号(第16条関係) 屋外広告業登録(更新登録)申請
省略	省略
 申請者 氏名 ∫ 法人にあつては、その	│
名称及び代表者の氏名	名称及び代表者の氏名
「	│ │ │ 省略
省路	省略
省略 省略 注 1 · 2 省略	省略 省略 注 1 · 2 省略

4_ 省略	5_ 省略
── 樣式第14号(第16条、樣式第13号関係) 誓約書	機式第14号(第16条、様式第13号関係) 誓約書
省略	省略
申請者 氏名 (法人にあつては、その)	申請者 氏名 [法人にあつては、その] ⑩
名称及び代表者の氏名	名称及び代表者の氏名
省略	省略
樣式第15号(第16条、樣式第13号関係) 略歴書	樣式第15号 (第16条、樣式第13号関係) 略歴書
省略	省略
氏 名	氏 名 ④
省略	省略
省略	省略
注1・2 省略	注1・2 省略
	3 記名押印に代えて署名することができる。
<u>3</u> 省略	<u>4</u> 省略
樣式第17号 (第18条関係) 屋外広告業登録事項変更届出書	樣式第17号 (第18条関係) 屋外広告業登録事項変更届出書
省略	省略
氏 名	氏名
省略	省略
省略	省略
樣式第18号 (第19条関係) 屋外広告業者登録簿閲覧申込書	様式第18号 (第19条関係) 屋外広告業者登録簿閲覧申込書
省略	省略
氏 名	
省略	
_ 	 注 記名押印に代えて署名することができる。
樣式第19号 (第20条関係) 屋外広告業廃業等届出書	様式第19号(第20条関係) 屋外広告業廃業等届出書
省略 氏 名	省略 氏名
1	
省略	省略
様式第22号 (第25条関係) 認定申請書	様式第22号 (第25条関係) 認定申請書
省略	省略
申請者 氏 名	申請者 氏 名 <u>④</u>
省略	省略
注 1 省略	注 1 省略
	2 記名押印に代えて署名することができる。
2 省略	3 省略
附則	

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第52号

愛媛県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(記録の作成)	(記録の作成)
第 9 条 省略	第9条 省略
2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が	2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が
署名しなければ ならない。	<u>署名押印しなければ</u> ならない。
(1)~(5) 省略	(1)~(5) 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第53号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

注1・2 省略

愛媛県知事 中 村 時 広

7:	-	建築基準法施行細則の 一		1+\ha - 1	_ 76	T+ 2	× /× / (/ H ·	- 1 1	,	<i>-</i>
			5年愛媛県規則第78号)の一部 5規定を同表の改正後の欄に掲				,			
		改	正 後			改	正	前		
様	式第	1号 (第4条関係)	工事等取りやめ届出書	槍	(式)	第1号 (第4条関係)	工事等項	双り やめ届	出書	
	省略	Ž			省	略				
			氏 名					氏	名	<u> </u>
	省略	Ž			省	略				
	注 1	・2 省略			注	1・2 省略				
						3 届出者が個人の場合	合にあつて	は、記名	押印に	代えて署名
						<u>することができる。</u>				
		省略				4_ 省略				
様	式第	2号 (第5条関係)	建築主等名義変更届出書	- 棉	(式)	第2号 (第5条関係)	建築主等	名義変更	届出書	
	省略	2			省	略				
			氏 名					氏	名	<u> </u>
	省略	各			省	略				
		変更後の建築主、築				変更後の建築主、築				
	2	造主又は設置者の住		_	2	造主又は設置者の住				<u> </u>
		所氏名	省略			所氏名	省略			
		変更前の建築主、築				変更前の建築主、築				
	3	造主又は設置者の住		_	3	造主又は設置者の住				<u> </u>
		所氏名	省略			所氏名	省略			
	省略	\$			省	略				
	注 1	・2 省略			注	1・2 省略				
						3 届出者又は建築主、	築造主著	もしくは設	置者が何	個人の場合
						にあつては、記名押印	りに代えて	署名する	ことが	できる。
	_	省略			_	4_ 省略				
様	式第	2号の2 (第5条関係) 建築主住所等変更届出書		(元)	第 2 号の 2 (第 5 条関係	系) 建築	主住所等	変更届	出書
	省略	3			省	略				
			氏 名					氏	名	<u> </u>
	省略	<u></u> ጀ			省	略				

注1・2 省略

<u>することができる。</u>

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名

様式第2号の3(第5条関係) 工事監理者等決定(変更)届出書 │ 様式第2号の3(第5条関係) 工事監理者等決定(変更)届出書

省	略					
				氏	名	_
省	略					
			省略			
	工事及四大の姿势	新				_
	工事監理者の資格		省略			
4	及び住所氏名並び		省略			
	に建築士事務所名	旧				_
			省略			
省	略					

注1・2 省略

3 省略

樣式第5号(第8条関係) 工事監理状況報告書

省略		
	氏 名	_
省略		
省略		

注 1 省略

2 省略

様式第6号(第11条関係) 道路の位置の指定(変更・廃止)申請 |様式第6号(第11条関係) 道路の位置の指定(変更・廃止)申請

省略	氏名	
省略		_
省略		

注 1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略

4 省略

省日	略				
				氏 名	<u> </u>
省	略				
			省略		
	工事監理者の資格	新			<u> </u>
4	及び住所氏名並び		省略		
•	に建築士事務所名		省略		
		旧			<u> </u>
			省略		
省	略				

注1・2 省略

- 3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。
- 4 工事監理者は、記名押印に代えて署名することができる。

樣式第5号(第8条関係) 工事監理状況報告書

省略		
	氏 名	<u> </u>
省略		
省略		

注 1 省略

- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 省略

省略		
	氏 名	<u> </u>
省略		
省略		

- 3 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができる。
- 4 省略
- 5 省略

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第54号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年愛媛県規則第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	1
改 正 後	改 正 前
二級 第 1号様式 (第4条、第5条関係) 建築士免許申請書 木造	二級 第 1号様式 (第4条、第5条関係) 建築士免許申請書 木造
(表)	(表)
省略	省略
愛媛県知事 <u>氏 名</u>	愛媛県知事 <u>氏 名</u>
愛媛県指定登録機関 様	愛媛県指定登録機関 様 署 名
省略	省略
省略	省略
(裏) 省略	(裏) 省略
注 省略	注 省略
第1号の2様式(第4条、第16条関係) 実務経歴書	第1号の2様式(第4条、第16条関係) 実務経歴書
省略	省略
省略	省略
年月日 氏名	年月日 氏名
	(署名)
 省略	省略
省略	省略
注 省略	
第1号の3様式 (第4条、第16条、第1号の2様式関係) 実務 歴証明書 省略	経 第1号の3様式 (第4条、第16条、第1号の2様式関係) 実務 歴証明書 省略
証明者	
	ロー ロ
目 "□	
and the second s	注 省略
注 省略	
	第 6 号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届
第6号様式 (第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略	第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略
86号様式 (第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届	第 6号様式 (第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届
6 号様式 (第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略	第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略
第 6号様式 (第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人	第 6 号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 <u>印</u>
第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 省略 省略	第 6 号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 ④
第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 省略	第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 ④ 省略 省略 注 1 届出人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署
第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 _ 省略	第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 ④ 省略 注 1 届出人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができる。
第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 省略 省略 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 ④ 省略 当略 注 1 届出人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができる。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 省略 省略 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 第7号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届	第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 ④ 省略 注 1 届出人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができる。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 第7号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届
第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 省略 省略 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 第7号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届 省略	第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 ④ 省略 注 1 届出人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができる。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 第7号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届 省略
# 6 号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 省略 省略 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 # 7 号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届	第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 ④ 省略 注 1 届出人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができる。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 第7号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届
第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 省略 省略 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 第7号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届 省略	第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 ④ 省略 注 1 届出人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができる。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 第7号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届 省略
第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 省略 省略 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。 第7号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届 省略 届出人 一 一	第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 省略 注 1 届出人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署 名することができる。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 第7号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届 省略
# 6 号様式 (第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 省略 省略 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 # 7 号様式 (第12条の18関係) 建築士事務所廃業届 省略 届出人 省略	第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略
第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 省略 省略 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 第7号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届 省略 届出人 省略 省略 省略 省略 省略 省略	第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届 省略 届出人 省略 注 1 届出人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 第7号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届 省略 届出人 貨略 省略 省略

附貝

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第55号

愛媛県証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(売りさばき人の指定願等) (売りさばき人の指定願等)

第5条 省略

2~6 省略

- 7 売りさばき人は、愛媛県証紙売りさばき人指定願、愛媛県証紙 売りさばき人指定変更願及び愛媛県証紙売りさばき人辞退届(以 下「指定願等」という。)について、次に掲げる要件の全てを満 たすときは、指定願等への押印を省略することができる。
- (1) 当該指定願等を作成する事務を担当する者(以下「担当者」 という。)及び当該事務の責任者の職及び氏名並びにこれらの 者の連絡先を当該指定願等に記載すること。
- (2) 担当者が当該指定願等を電子メールにより複数の県の職員及 び担当者の上司に送付する方法等により提出すること。

樣式第4号(第8条関係)

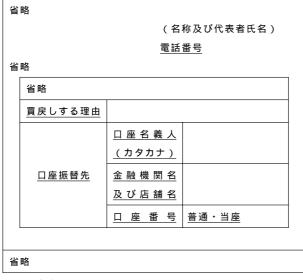
省略

<u>注 1</u> 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

樣式第6号(第11条関係)

様式第6号(その1)



注 1 省略

- 2 この様式は、売りさばき人の指定を取り消された者が請 求する場合に使用すること。
- 3 請求者は、記名押印に代えて署名することができる。 様式第6号(その2)

省略	
省略	証紙貼付欄
省略	<u>貼り切れない</u> ときは、裏面 に <u>貼付して</u> ください。
省略	

注 1 ・ 2

3 請求者は、記名押印に代えて署名することができる。

樣式第4号(第8条関係)

省略

注_ 省略

第5条 省略

2~6 省略

様式第6号(第11条関係)

様式第6号(その1)

省略	
	(名称及び代表者氏名)
省略	
省略	
買戻しする理由	
省略	

注 省略

様式第6号(その2)

省略	証紙ちよう付欄
省略	(はりきれないときは、裏面) に <u>ちよう付して</u> ください。
省略	

省略				
	年	月分	金融機関名	_
省略				
注 省略				

樣式第9号(第14条関係)

省略				
	年	月分	金融機関名	印
省略				
注 省略				_

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県証紙条例施行規則(以下「旧規則」という。)様式第6号(その1)の規定による書類は、改正後の愛媛県証紙条例施行規則様式第6号(その1)の規定による書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある旧規則様式第6号(その1)の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

	_
告	示

○愛媛県告示第411号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
愛媛県本庁舎空調自動制御機器修繕 一式	愛媛県総務部総務管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番町四 丁目 4 番地 2	令和3年2月8日	香川県高松市天神町10番 地12 アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー	178 860 000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による

○愛媛県告示第412号

愛媛県工事執行規程(昭和39年8月愛媛県告示第695号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

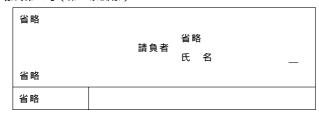
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第3号(第12条、第12条の2関係)	様式第3号 (第12条、第12条の2関係)
省略	省略
氏 名 _	氏 名
省略	省略
省略	省略
注 省略	注 省略
樣式第7号 (第15条関係)	樣式第7号 (第15条関係)
省略	省略
省略 請負者	省略請負者
氏名 _	氏 名
省略	省略
省略	省略
樣式第8号 (第16条関係)	樣式第8号 (第16条関係)
省略	省略
省略 請負者	省略 請負者
明見有 氏名	^{調貝包} 氏名 <u>倒</u>
省略	省略
樣式第9号 (第19条関係)	樣式第9号 (第19条関係)

	省	略
	3	省略
	4	本件責任者及び担当者(押印する場合は、記載を要しな
		<u>(1.)</u>
		本件責任者の職氏名及び連絡先
		担当者の職氏名及び連絡先
· '	```	

注 4 の項を記載し、知事が定める方法等により提出する場合 にあつては、押印を省略することができる。

樣式第10号(第20条関係)



省略			
3 省略			

樣式第10号(第20条関係)

省略			
	請負者	省略	
	胡貝白	氏 名	<u> </u>
省略			
省略			·

○愛媛県告示第413号

当略 注 省略

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

前

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

樣式第2号(第19条関係) 経常建設共同企業体競争入札参加資格 審査申請書

樣式第1号(第11条関係) 特定建設工事共同企業体競争入札参加 資格審査申請書

正

改

注 省略

樣式第2号(第19条関係) 経常建設共同企業体競争入札参加資格 審査申請書

省略

加資格審査申請書

省略

共同企業体の代表者の商号
又は名称及び代表者氏名
共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名
共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名
「
共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名
「
は名称及び代表者氏名
「
は名称及び代表者氏名
「
は名称及び代表者氏名
「
は名称及び代表者氏名
」
「
は名称及び代表者氏名
」
「
は略

樣式第3号(第28条関係) 地域維持型建設共同企業体競争入札参 **樣式第3号**(第28条関係) 地域維持型建設共同企業体競争入札参 加資格審査申請書

省略		
	共同企業体の代表者の商号	
	又は名称及び代表者氏名	<u> </u>
	共同企業体の構成員の商号	
	又は名称及び代表者氏名	<u> </u>
	共同企業体の構成員の商号	
	又は名称及び代表者氏名	<u> </u>
······································	······································	······································
	共同企業体の構成員の商号	
	又は名称及び代表者氏名	<u> </u>
省略		

○愛媛県告示第414号

愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱(令和元年6月愛媛県告示第203号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
別記樣式 (第10条関係) 建設工事関連業務共同企業体競争入札等 参加資格審査申請書	別記樣式 (第10条関係) 建設工事関連業務共同企業体競争入札等 参加資格審査申請書
省略	省略
共同企業体の代表者の商号	共同企業体の代表者の商号
又は名称及び代表者氏名	又は名称及び代表者氏名 ⑩
共同企業体の構成員の商号	共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名	又は名称及び代表者氏名 <u>⑩</u>
省略	省略
注省略	注 省略

○愛媛県告示第415号

愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱(平成22年2月愛媛県告示第169号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記様式(第5条関係) 汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議	別記様式(第 5 条関係) 汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議
書	書
省略	省略
氏名又は名称及び住所並びに法人	氏名又は名称及び住所並びに法人
協議者 にあっては、その代表者の氏名	協議者 にあっては、その代表者の氏名 ④
省略	省略
省略	省略
注 1 省略	注 1 省略

	2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、
	押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表
	者)が署名することができる。
<u>2</u> 省略	<u>3</u> 省略
3 省略	<u>4</u> 省略
<u>4</u> 省略	<u>5</u> 省略

○愛媛県告示第416号

クリーニング師等の試験施行規程(昭和25年10月愛媛県告示第508号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規程は、クリーニング業法施行細則(昭和31年愛媛県	第1条 この規程は、クリーニング業法施行細則(昭和31年愛媛県
規則第58号) <u>第6条第3項</u> 及び愛媛県ふぐの取扱いに関する条例	規則第58号) <u>第5条第3項</u> 及び愛媛県ふぐの取扱いに関する条例
(昭和27年愛媛県条例第63号)第16条の規定に基づき、クリーニ	(昭和27年愛媛県条例第63号)第16条の規定に基づき、クリーニ
ング師及びふぐ取扱者の試験(以下「試験」という。)の施行に	ング師及びふぐ取扱者の試験(以下「試験」という。)の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。	関し必要な事項を定めるものとする。

○愛媛県告示第417号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の 日から4月間縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
エミフルMASAKI - A	伊予郡松前町筒井茶 屋分832 - 1 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか104者	株式会社フジ ほか96者	令和3年 3月13日 ほか	令和3年 3月17日
エミフルMASAKI - B	伊予郡松前町東古泉 東浦676番地 1 外		D C Mダイキ株式会 社 ほか 3 者	D C M株式会社 ほか 3 者	令和3年 3月1日 ほか	
エミフルMASAKI -	伊予郡松前町東古泉 文五郎分586 外		株式会社フォードフ ジ ほか3者	株式会社フジモータ ース ほか3者	令和3年 3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第418号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
エミフルMASAKI - A	伊予郡松前町筒井茶 屋分832 - 1 外	駐輪場の位置及び収容台数	15箇所	16箇所	令和3年 7月1日	令和3年 3月17日
		駐車場の自動車の出入口の数 及び位置	16箇所	18箇所	令和3年 6月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第419号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
平田ショッピングセンタ ー敷地 B	松山市平田町190番 地 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者	マックスバリュ西日 本株式会社 ほか 3 者	マックスバリュ西日 本株式会社 ほか 3 者	令和3年 4月21日	令和3年 3月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第420号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
平田ショッピングセンタ 一敷地 B	松山市平田町190番 地 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻	マ 本 中 は 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	令和3年 4月21日	令和 3 年 3 月22日
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前 6 時45分から午 前 0 時15分まで	24時間		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第421号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日	届出年月日
西の土居ショッピングセ ンター	新居浜市西の土居一 丁目153番地 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者	D C Mダイキ株式会 社 ほか 2 者	D C M株式会社 ほか 2 者	令和3年 3月1日	令和3年 3月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称

- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第422号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程(昭和30年3月愛媛県告示第222号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、令和2年度事業から適用する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

			改 正 後									改	正	前				
表第 1	(第3	条、別	表第2関係)					另	表第	1 (第3	条、別	表第2	関係)					
1 森	林環境	保全整	備事業						1 🕯	森林環境	保全虫	怪備事業						
				事業		補助	率								事業	:	補助	率
	事	業	の 種 目	の種目の	基準	市町	市町			事	業	の種	目		の種目の	基準	市町	市町
1 •				内容			以外		1 •						内容			以外
2 省略									2 省略									
<u>山</u> <u>村</u>	(1) 山 村強 数化 林道	<u>ア</u> 森 株 造	⑦ 離島を除く過疎 地域の市町及び 振興山村の地域 で行うもの	同	同	10 分 の55 以内												
強靱化林道	開設	成 林 道	(f) 離島である過疎 地域の市町及び 振興山村の地域 で行うもの	同	同		10 分 の65 以内											
整備 事 業			(ウ) 離島を除く過疎 地域の市町及び 振興山村の地域 以外の地域で行 うもの	同	同		10 分 の55 以内											
			(エ) 離島である過疎 地域の市町及び 振興山村の地域 以外の地域で行 うもの	同	同	同	10 分 の 6 以内											
		<u>イ</u> 峰 越	⑦ 幹線林道(離島 で行うもの)	同	同	10 分 の 6 以内												
		<u>連</u> 絡 林	(4) 幹線林道 (グ以 外のもの)	同	同		60 分 の 43 以内											

令和 3 年	¥ 3 月30日				坂	:	元	牧		第19	93는	<u>;</u>	
	(☆) その他の林道	同	同	同	10 分 の5 5 以内								
<u>ウ</u> 森 林 造	振興山村の地域で行うもの				同								
成 林 道 及	地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	10 分 の 6 以内								
び 峰 越 連 絡 林	地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10 分 の 5 以内	10 分 の 5 以内								
道 以 <u>外</u> の 林 道	無島である過疎 地域の市町及び 振興山村の地域 以外の地域で行 うもの	同		10 分 の5 5 以内									
U/A	幹線林道 その他の林道(改		同同	同 10 分 の3.5 以内									
• 全 甫	その他の林道(舗 <u>も)</u>	同	同	60 分 の 23 以内	60 分 の 23 以内								
(3) (1)及び(2	2)以外の林道整備	同	同	10 分 の 5 以内									
4							<u>3</u> 省略					I	

様式第1号(その1)、様式第1号(その4)、様式第2号、様式第3号(その1)、様式第4号、様式第5号(その1)、様式第6号、様式第7号(その1)、様式第8号から様式第12号(その1)まで及び様式第13号中「⑬」を削る。

○愛媛県告示第423号

愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程(昭和60年10月愛媛県告示第1250号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

様式第1号、様式第3号から様式第6号まで及び様式第8号中「⑪」を削る。 様式第9号中「⑪」を削る。

○愛媛県告示第424号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項に基づき、愛媛県

資源管理方針(令和2年12月愛媛県告示第1288号)を次のとおり変更した。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 資源管理に関する基本的な事項

(1) 本県の水産業の状況

本県の水産業は、平成30年には生産量で137,663トン、生産額は887億円に上り、全国でも上位に位置している。また、同年における漁業経営体数は3,444経営体であり、水産業は、多くの沿岸地域において中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展のためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の振興を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県の責務

本県は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。) 第6条の規定に基づき、国とともに資源管理を適切に実施する 責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水 面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10 条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣 に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価 を要請するものとする。

2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、 知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下 の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間
- 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

(2) 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

(3) 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、(1)及び(2)の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる 管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量 の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制 の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行 するものとする。

5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針(令和2年10月 農林水産省告示第1982号)に即して、当該特定水産資源ごとの 資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚 の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み 合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第 1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、 当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定 期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への 報告が行われるよう指導を行うものとする。

(2) 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、 最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって 必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行 われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源 管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

6 その他資源管理に関する重要事項

(1) 漁獲量等の情報の収集

- ア 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が 資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価 の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵 守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重 要である。
- イ 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- ウ また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

(2) 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

(3) 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び愛媛県資源管理方針に 基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。 (4) その他

資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源については、当該目標が定められるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて、漁獲努力量等のデータを収集して検証を行い、必要に応じ現行の資源管理の取組内容の改善を図る。

また、海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を 取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を 蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心 とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源管理体制の充実 強化を図る。

7 愛媛県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても、少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は、別紙1か ら別紙5までに定めるものとする。

別紙 1

- 1 特定水産資源
 - まいわし太平洋系群
- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県いわし、あじ、さばまき網漁業等とする。
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地 (以下「住所等」という。)がある者がまいわしを採捕する 漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に 漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を当該知事管理区分に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手 法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。こ の場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左 欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとお りとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
いわし、あじ、さばまき網	10,006
漁業等	10 ,086

5 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

別紙2

- 1 特定水産資源
 - まあじ
- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県いわし、あじ、さばまき網漁業等とする
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に 漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を当該知事管理区分に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手 法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。こ の場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左 欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとお りとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
いわし、あじ、さばまき網	10,000
漁業等	10 ,086

5 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

別紙 3

- 1 特定水産資源
 - くろまぐろ(小型魚)
- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(4月から 6月まで)、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(7月から9月ま で)、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)、 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(1月から3月まで)とする。
 - (1) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(4月から6月まで)
 - ア 当該知事管理区分を構成する事項
 - (ア) 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に 掲げる海域をいう。以下同じ。)

(イ) 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(以下「くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業」という。)

(ウ) 漁獲可能期間

4月1日から同年6月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の

管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- (ブ) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
- (イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該管理年度中は、 陸揚げした日から3日以内とする。
- (2) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(7月から9月まで)
 - ア 当該知事管理区分を構成する事項
 - (ア) **水域** 中西部太平洋条約海域
 - (4) 対象とする漁業 くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業
 - (ウ) **漁獲可能期間** 7月1日から同年9月末日まで
 - イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- (ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
- (イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該管理年度中は、 陸揚げした日から3日以内とする。
- (3) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)
 - ア 当該知事管理区分を構成する事項
 - (ア) 水域

中西部太平洋条約海域

- (イ) 対象とする漁業 くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業
- (ウ) 漁獲可能期間 10月1日から同年12月末日まで
- イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- (ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
- (イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該管理年度中は、 陸揚げした日から3日以内とする。
- (4) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(1月から3月まで)
 - ア 当該知事管理区分を構成する事項
 - (ア) 水域

中西部太平洋条約海域

- (イ) 対象とする漁業 くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業
- (ウ) 漁獲可能期間

1月1日から同年3月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- (ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
- (4) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該管理年度中は、

陸揚げした日から3日以内とする。

- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
- (1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、原則として本県に配分された漁獲可能量のうち、9割を直近3年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、残りの1割を本県の留保枠とする。ただし、それぞれの知事管理区分への最低配分量は1トンとするとともに、国の留保からの配分、繰越分の追加配分及び年によって異なる漁場形成の変動等を十分に勘案して配分するものとする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の漁獲可能量を追加した場合は、当該追加分数量を本県の留保枠とし、本県の漁獲可能量を削減した場合は、本県の留保枠から減じることとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の留保枠より多い場合は、その差分を当該削減を行う時点が属する知事管理区分から最低配分量の1トンを残して減じることとする。それでもなお本県留保枠及び知事管理漁獲可能量の削減量の合計が都道府県別漁獲可能量の削減量に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を削減することとする。

(3) 留保枠からの配分

本県の留保枠については、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)の漁獲実績が確定した後、原則として本県の当初配分の1割を残して愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(翌年1月から3月まで)に配分することとする。

(4) 漁獲可能量の繰越

知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えなかった場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量に加え、超えた場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量から減じることとする。それでもなお当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の削減量が前管理区分の超過分に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を減じることとする。ただし、前管理区分の超過分を減じた結果、当該知事管理漁獲可能量が1トンを下回る場合は、不足する量を留保枠から配分する。

- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項該当なし。
- 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に 該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知 事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推 移に応じて判断する。

別紙4

1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ(大型魚)漁業とする。
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ (大型魚)を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ア 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚 げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
- イ 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定 による公表を行った場合にあっては、当該管理年度中は、陸 揚げした日から3日以内とする。
- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量の9割とし、残りの1割を留保枠とする。なお、留保枠が1トン未満であるときは1トンとし、知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量から1トンを差し引いた数量とする。

- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 該当なし。
- 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に 該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知 事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推 移に応じて判断する。

別紙5

1 特定水産資源 するめいか

- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県小型機船底びき網漁業等とする。
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

アー水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に 漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を当該知事管理区分に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手 法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。こ の場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左 欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとお りとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
小型機船底びき網漁業等	10 ,086

5 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

○愛媛県告示第425号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、 くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可	丁能量
愛媛県くろまぐろ (小型魚)漁業	4月から6月まで	3 0トン
	7月から9月まで	1 0トン
	10月から12月まで	1 0トン
	1月から3月まで	1 6トン
	総計	6 ムトン

○愛媛県告示第426号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、 くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
愛媛県くろまぐろ (大型魚)漁業		5 있トン

○愛媛県告示第427号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、 するめいかに関する令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4 年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次 のように定めた。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
愛媛県小型機船底 びき網漁業等		現行水準

○愛媛県告示第428号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(登記所備付地図作成作業に伴う基準点 設置作業) 2 作業期間 令和2年11月25日から

令和3年2月26日まで

3 作業地域 松山市桑原地区(松山市松末一丁目、二丁目、三

> 町一丁目ないし三丁目の全部)

○愛媛県告示第429号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量が 終了した旨の通知があった。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

令和2年7月16日から 2 作業期間

今和3年3月12日まで

3 作業地域 宇和島市一円

○愛媛県告示第430号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、 国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

基本測量(空中写真撮影) 1 作業種類

2 作業期間 令和3年1月4日から

3月12日まで

3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第431号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。 令和3年3月30日

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111.

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量(防災対策地域水準測量)

2 作業期間 令和3年4月20日から

令和4年2月28日まで

3 作業地域 今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、

四国中央市

○愛媛県告示第432号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定に より、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 組合の名称 東温市志津川土地区画整理組合

2 事務所の所在地

東温市見奈良530番地1(東温市役所内) 3 解散認可の年月日

令和3年3月30日

○愛媛県告示第433号

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成8年2月愛媛県告示第192号)の一部を次のように改正し、 令和3年4月1日から施行する。

この告示の施行の際現に提出されている改正前の製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱様式第1号の規 定による申請書は、改正後の製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱様式第1号の規定による申請書とみな す。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(変更等の届出)

げる事項について変更があったとき、又は事業の全部若しくは一 部を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、競争入札参加 資格審査申請書等記載事項変更等届出書(様式第5号)を知事に 提出しなければならない。

(1) • (2) 省略

- (3) 法人にあっては、代表者の職名及び氏名並びに実印
- (4) 個人にあっては、その者の氏名及び実印
- (5) (6) 省略
- 2 省略

樣式第1号(第3条関係) 競争入札参加資格審查申請書

省略

省略

氏名(法人にあっては、代表者

(変更等の届出)

第6条 資格審査の結果、資格を有すると認められた者は、次に掲 **│ 第6条** 資格審査の結果、資格を有すると認められた者は、次に掲 げる事項について変更があったとき、又は事業の全部若しくは一 部を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、競争入札参加 資格審査申請書等記載事項変更等届出書(様式第5号)を知事に 提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

- (3) 法人にあっては、代表者の職名及び氏名並びに代表者の印鑑
- (4) 個人にあっては、その者の氏名及び印鑑
- (5) (6) 省略
- 2 省略

樣式第1号(第3条関係) 競争入札参加資格審査申請書

省略

省略

氏名(法人にあっては、代表者 (実印) の職名及び氏名)

省略

- 1~4 省略
- 5 実印並びに製造の請負等に係る競争入札への参加、契 約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に使 用する印鑑

実 印	使用印鑑

注 省略

樣式第4号(第4条関係) 競争入札参加資格審査結果通知書

- 1~3 省略
- 4 変更事項
- (1) (2) 省略
- (3) 法人にあっては、代表者の職名及び氏名並びに実印
- (4) 個人にあっては、その者の氏名及び実印
- (5)・(6) 省略

項変更等届出書

省略										
氏名(法人にあっては、代表者										
0	D職名及び氏名)									
省略										
省略	省略									
変更(休止又は	年	В В								
廃止)年月日	+ /	<u>月</u> 日								
	所 属	氏 名								
本件担当者	電話番号	FAX								
	電子メールアドレス									

注 省略

の職名及び氏名)

省略

- 1~4 省略
- 製造の請負等に係る競争入札への参加、契 約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に使 用する印鑑

使用印鑑	

注 省略

樣式第4号(第4条関係) 競争入札参加資格審査結果通知書

- 1~3 省略
- 4 変更事項
- (1) (2) 省略
- (3) 法人にあっては、代表者の職名及び氏名並びに代表 者の印鑑
- (4) 個人にあっては、その者の氏名及び印鑑
- (5)・(6) 省略

様式第5号(第6条関係) 競争入札参加資格審査申請書等記載事 │様式第5号(第6条関係) 競争入札参加資格審査申請書等記載事 項変更等届出書

省略								
E	氏名(法人にあっては、代表者 <u>(実印)</u>							
0	の職名及び氏名)							
省略								
省略								
変更(休止又は 廃止)年月日	年 月 日							

注 省略

○愛媛県告示第434号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障 害福祉サービス事業者を指定した。

令和3年3月30日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

事業者番号	指定障害	福 祉 サ ー ビ ス	事 業 者	指定障害福祉	指定障害福祉サービス事業所					指 定年月日
	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名	称	所	在	地	年月日
3813510306	合同会社一期一笑	愛媛県伊予郡松前町大 字筒井210番 1	城本辰徳	就労継続支援 B型	一期一笑		愛媛県伊 字筒井2	₽予郡松 10番地 1	前町大	令和3年 3月1日

○愛媛県告示第435号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

道路(の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷幅	地	の員	延	長	備	考
県		r ; m 30;	田初海	□77治绅	伊予郡砥部町玉谷1036番 2 から	旧	メート 4.	・ル 2~	6 2	キロメ- 0 <i>4</i> 3				
「	宗 追	広田双海線 		: 約水	同町玉谷1033番2まで	新	10 .	3~2	1 8	0 43	30			

○愛媛県告示第436号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	広	田双海	線	伊予郡砥部町玉 同町玉谷1033番		2から					令和 3 年 3 月31日

○愛媛県告示第437号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道足	各の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	松	∖山伊予	線	松山市古川南二同市古川南三丁		_					令和 3 年 3 月30日

○愛媛県告示第438号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷地の幅員	延長	備考
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町507番 5 から	旧	メートル 23 3~66 D	キロメートル 0 671	
· 宗 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	17 1/14 山港線	同町1473番15まで	新	23 3~66 0	0 .671	

○愛媛県告示第439号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	伊予松山港線	松山市南吉田町 同町1471番1ま		5					令和 3 年 3 月30日

○愛媛県告示第440号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長備考	ţ
県 道	松山市郊潭北柏	松山市大橋町4番5から	旧	メートル 11 7~14 7	キロメートル 0.066	
宗 追	松山東部環状線	同町 1番 5 まで	新	13 2~15 2	0 .066	

○愛媛県告示第441号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道	直路の種類	頁	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	į	首	松山	東部環	状線	松山市高井町10 同町1079番4ま		5					令和 3 年 3 月30日
	"			"		松山市大橋町4 同町1番5まで							n
	"		森林	松重信	線	松山市森松町27 同町268番6ま							II.

○愛媛県告示第442号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延長	備考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川32番 2 から		旧	メートル 4.1~93.3	キロメートル 0 319	
一放四道	494 5	同町東川1502番4まで		新	8 .7 ~ 90 .4	0 319	
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町東川4番2から		旧	4 .1 ~ 41 .4	0 .108	
· 京 · 坦	天川川 内線	同町東川32番2まで		新	8 .7 ~ 45 .3	0 .108	

○愛媛県告示第443号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
le VX	十四章和自始	宇和島市吉田町知永字小浦4番	香耕地1026番 2	旧	メートル 2.1~ 8.6	キロメートル 0.029	
県 道 -	吉田宇和島線	宇和島市吉田町知永字小浦4番	香耕地1026番 4	新	7.4~ 9.4	0 .029	

○愛媛県告示第444号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	吉田宇和島線	宇和島市吉田町	知永字小浦 4	番耕地1020	6番 4				令和 3 年 3 月30日

≐III	^	
訓	₹	

○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般 各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

				決裁	区分						決裁	区分	
事	務の			Ī	事決 者	¥	組	事務の	_		Ę	亨決 者	ĭ
哉 種 	類	事項	事	部長	局長	課長	織名	種類	事項	知事	部長	局長	
1	農業	1 指定組合の指定に係る主					農	1 農業	1 指定組合の指定及び取消				
t:	協同組	務大臣の意見の聴取(第10					業	協同組	し (第10条第18項、農業協				
É	合法の	条第19項					経	合法の	同組合及び農業協同組合連				
ħ	施行に						済	施行に	合会の信用事業に関する命				
Ī	関する)					課	関する	令第6条の2第3項)				
1	事務							事務	2 信用事業規程等の設定、				Г
									変更及び廃止の承認 (第11				
									条第1項、第3項、第11条				
									の17第1項、第3項、第11				
									条の42第1項、第3項、第				
									11条の48第1項、第3項、				
									第11条 の51第1項、第3				
									<u>項)</u>				
									3 信用事業(法第10条第1				
									項第3号の事業をいう。以				
									下この部において同じ。)				
									を行う農業協同組合及び農				
									業協同組合連合会(以下こ				
									の部において「農協」とい				
									う。)及び子会社等の同一				
									人に対する信用供与等限度				
									額に係る特例の承認 (第11				
									条の8第1項ただし書、第				
									2項ただし書)				
									4 信用事業又は共済事業を				
									行う農協における特定関係				
									者等との取引等の特例の承				
									認 (第11条の 9 ただし書)				

7	和 3 年 3 月30日	 <i>1</i> 62	ᅏ	TIX	第 I935		
					5 共済事業を行う農協の価		
					格変動準備金の積立て等に		
					係る特例の認可(第11条の		
					34第1項ただし書、第2項		
					ただし書)		
					6 責任準備金等に係る意見		
					書に係る説明等の要求(第		
					11条の40第3項)		
						+	+
					7 共済計理人の解任の命令		
	- 40-6				<u>(第11条の41)</u>		
	2 省略				8 省略		
					9 共済契約の契約条件の変		
					更の申出の承認 (第11条の		
					52第3項)	\perp	
					10 共済契約の解約に係る業	_	
					務の停止その他必要な措置		
					の命令 (第11条の53)		
	3 省略				11 省略		
	4 省略				12 省略		
					13 共済事業を行う組合の契		
					約条件の変更の承認(第11		
					条の61第1項)		
					14 信用事業又は共済事業を		
					行う農業協同組合等による		
					10 大震乗励问組占寺による 特定事業会社である国内の		
					会社の株式の基準議決権数		
					超過取得の承認(第11条の		
					65第2項ただし書)		
	- # 11/1-17/17 A 77 - 2 # 11/1-					_	
	5 農業協同組合及び農業協				15 農協		
	同組合連合会(以下この部						
	において「農協」とい						
	<u>う。)</u> の一時理事等の選任				の一時理事等の選任		
	及び役員を選任し、又は選				及び役員を選任し、又は選		
	学するための総会の招集並				挙するための総会の招集並 ***********************************		
	びに一時代表理事の選任				びに一時代表理事の選任		
	(第40条第1項、第3項)				(第40条第1項、第3項)	-	$\perp \perp \mid$
	6 農協の定款の変更の認可				16 農協の定款の変更の <u>認可</u>		
	に関する証明(第44条第3				等(第44条第 2 項、第 3		
	項、第61条第 2 項、第 5				項、第59条第 2 項、第61条		
	項)				第1項、第2項、第5項)		
					17 農協の信用事業の譲渡等		
					の 認 可 (第50条 の 2 第 3		
					<u>項)</u>		
	7 農協の設立及び合併の認	-			18 農協の設立、解散の決議	_	
	可に関する証明 (第61条第				及び合併の認可並びに設立		
	2項、第5項、第65条第3				認可の取消し(第59条、第		
	項				61条第1項、第2項、第5		
					項、第63条第 2 項、第64条		
					第2項、第3項、第65条第		
)				2項、第3項)		
	l	 	1 1		1		

 · 和 3 年 3 月 30日	 - 144	<u> </u>	ᄍ	TIX		1935	
					19 出資農協の新設分割の認 可(第70条の3第3項)	_	
8 信用事業 (法第10条第1					20 信用事業		
項第3号の事業をいう。)							
又は共済事業を行う農協の					又は共済事業を行う農協の		
解散に伴う清算人の選任					解散に伴う清算人の選任		
(第71条第2項)					(第71条第2項)		
					21 農協に対する法令、定		
					款、規約及び規程の遵守状		
					況に関する必要な報告の徴		
					収並びに一般状況資料の提		
					出の命令(第93条第1項)		
							
					22 農協の子会社等、信用事		
					業受託者及び共済代理店に		
					対する報告及び資料の徴求		
					(第93条第2項)		
9 農協、子会社等、信用事					23 農協、子会社等、信用事		
業受託者及び共済代理店の					— 業受託者及び共済代理店の		
検査(第94条第1項から第					検査(第94条第1項から第		
5項まで)					6項まで)		
<u> 3 境</u> な C)							
					24 農協の業務会計等に関す	-	
					る監督上必要な措置(第94		
					<u>条の2)</u>		
					25 農協の法令等の違反に対		
					する必要な措置、業務の停		
					止及び役員の改選の命令並		
					びに信用事業規程等の承認		
					の取消し(第95条)		
					26 農協の解散の命令(第95		
					条の2、第95条の3)	_	
					27 農協の総会決議、選挙及	_	
					び当選の取消し(第96条第		
					1項)		
					28 特定農業協同組合に係る		
					余裕金の運用の承認(農業		
					協同組合法施行令第32条第		
					5 項ただし書)		
10 農協の解散等の登記の嘱					29 農協の解散等の登記の嘱		
託(組合等登記令第14条第					託(組合等登記令第14条第		
4項、第5項)					4項、第26条第2項)		
4 垻、 <u>第 3 垻</u>							
					30 業務報告書の提出、縦覧		
					書類の縦覧の開始及び事業		
					計画書等の提出の延期の承		
					認(農業協同組合法施行規		
					則第202条第7項、第206条		
					第 2 項、第232条第 5 項)		
					31 特定農業協同組合の承認		
					_(農業協同組合及び農業協		
					同組合連合会の信用事業に		
					関する命令第59条)		

-		<u>11</u> 省略							32 省略				
	2 ~ 13 省略							2 ~ 13 省略					
40				決裁	区分		40				決裁	区分	
組織	事務の 種 類	事項	知	j	専決者	者 	組織	事務の 種 類	事項	知]	専決者	i —
名	12 //		事	部長	局長	課長	名	12 %		事	部長	局長	課長
漁	1 省略						漁	1 省略					
政課	2 水産業協同	1 水産業協同組合の指導に 関すること。					課	2 水産業協同	1 水産業協同組合の指導に 関すること。				
	組合法 の施行 に関す る事務	(1) 水産業協同組合の設立 の認可等に関する証明 (第48条第3項、第65条 第2項、第5項 、第69条第3項						組合法の施行に関する事務	(1) 水産業協同組合の設立 の認可等に関する証明 (第48条第3項、第65条 第2項、第5項 <u>、第68条</u> 第3項、第69条第3項、				
		、第92条第 3項から第5項まで 、商業登記法第25条 第3項 <u>組合等登記令第</u> 25条)							第91条第 3 項、第92条第 3 項から第 5 項まで <u>、第</u> 120条、商業登記法第25条 第 3 項)				
		(2) 水産業協同組合の一時 役員等の選任又は総会の 招集(第43条、第47条の 5第1項、第2項、第86 条 第2項、第92条 第3 項)							(2) 水産業協同組合の一時 役員等の選任又は総会の 招集(第43条、第47条の 6第1項、第2項、第86 条 第2項、第92条 第3 項)				
		(3) 省略							(3) 省略				
		2 水産業協同組合の監督処分に関すること。							2 水産業協同組合の監督処 分に関すること。				
		(1)・(2) 省略							(1)・(2) 省略				
									(3) 水産業協同組合に対す る解散命令(第124条の 2、第124条の3第1項)	_			
		(3) 解散の 登記の 嘱託 (組合等登記令第14 条第 4 項、第 5 項)							(4) 解散命令に伴う登記の 嘱託(<u>第117条第2項</u>)				
	3~11 省略							3~11 省略					
				決裁	区分						決裁	区分	
組織	事務の	事項	知	Ę	—— 厚決者	i i	組織	事務の	事項	知	Ę	—— 	— ; —
名	種類		1 1	部	司詞	主	名	種類		事	部月	司課	∄

	V 1	#3 # 3 // 30 //							×1:	175-		
水 1	~ 11						水	1 ~ 11				
	略						産	省略				
-m	2 愛媛	 1 漁業の不許可等(第9条					課		1 漁業の許可(第7条)			
"	-	第1項、第33条第4項)		-				県漁業			-	
	調整規							調整規	2			
	則の施	2 漁業の不許可等に係る海区漁業調整委員会等又は申						則の施	2 許可等の制限又は条件の 付加(第14条)			
	行に関	<u> </u>						行に関	19加(第14末)			
	する事	第2項、第33条第13項)						する事				
	務							務				
		3 適格性に係る基準の決定	-						3 許可の内容の変更の許可		-	
		(第10条第1項第5号)							(第16条)			
		4 適格性に係る基準に係る		-								
		海区漁業調整委員会の意見										
		の聴取(第10条第2項)										
		5 制限措置の決定(第11条	-									
		第1項)										
		6 制限措置に係る海区漁業		_								
		調整委員会の意見の聴取										
		(第11条第3項)										
		7 公示した船舶等又は漁業	_									
		者の数を超えた場合の許可										
		の基準の決定(第11条第5										
		<u>項、第7項)</u>										
		8 公示した船舶等又は漁業		_								
		者の数を超えた場合の許可										
		の基準に係る海区漁業調整										
		委員会の意見の聴取(第11										
		条第5項、第7項)										
		9 許可又は起業の認可後の										
		条件の付加(第13条第2										
		項、第29条、第33条 第13										
		項)										
		10 条件の付加に係る海区漁										
		業調整委員会等の意見の聴										
		取(第13条第2項、第33条										
		第13項)										
		11 許可の有効期間に係る海										
		区漁業調整委員会等の意見										
		の聴取(第15条第2項、第										
		33条第5項)										
		<u>12</u> 許可等の取消し等(第20										
		条第1項、第22条第1項、										
		第2項、第23条第1項、第										
		29条、第33条第7項、第13										
		<u>項)</u>										
		 13 許可等の取消し等に係る										
		海区漁業調整委員会等の意			_							
		見の聴取(第20条第1項、										
		第22条第1項、第2項、第										
		23条 第 1 項、第33条 第 7										
		 項、第13項)										
		<u>ベ、カロペノ</u>										

	令和3年3月30日	 	A	ᅎ	HX		193亏	
	14 許可証の記載内容等の証明(第25条第2項、第47条 第8項)	-						
	15 許可証の書換え交付及び					4 許可証の書換え交付及び		
	再交付(<u>第27条から第29条</u>					再交付(<u>第19条</u> 、		
	まで、第33条第13項))		
						5 起業の認可(第21条)		
						6 許可申請等の棄却(第23	_	
						<u>条)</u>		
						7 漁業許可等の定数の決定		
						(第25条)		
						8 漁業許可等の取消し、変		
						更又は操業の停止(第30条		
						から第32条まで)		
	<u>16</u> 除害設備の設置又は変更					9 除害設備の設置又は変更		
	の命令 (<u>第45条第2項</u>)					の命令 (<u>第34条</u>)		
						10 漁場内の岩礁破砕等の許		<u> </u>
						可(第45条)		
						11 試験研究等のための適用		
						除外の許可(第48条)		
						12 許可等の特例 (第27条、		
						第28条)		
						 13 違反船舶等に対する措置		
	命令 (第48条第 1 項、第49					命令 (第49条から第52条ま		
	条第 1 項、第50条)					で)		
	業の決定(第54条)							
13 ~ 15					13 ~ 15			
省略					省略			
					16 漁業	1 漁業指導用海岸局の維持	_	
					用無線	及び管理の委託に関するこ		
					<u>に関す</u>	<u>Ł.</u>		
					る事務			
16 省	略				<u>17</u> 省略			
					18 愛媛	1 水産動植物の採捕の許可		-
			4		県内水	(第6条)		
					面漁業	2 許可の内容の変更の許可		-
					調整規	<u>(第14条)</u>		
					<u>則の施</u> 行に関	3 許可証の書換え交付及び		
			1		する事	再交付(第17条)		
					<u>, シチ</u> 務	4 許可申請の棄却(第19	_	
			1			条)		
						5 許可の取消し、変更又は	$ \ \ _{-}$	
						制限等(第20条から第22条		
						<u>まで)</u>		
						6 除害設備の設置又は変更	$ \ \ _{-}$	
						の命令 (第24条)		
						7 試験研究等のための適用		$ _{-} $
						除外の許可(第32条)		

	H 3 + 3 / J 30 L					 	155	>1.	, 1, 1, 3				
17 省略							19 省略						1
18 漁業	1 共同申請に係る代表者の						20 漁業	1 共同申請に係る代表者の			\vdash		
法の施	指定(第5条第2項、第4						法の施	指定(第5条					
								·					
行に関	<u>項</u>)						行に関	_)			\dashv		
する事	2 水産資源の保存及び管理						する事						
務	<u>に関すること。</u>						務						
	(1) 資源評価の実施に関す												
	る農林水産大臣への要請												
	等 (第10条)												
											+		
	及び変更(第14条第1			_									
	項、第5項、第6項、第												
	8 項から第10項まで)										+		
	(3) 県資源管理方針に係る				_								
	海区漁業調整委員会の意												
	見の聴取(第14条第4												
	項、第10項)												
	(4) 知事管理漁獲可能量の												
	設定及び変更(第16条第												
	1項、第4項、第5項)												
	(5) 知事管理漁獲可能量に												
	係る海区漁業調整委員会				_								
	の意見の聴取(第16条第												
	2項、第5項)												
											+		
	(6) 漁獲割当割合等の設定			_									
	及び移転の認可(第17条												
	第1項、第19条第1項、												
	第 3 項、第 4 項、第21条												
	第1項、第22条第1項)										4		
	(7) 漁獲割当割合の設定を				_								
	行わない場合の申請者の												
	意見の聴取(第18条第2												
	<u>項)</u>												
	(8) 漁獲割当管理原簿の作												
	成及び管理(第20条第1												
	項、漁業法施行令第4条												
	第1項)												
	(9) 停泊命令等(第27条、										\top		
	第34条)												
	(10) 漁獲割当割合の削減										+	\dashv	
	(第29条第1項)			_									
											\dashv	\dashv	
	(11) 農林水産大臣に対する		-										
	広域漁業調整委員会の指												
	<u>示の要請(第35条)</u>											\Box	
	3 漁業権及び漁場管理に関							2 漁業権及び入漁権 に関					
	すること。							すること。					
	(1) 海区漁場計画等の作成							(1) 免許の内容等の事前決					
	及び変更(第62条第1							定(第11条)					
	項、第64条第6項、第8												
	項、第67条)												
		1										- 1	L

受和 3 年 3 月 30日			- 52		76	_	ᅏ	<u> </u>	+1X		193	<u> </u>		
(2) 海区漁場計画等に係 利害関係人の意見の聴 <u>(第64条 第1項、第</u> 項、第67条第2項)	取			_						② 漁業の免許(第10条)		_		
項、第67宗第2項) (3) 海区漁場計画等に係 海区漁業調整委員会等 意見の聴取(第64条第 項、第8項、第67条第	$\frac{D}{4}$	_												
(4) 漁業の免許に係る海 漁業調整委員会の意見 聴取(第70条)	_	_	-											
(<u>5</u>) 漁業権の共有の認 (第72条第6項)	可									(3) 漁業権の共有の認可 (第14条) (4) 漁業権の分割又は変更 の免許(第22条)			_	
										(5) 漁業権を目的とする抵 当権の設定の認可(第24 条)			_	
(6) 漁業権の共有の認可 に係る海区漁業調整委 会の意見の聴取(第 条、第72条第7項、第 条 第3項、第78条 第 項、第79条第3項、第 条 第2項、第88条 第 項、第5項、第91条第	一 頁 70 76 3 80 2									(6) 漁業権の移転の認可 (第26条)				
(7) 漁業権の条件の付加 に係る海区漁業調整委 会の意見の聴取(第86 第2項、第89条第3項 第92条第3項、第93条 3項、第94条)			_							(7) 休業中の漁業の許可 (第36条)			_	
(8) 漁業権の取消しに係 資料の閲覧(第89条第 項、第92条第3項、第 条第3項)	6			_						(8) 漁業権の取消し、変更 又は行使の停止命令(第 37条から第40条まで)				
(9) 沿岸漁場管理団体の 定(第109条第1項、 <u>2項)</u>			_											
(10) 沿岸漁場管理団体に る海区漁業調整委員会 意見の聴取(第109条 <u>3項)</u>	<u>ත</u>			_										
(11) 沿岸漁場管理規程に る海区漁業調整委員会 意見の聴取(第111条 4項)	<u>ත</u>													
(12) 保全活動への協力の つ せ ん (第113条 第 項)	_			_										

(13) 沿岸漁場管理団体の指			 			
定の取消し等(第116条 第1項から第3項まで)	_					
(14) 沿岸漁場管理団体の指 定の取消しに係る海区漁 業調整委員会の意見の聴 取(第89条第3項、第116 条第4項)						
(15) 沿岸漁場管理団体の指 定の取消しに係る資料の 閲覧(第89条第6項、第 116条第4項)		_				
(16) 漁業権、先取特権、抵 当権及び入漁権の設定等 の登録(第117条第1 項)				(9) 漁業権、先取特権、抵 当権及び入漁権の設定等 の登録(第50条)		
(17) 農林水産大臣が知事の 権限を行うことに関する 同意及び意見の具申(第 183条第2項、漁業法施 行令第20条第2項)						
(18) 農林水産大臣が知事の 権限を行うことに関する 同意に係る海区漁業調整 委員会等の意見の聴取 (漁業法施行令第21条第 3項)	_					
				3 漁業権行使規則に関する こと。 (1) 漁業権行使規則又は入		
				漁権行使規則の制定、変 更及び廃止の認可(第8 条)		
4 漁業調整に関すること。				4 漁業調整に関すること。		
(1) 協定への参加のあつせ ん (第126条第2項)		_		(1) 海区漁業調整委員会又 は連合海区漁業調整委員 会の指示の取消し及び指 示に対する服従命令(第 67条)	_	
(2) 特定水産動植物の採捕 の許可証の再交付(漁業 法施行規則第42条第7 項)				(2) 漁場の標識の建設又は 漁具の標識の設置の命令 (第72条)		
(3) 特定水産動植物の採捕 の許可の取消し(漁業法 施行規則第42条第11項)	-					
5 海区漁業調整委員会、連 合海区漁業調整委員会及び 内水面漁場管理委員会(以 下この項において「委員 会」という。)に関するこ と。				5 海区漁業調整委員会、連 合海区漁業調整委員会及び 内水面漁場管理委員会(以 下この項において「委員 会」という。)に関すること。		

~ 	月30日			<u> </u>		坂	<u></u>	ŦX		193号		
	委員等の選任、任命及								(1) 委員会の監督(第82			
	罷免(第137条第2	-							条、第130条)		-	
	. 第 5 項、第138条 第								<u> </u>			
	頃、第144条 第 1 項、											
	148条 第 4 項、第151											
	<u>第172条 第 2 項、第</u>											
	3条)											
									(a) No. 10 No. 10 A a			
	海区漁業調整委員会の								(2) 海区漁業調整委員会の			
	員に係る漁業者又は漁								委員の選挙権及び被選挙			
	従事者 の範囲の拡								<u>権を有する者</u> の範囲の拡			
	又は限定 (<u>第138条第</u>								張又は限定(<u>第86条</u>			
61	<u>頃</u>) ————————————————————————————————————)			
(3)	海区漁業調整委員会の		_									
	員の募集 (第139条第											
<u> </u>	項 <u>)</u>											
(4)	委員の辞任の同意 (第			\exists								
	1条、第151条、第173	-										
<u> </u>												
				\dashv	-				(3) 連合海区漁業調整委員		+	-
			-						_		-	
	の設置に <u>係る協議(第</u>								会の設置に関する措置(
14.	7条第3項、第5項 ₎								第105条)			
(6)	連合海区漁業調整委員		-									
<u> </u>	の委員に関する措置											
	第148条 第3項、第5											
 	<u>)</u>											
(7)	委員会の会議の招集											
	漁業法施行令第14条第											
11	頃ただし書、第2項、											
┃	15条)											
(8)									(4) 省略			
	—· -								_			
									(5) 知事選任委員の選任及	-		
									び解任(第85条、第100			
									条、第106条、第131条)			
	地及び土地の定着物の				-				6 土地及び土地の定着物の			
使用植	権の設定に係る土地及								使用に関すること。			
<u>で</u> ±5	地の定着物の所有者等											
<u>の意</u>	見の聴取 (第165条第											
2項、	(第5項)											
				T					(1) 土地の使用等の許可			
									(第120条)			
									(2) 他人の土地における漁			
									業の許可(第121条)		-	
				\dashv	-						+	-
									(3) 土地立入等の許可(第		-	
				\perp	-				122条)		\dashv	-
									(4) 土地及び土地の定着物		-	
									の使用権設定に関する認			
									可並びに土地の形質の変			
									更等の許可(第124条)			
7 内:	水面漁業に関するこ								7 内水面漁業に関するこ			
٤.									٤.			

(1) 水産動植物の増殖命令を受けた者の漁業権の取消し等に係る内水面漁場管理委員会の意見の聴取(第89条第3項、第170条第4項) (第128条) (2) 水産動植物の増殖命令を受けた者の漁業権の取消しに係る資料の閲覧(第89条第6項、第169条第3項) (2) 遊漁規則の制定及び変更の認可(第129条) (第89条第6項、第169条第3項) 8 損失の補償に係る海区漁	
を受けた者の漁業権の取 消し等に係る内水面漁場 管理委員会の意見の聴取 (第89条 第 3 項、第169 条 第 3 項、第170条 第 4 項) (2) 水産動植物の増殖命令 を受けた者の漁業権の取 消しに係る資料の閲覧 (第89条 第 6 項、第169 条第 3 項)	
消し等に係る内水面漁場 管理委員会の意見の聴取 (第89条 第 3 項、第169 条 第 3 項、第170条 第 4 項) (2) 水産動植物の増殖命令 を受けた者の漁業権の取 消しに係る資料の閲覧 (第89条 第 6 項、第169 条第 3 項)	
 管理委員会の意見の聴取 (第89条 第 3 項、第169 条 第 3 項、第170条 第 4 項) (2) 水産動植物の増殖命令 を受けた者の漁業権の取 消しに係る資料の閲覧 (第89条 第 6 項、第169 条第 3 項) 	
(第89条 第 3 項、第169 条 第 3 項、第170条 第 4 項) (2) 水産動植物の増殖命令 を受けた者の漁業権の取 消しに係る資料の閲覧 (第89条 第 6 項、第169 条第 3 項)	
条第3項、第170条第4 項) (2) 水産動植物の増殖命令を受けた者の漁業権の取済しに係る資料の閲覧(第89条第6項、第169条第3項)	
項) (2) 水産動植物の増殖命令を受けた者の漁業権の取消しに係る資料の閲覧(第89条 第6項、第169条第3項)	
(2) 水産動植物の増殖命令 を受けた者の漁業権の取 消しに係る資料の閲覧 (第89条 第6項、第169 条第3項)	
を受けた者の漁業権の取 消しに係る資料の閲覧 (第89条 第6項、第169 条第3項)	
消しに係る資料の閲覧 (第89条 第 6 項、第169 条第 3 項)	
(第89条 第 6 項、第169 条第 3 項)	
条第3項)	
8 損失の補償に係る海区漁	
業調整委員会等の意見の聴 る副申 (第52条、第65条)	
取(第177条 第 3 項、第14	
19 省略 21 省略	+
	+
20 省略	$\perp \downarrow \downarrow \downarrow$
21 省略 23 省略	
24 海洋 1 県計画の策定及び変更	
生物資 生物資 (第4条第1項、第3項か)	
源の保 多第5項まで、第7項から	
管理に 2 県計画の実施の効果の確	+
関する関する農林水産大臣又	
法律のは関係県知事への措置要請	
	+
<u>量等の公表(第8条第2</u>	
A 採捕の数量又は漁獲努力	-
量等の公表後の助言、指導	
<u>又は勧告(第9条第2項)</u>	
5 採捕の停止等の命令(第	
	+
	+
	$\perp \downarrow \downarrow \downarrow$
	-
<u>2 項、第14条)</u>	
9 協定への参加のあつせん	_
	$+ \parallel \parallel$
	+
	-
量等の報告の受理(第17条	
<u>第3項、第4項)</u>	

<u>22</u>	省略			
<u>23</u>	省略			
<u>24</u>	省略			

25 省略				
<u>26</u> 省略				
27 省略				

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

局-	長の権限に	属する産業経済部関係事務に係る	特定	決裁	事項	局	長の権限に	属する産業経済部関係事務に係る	特定	決裁	事項
			決	裁区	分				決	裁区	分
祖	事務の	事項	局	専注	夬者	組織	事務の	事項	局	専治	大者
3	種類		長	部長	課長	名	種類		長	部長	課長
¥	1~3 省略					産業	1~3 省略				
₹	4 農業	1 省略				振	4 農業	1 省略			
與	協同組	2 農事組合法人に関すること。				興課	協同組	2 農事組合法人に関すること。			
	合事法 び共合す務 組人 農済にる	(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略					合事法 び共合す務 組人 農済にる	(1) 設立、定款の変更、解散、合併及び組織変更の届出の受理(農業協同組合法第72条の29第2項、第72条の32第4項、第72条の34第2項、第72条の35第3項、第72条の44、第73条の10、第80条) (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 事業を廃止していない旨の届出をすべき旨の官報公告等(農業協同組合法第64条の2、第73条第4項) (6) 継続した旨の届出の受理(農業協同組合法第64条の3第3			
	5 ~ 19	(4) 解散等の登記の嘱託(組合等 登記 令 第14条 第 4 項、 <u>第 5 項</u>)					5 ~ 19	項、第73条第4項) (7) 解散等の登記の嘱託(組合等登記令第14条第4項、第26条第2項)			
	省略						省略				
7	当略					1備考	省略				
a l			決	裁区		組			決	裁区	5
戏	事務の 種 類	事項	局長	事	夬者 課	織名	事務の 種 類	事項	局長	事活部	央 書

省略				産	省略			
3 漁業	1 愛媛県漁業調整規則(以下この			課	3 漁業	1 愛媛県漁業調整規則(以下この		
調整及	部において「規則」という。)の				調整及	部において「規則」という。)の		
が漁業	施行に関すること				が漁業	施行に関すること(漁業法第66条		
取締り	1181 11C (A) 9 6 C C				取締り	第1項に規定する漁業(小型機船		
に関す					に関す	底びき網漁業のうち自家用つり餌		
る事務					る事務	料びき網漁業を除く。)及び県外		
の事物					る事伤			
						に住所を有する者の申請に係る漁		
						業の許可等を除く。)。		4
	(1) 許可等の条件の付加(規則第	_				(1) 漁業の許可(規則第7条)		
	13条第1項)							
	(2) 許可証の記載内容等の証明					(2) 許可証の記載内容等の証明		
	(規則第25条第2項、第33条第					(規則第11条第2項		
	11項))		
	(3) 許可証の書換え交付及び再交					(3) 許可等の制限又は条件の付加		+
	付(規則第27条から第29条ま		-			(規則第14条)	-	•
	で、第33条第13項)					(MRIST 14-3K)		
								\dashv
	(4) 除害設備の設置又は変更の命	-				(4) 起業の認可(規則第21条)		
	<u>令 (規則第45条第 2 項)</u>							4
						2 規則の施行に関すること。		
						(1) 許可の内容の変更の許可(規		
						<u>則第16条)</u>		
						(2) 許可証の書換え交付及び再交		
						(3) 除外設備の設置又は変更の命		
						令(規則第34条)	-	.
								\dashv
						3 愛媛県内水面漁業調整規則(以		
						下この項において「内水面規則」		
						という。)の施行に関すること。		_
						(1) 水産動植物の採捕の許可(内		
						水面規則第6条)		
						(2) 許可の内容の変更の許可(内		
						水面規則第14条第1項)		
						(3) 許可証の書換え交付及び再交		
						付(内水面規則第17条)		
			+			(4) 除害設備の設置又は変更の命		1
						令(内水面規則第24条第2	-	.
						項)		
	2		+					+
	2 漁業法(以下この部において					<u>4</u> 漁業法(以下この部において		
	「法」という。)の施行に関する					「法」という。)の施行に関する		
	こと。					こと。		4
						(1) 共同申請に係る代表者の指定		
						(第5条)		
	(1) 他人の土地における漁業の許					(2) 他人の土地における漁業の許		1
	可(法 <u>第162条</u>)					可 (法 <u>第121条</u>)		
	(2) 土地立入り等の許可(法第					(3) 土地立入り等の許可(法第		1
	163条)					122条)		
	3 省略					5 省略		4

4 ~ 14	4 ~ 14	
省略	省略	
	15 海洋 1 漁獲努力量等の報告に係る処	理
	生物の (第17条第4項)	
	保存及 2 報告の徴収及び立入検査(第	18 _
	び管理 条第1項)	
	に関す	
	る法律	
	の施行	
	<u>に関す</u>	
	る事務	
備考 省略	────────────────────────────────────	

(愛媛県地方局処務規程の一部改正) 第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 (地方局長に対する事務の委任) (地方局長に対する事務の委任) 第13条 省略 第13条 省略 2 · 3 省略 2 · 3 省略 4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、 4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、 別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 (1)~(4)の17 省略 (1)~(4)の17 省略 (4)の18 組合等登記令第14条第4項及び第5項 の規定に基 (4)の18 組合等登記令第14条第4項及び第26条第2項の規定に基 づく農事組合法人の解散等の登記の嘱託に関すること。 づく農事組合法人の解散等の登記の嘱託に関すること。 (4)の18の2~(61) 省略 (4)の18の2~(61) 省略 ⑥1)の2 愛媛県漁業調整規則第11条第2項 ⑥1の2 愛媛県漁業調整規則第25条第2項及び第33条第11項の規 の規 定に基づく許可証の記載内容等の証明に関すること。 定に基づく許可証の記載内容等の証明に関すること。 (61)の3~(66) 省略 (61)の3~(66) 省略 **⑥**7 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第4項の規 定に基づく漁獲努力量等の報告に係る処理に関すること。 (8) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第18条第1項の規 定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。 5・6 省略 (地方局長の専決事項) (地方局長の専決事項) 第14条 省略 第14条 省略 2~4 省略 5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事 │ 5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事 項は、次に掲げるとおりとする。 項は、次に掲げるとおりとする。 (1)~(31) 省略 ② 愛媛県漁業調整規則第4条及び第6条 の規定に基づ ③② 愛媛県漁業調整規則第7条、第14条及び第21条の規定に基づ く漁業の許可等に関すること。ただし、同規則第13条第2項の く漁業の許可等に関すること。ただし、漁業法第66条第1項 規定に基づく許可等後の条件の付加、漁業の許可及び取締り等

に関する省令第70条に規定する漁業(小型機船底びき網漁業の うち自家用つり餌料びき網漁業を除く。)、同規則第4条第1 <u>項第1号及び第2号に規定する漁業並びに</u>県外に住所を有する

者の申請に係る漁業の許可等並びに2以上の地方局の所管区域 にわたるものに関する許可等を除く。

③②の2 愛媛県漁業調整規則第16条の規定に基づく___ 変更の許可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたる ものに関するものを除く。)。

に規定する漁業(小型機船底びき網漁業の

うち自家用つり餌料びき網漁業を除く。)<u>及び</u> 県外に住所を有する

者の申請に係る漁業の許可等並びに2以上の地方局の所管区域 にわたるものに関する許可等を除く。

③②の2 愛媛県漁業調整規則第16条の規定に基づく許可の内容の 変更の許可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたる ものに関するものを除く。)。

- ③②の3 愛媛県漁業調整規則第27条及び第28条(これらの規定を 同規則第33条第13項において準用する場合を含む。)の規定に 基づく許可証の書換え交付及び再交付に関すること(2以上の 地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
- ③②の4 愛媛県漁業調整規則第33条第1項の規定に基づく採捕の 許可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに 関するものを除く。)。
- ③3005 愛媛県漁業調整規則第45条第2項の規定に基づく除害設備の設置又は変更の命令に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。

(33) ~ (46) 省略

(47) 削除

- (48) 漁業法<u>第5条第2項</u>の規定に基づく共同申請に係る代表者の 指定に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに 関するものを除く。)。
- (49) 漁業法<u>第162条</u>の規定に基づく他人の土地における漁業の許可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
- (50) 漁業法<u>第163条</u>の規定に基づく土地立入り等の許可に関する こと(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを 除く。)。

(51)・(52) 省略

6~9 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

③②の3 愛媛県漁業調整規則第19条

__の規定に

基づく許可証の書換え交付及び再交付に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。

③2004 愛媛県漁業調整規則第34条 の規定に基づく除外設 備の設置又は変更の命令に関すること(2以上の地方局の所管 区域にわたるものに関するものを除く。)。

(33) ~ (46) 省略

- (47) 愛媛県内水面漁業調整規則第6条の規定に基づく採捕の許可 に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関す るものを除く。)。
- 47の2 愛媛県内水面漁業調整規則第14条第1項の規定に基づく 許可の内容の変更の許可に関すること(2以上の地方局の所管 区域にわたるものに関するものを除く。)。
- 47の3 愛媛県内水面漁業調整規則第17条の規定に基づく許可証 の書換え交付及び再交付に関すること(2以上の地方局の所管 区域にわたるものに関するものを除く。)。
- 47の4 愛媛県内水面漁業調整規則第24条第2項の規定に基づく 除害設備の設置又は変更の命令に関すること(2以上の地方局 の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
- (48) 漁業法<u>第5条</u>の規定に基づく共同申請に係る代表者の 指定に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに 関するものを除く。)。
- (49) 漁業法<u>第121条</u>の規定に基づく他人の土地における漁業の許可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
- ⑤ 漁業法<u>第122条</u>の規定に基づく土地立入り等の許可に関する こと(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを 除く。)。

(51)・(52) 省略

6~9 省略

公 告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

ヘリコプター12ヶ月定期点検整備

(2) 業務名及び数量

ヘリコプター12ヶ月定期点検整備 1式

(3) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(アグスタ式A109E型(JA03EP))

(4) 実施期間

契約締結日から令和3年8月31日まで

(5) 業務の履行場所

請負者の保有する事業場認定書の交付を受けた事業場

(6) 入札.方法

入札金額は、ヘリコプター12ヶ月定期点検整備に係る一切の 経費を含めた額を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業 者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 業務期間の開始までに確実に点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 指定期日までに事前提出書類を提出した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付 場所及び問合せ先

愛媛県警察本部会計課管財係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

(2) 入札説明書の交付期限

令和3年5月10日(月)17時15分

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所 令和3年5月12日(水)11時00分 愛媛県警察本部10階大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

(3) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、事前提出書類を知事に提出

し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

ア 受付時期

令和3年3月30日(火)から令和3年5月10日(月)まで の執務時間中

必着であれば郵送でも可能

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(5) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Aircraft inspection
 - · 12 month inspection
 - 50 , 100 , 150 , 200 , 400 , 800 , 1600 hours inspection
 - ${}^{\textstyle \bullet}$ Japan civil aviation bureau (JACB) circular No 3 010 , etc
 - \cdot There are other inspections besides these

Hours change parts

Technical bulletin

Bench check

Airworthiness inspection examinees

- (2) Time limit of tender: 11 a m , 12 May , 2021
- (3) For further information, please contact: Finance Division, Police Administration Department, the Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribata cho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan

TEL: 089 934 0110 (ex 2274)

FAX: 089 943 2892

e mail: kaikei@police.pref.ehime.jp

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

県立学校における授業料等減免規則等の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

県立学校における授業料等減免規則等の一部を改正する規則

(県立学校における授業料等減免規則の一部改正)

第1条 県立学校における授業料等減免規則(昭和30年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後			改	Œ	前	
様式第1号	号(第5条関係) 授業料減免申請書	梎	式第1	号 (第 5 条関係)	授業料法	咸免申請書	
省略			省略				
	生徒氏名				生	徒氏名	<u> </u>
	省略				省日	咯	
	氏 名(法人にあつては、				氏	名(法人にあつて	は、
	名称及び代表者の氏名)				名	你及び代表者の氏名) 🚇
省略			省略				
省略			省略				
注 1 生	上徒氏名及び保護者又はこれに代わる者の氏名は自署と	<u></u>	注 1	保護者又はこれに何	けわる者:	が個人の場合にあつ	ては、記
<u>る。</u>	ただし、保護者又はこれに代わる者が法人の場合にあ	2	<u>名</u>	押印に代えて署名す	すること;	ができる。_	
<u>て</u> に	は、自署に代えて記名押印とする。						
2 • 3	3 省略		2 •	3 省略			
様式第2号	号(第 5 条関係) 授業料減免調書	梈	式第2	号 (第 5 条関係)	授業料法	咸免調書	
省略	省略		省略	省略			
	省略			省略			
	生徒氏名				生徒日	氏名	<u> </u>
	省略				省略		
	氏 名(法人にあつては、				氏:	名(法人にあつては、	
	名称及び代表者の氏名)				名称	及び代表者の氏名)	<u>@</u>
	省略			省略			
注 1 生	上徒氏名及び保護者又はこれに代わる者の氏名は自署と	<u>\$</u>	注 1	申請者が個人の場合	うにあつ	ては、記名押印に代え	えて署名
<u>る。</u>	ただし、保護者又はこれに代わる者が法人の場合にあ	2	<u> </u>	ることができる。			
<u>て</u> に	は、自署に代えて記名押印とする。						
2 • 3	3 省略		2 •	3 省略			

(愛媛県県立学校学則の一部改正)

第2条 愛媛県県立学校学則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正	後	改	正	前	
様式第2号(第9条関係) 誓約書	:	様式第2号 (第9条関係)	誓約書		
省略		省略			
	氏 名 _		氏	名	<u> </u>
省略		省略			
	氏 名(法人にあつては、		氏	名(法人にあつては、	
	名称及び代表者の氏名) _		名和	你及び代表者の氏名)	<u> </u>
省略		省略			

令和3年3月30日		媛	県	報	第193号	
氏名		_			氏 名	(
 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			省略			
注1 本人及び保証人の氏名は自署とする。	ただし、保証	E人が法				
人の場合にあつては、記名押印とする。						
2_ 省略			注	省略		
(愛媛県教育委員会聴聞規則の一部改正) 3条 愛媛県教育委員会聴聞規則(平成6年愛	媛県教育委	員会規則	第7号)	の一部を次	のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改	【正後の欄に	掲げる規	定に下線	で示すよう	に改正する。	
改 正 後					改 正 前	
(聴聞調書及び報告書の記載事項)			(聴	聞調書及び	報告書の記載事項)	
「 11条 法第24条第1項の聴聞の審理の経過を記	記載した調書	書(以下	第11条	法第24条第	第1項の聴聞の審理の経過を記載した調	書 (
「聴聞調書」という。)には、次に掲げる事」	頃(聴聞の期	目日にお	「聴	聞調書」とし	ハう。)には、次に掲げる事項(聴聞の類	朝日
ける審理が行われなかった場合においては、第	第4号に掲け	ずる事項	ける	審理が行われ	れなかった場合においては、第4号に掲り	ずる
を除く。)を記載しなければ	ならな	٤١١.	を除	く。)を <u>記</u> i	<u> </u>	ない
(1)~(8) 省略			(1) ~	(8) 省略		
省略			2 省	略		
法第24条第3項の報告書(以下「報告書」。	という。)に	は、次	3 法	第24条第3耳	頁の報告書(以下「報告書」という。)	こは
に掲げる事項を記載しなければ	なら	ない。	に掲	げる事項を	記載し、主宰者が記名押印しなければなり	らな
(1)~(3) 省略			(1) ~	(3) 省略		
技式第2号 (第3条関係) 代理人資格証明書			様式第	2号 (第3	条関係) 代理人資格証明書	
省略			省略	各		
当事者又 省略			븰	省事者又 省	略	
は参加人 氏 名 (法人その他の団体にあ	うって)		la	は参加人 氏	名 {法人その他の団体にあって }	(1)
は、名称及び代表者の)氏名 -	-			は、名称及び代表者の氏名	<u>eo</u>
省略			省略	各		
省略			省略	各		
代省略			40	省略		
			代			
理			理	氏名		
					_(歳)	<u> </u>
			<u>注</u>	当事者又は	参加人が個人の場合にあっては、記名押E	印に
			<u>え</u>	て署名する	ことができる。	
式第3号 (第4条関係) 聴聞参加許可申請	書		樣式第	3号(第4	条関係) 聴聞参加許可申請書	
省略			省略	<u> </u>		
3 省略					略	
申請者 氏 名 (法人その他の団体にあ	うて)			申請者 氏	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
は、名称及び代表者の		_		20		<u> </u>
)				年 齢 歳	
省略			省略	各	, 1445 P250	
省略			省略	各		
-			注	 申請者が個 <i>』</i>	人の場合にあっては、記名押印に代えて	署名
			_	ことができ		
式第4号 (第5条関係) 文書等閲覧請求書					。。 条関係) 文書等閲覧請求書	
省略			省略	<u> </u>		
当 10 省略				¬ 省	服务	
請求者 ^{日 昭} 氏 名 (法人その他の団体にあ	5 7 7)			請求者	****・	

省略

は、名称及び代表者の氏名

省略

は、名称及び代表者の氏名

<u>ることができる。</u>

省略

省略

樣式第5号(第7条関係) 補佐人出頭許可申請書

注 請求者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名す

樣式第5号(第7条関係) 補佐人出頭許可申請書

氏名(法人その他の団体にあって)	氏名 (法人その他の団体にあって) は、名称及び代表者の氏名
[は、名称及び代表者の氏名] ―	(は、石林及び代表有の氏石)
省略	省略
補	補省略
佐 氏 名	佐 人 氏 名 (歳)
省略	省略
	」 │
式第 6 号(第12条関係) 聴聞調書等閲覧請求書	様式第6号 (第12条関係) 聴聞調書等閲覧請求書
省略	省略
省略 請求者	省略 当諸求者
明が日 氏 名 _[法人その他の団体にあって)	氏 名 [法人その他の団体にあって]
は、名称及び代表者の氏名	は、名称及び代表者の氏名
省略	省略
	」
	ることができる。
条 埋蔵文化財の取扱いに関する規則(平成12年愛媛県教育 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ	る規定に下線で示すように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後	る規定に下線で示すように改正する。 改 正 前
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略	る規定に下線で示すように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略	る規定に下線で示すように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 届出者	る規定に下線で示すように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 届出者 任名(国の機関等又は法人その他の団体に	る規定に下線で示すように改正する。 改正前 様式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 届出者 氏名(国の機関等又は法人その他の団体に
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 届出者 低名(国の機関等又は法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	る規定に下線で示すように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 届出者 低名(国の機関等又は法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	る規定に下線で示すように改正する。 改正前 様式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 届出者 省略 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) ④ 省略
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 届出者 任名(国の機関等又は法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 省略	3規定に下線で示すように改正する。 改 正 前 様式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 届出者 「任名(国の機関等又は法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) ④ 省略 1 企業 2
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略	る規定に下線で示すように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 届出者 任名(国の機関等又は法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 省略 全略 1	改 正 前 様式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 届出者 任名(国の機関等又は法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 省略 全略 全略 全略 全略 全略 全略 全略 全略 全略	改 正 前 様式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略	おり 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 届出者 任名(国の機関等又は法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 省略 全略 全略 全略 全略 全略 全略 全略 全略 全略	おり 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略	3規定に下線で示すように改正する。 様式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 省略 成名(国の機関等又は法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) ④ 省略 注1 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。 ② 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 6 省略 5 省略 6 省略 6 省略 5 本工事等届出(通知)書 周知の埋蔵文化財包蔵地内における本工事等届出(通知)書
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 届出者 任名(国の機関等又は法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 省略 全略 注1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 5 省略 大第2号(第3条関係) 周知の埋蔵文化財包蔵地内における未工事等届出(通知)書 省略	3規定に下線で示すように改正する。 様式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 省略 居出者 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 省略 注1 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 5 省略 6 省略 6 省略 5 省略 6 省略 6 省略 5 省略 6 省略 6 日本 6 日本 7 日本 7 日本 8 日本 7 日本 9 日本
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略	3規定に下線で示すように改正する。 様式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 (五日) 省略 (1) 日本 (2) 日本 (3) 日本 日本<
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ 改 正 後 式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 届出者 任名(国の機関等又は法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 省略 全略 注1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 5 省略 大第2号(第3条関係) 周知の埋蔵文化財包蔵地内における未工事等届出(通知)書 省略	3規定に下線で示すように改正する。 様式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書 省略 省略 居出者 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 省略 注1 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 5 省略 6 省略 6 省略 5 省略 6 省略 6 省略 5 省略 6 省略 6 日本 6 日本 7 日本 7 日本 8 日本 7 日本 9 日本

<u>注 1</u> 省略 2 省略 3 省略 4 省略 省略

樣式第3号(第3条関係) 遺跡発見届出(通知)書

届出(通 省略

知)者 氏名(国の機関等又は法人その他の団体に

あっては、名称及び代表者の氏名)

省略

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

注1 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。

- 2 省略
 - 3 省略
 - 4 省略
- 5 省略

樣式第3号(第3条関係) 遺跡発見届出(通知)書

省略

届出(通 省略

知)者 氏名(国の機関等又は法人その他の団体に

あっては、名称及び代表者の氏名)

1

省略

注1 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の 様式の規定による申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができ る。

○愛媛県教育委員会規則第2号

愛媛県県立学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(愛媛県県立学校管理規則の一部改正)

第1条 愛媛県県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

改 止 後 	
(授業を行わない日の勤務)	(授業を行わない日の勤務)
第21条 教職員は、休日、休日の代休日 <u>、職員の休日、休暇並びに</u>	第21条 教職員は、休日、休日の代休日
勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第10条の	
2 第 1 項に規定する超勤代休時間、教育職員の給与等に関する特	
別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第8条第1項の規定に	
<u>より指定された勤務することを要しない時間</u> (以下「休日等」と	(以下「休日等」と
いう。)及び週休日を除き、授業を行わない日においても勤務す	いう。)及び週休日を除き、授業を行わない日においても勤務す
べきものとする。	べきものとする。
(当直)	(当直)
第27条 休日、休日の代休日及び正規の勤務時間外において特別の	第27条 休日等 及び正規の勤務時間外において特別の
事情があるときは、学校に当直を置くことができる。	事情があるときは、学校に当直を置くことができる。
2 省略	2 省略

(教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則(昭和45年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

īF 改 īF 改 後 前 (趣旨) (趣旨) **第1条** この規則は、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関 **第1条** この規則は、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関 する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)及び教育職員の給与等に する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)及び教育職員の給与等に 関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措 関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号 置条例」という。) 並びに教育職員の休日、休暇並びに勤務時間)並びに教育職員の休日、休暇並びに勤務時間 等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4)及び教育職員の 等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4) 勤務時間の割振り等に関する特別措置規則(愛媛県人事委員会規 則12 73。以下「特別措置規則」という。)の規定に基づき、教 の規定に基づき、教 育職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項を定めるものとす 育職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項を定めるものとす (勤務時間等) (勤務時間等) 第2条 省略 第2条 省略 2 省略 2 省略 所属長は、前2項の規定にかかわらず、特別措置規則第3条及 び第4条に定めるところにより、特別措置条例第7条第1項の規 定に基づき、週休日及び勤務時間を割り振ることができる。 4 所属長は、前項の規定により週休日及び勤務時間を割り振ろう とするときは、あらかじめ、週休日及び勤務時間の割振り承認申 請書(様式第1号)を愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」 という。)に提出し、その承認を受けなければならない。 5 第3項の場合において、特別措置規則第6条に定めるところに

第3条 教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を次のように改正する。 次の2様式を加える。

より、特別措置条例第8条第1項の規定に基づき勤務することを要しない時間を指定しようとするときは、所属長は、あらかじめ、勤務することを要しない時間の指定承認申請書(様式第2号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

様式第1号(第2条関係) 週休日及び勤務時間の割振り承認申請書

週休日及び勤務時間の割振り承認申請書

(番 号)

年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

学校長氏名

EI

教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和 46 年愛媛県条例第 42 号)第7条第1項の規定により、次のとおり週休日及び勤務時間を割り振りたいので承認されるよう申請します。

- 5 7	、 グッとも う 過 作 自 及 し 動 物 前 を 前 う 版 う に く ッ と 介 に	1000 C 7 1 HI C	<i>- - - - - - - - - -</i>	0
1	常時勤務する教育職員数			人
2	対象教育職員数			人
3	対象期間	年	月	日から
	7.4.50,741.5	<u></u> 年	<u>月</u> 月	日まで 日から
4	特定期間	年	月 月	日まで
5	対象期間中の各日及び各週の勤務時間並びに週休日			(別紙)
6	対象期間中の1週間の平均勤務時間数		時間	引 分
		年	月	日から
		年	月	日まで
7	対象期間中の長期休業期間等の名称及び期間	年	月口	日から
	-	年	<u>月</u> 月	日まで 日から
		年	月	日まで
8	長期休業期間等中の勤務を割り振らないこととした日	,		(別紙)
9	勤務時間が最も長い日の勤務時間数		時間	引 分
10	勤務時間が最も長い週の勤務時間数		時間	引分
11	対象期間中の総勤務日数			日
12	勤務時間が 48 時間を超える週の最長連続週数			週
13	対象期間中の勤務時間が 48 時間を超える週数			週
14	対象期間中の最も長い連続勤務日数			日間
15	特定期間中の最も長い連続勤務日数			日間
16	旧対象期間	年	月	目から
17	旧対象期間の勤務時間が最も長い日の勤務時間数	——————————————————————————————————————	<u>月</u> 時間	日まで 引 分
18	旧対象期間の勤務時間が最も長い週の勤務時間数		時間	
19	旧対象期間中の総勤務日数			日

(様式第1号の裏面)

- 注1 対象教育職員数については、名簿を添付すること。
 - 2 対象期間中の各日及び各週の勤務時間並びに週休日及び長期休業期間等中の勤務を割り振らないこととした日については、別紙に記載して添付すること。
 - 3 対象期間中の長期休業期間等については、対象期間のうち、学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により任命権者が定める学校の夏季、 冬季、学年末、農繁期等における休業日等に該当する期間及び当該休業日等の名称 を記入すること。
 - 4 週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいうものであること。
 - 5 勤務日とは、勤務時間を割り振る日をいうものであること。
 - 6 休日とは、勤務時間は割り振られているが、勤務を要さない日をいうものである こと。
 - 7 特定期間とは、労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第32条の4第1項第3号に規 定する特定期間をいうものであること。
 - 8 旧対象期間とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置 法施行規則(令和2年文部科学省令第26号)第4条第1項に規定する旧対象期間を いうものであること。
 - 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2号(第2条関係) 勤務することを要しない時間の指定承認申請書

勤務することを要しない時間の指定承認申請書

(番 号)

年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

学校長氏名

(EII)

教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第8条第1項の規定により、次のとおり勤務することを要しない時間を指定したいので承認されるよう申請します。

整理番号	職名	氏名	勤務することを 要しない時間を			勤務することを 要しない時間	勤務すること を要しない時
			指定する	5 目			間の時間数
			年	月	日	時 分から 時 分まで	時間 分
			年	月	日	時 分から 時 分まで	時間分
			年	月	日	時 分から 時 分まで	時間分

	年)) 月	日 目) 時 時) 分から 分まで	時間))、 分
	年	月	日	時 時	分から 分まで	時間	分

- 注1 同一の教育職員に対し、勤務することを要しない時間を複数の日において指定する場合は、その日ごとに整理番号を付して記入すること。この場合、当該職員の職名及び氏名並びに勤務することを要しない時間及びその時間数の記入を省略しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(愛媛県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正)

第4条 愛媛県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和2年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後			改	Œ	前	
(目的)				(目	的)				

第1条 この規則は、教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭 **|第1条** この規則は、教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭 和46年愛媛県条例第42号)(以下「条例」という。)第8条の規 定に基づき、同条例第2条に規定する教育職員のうち、県立学校 な管理等を行うことを目的とする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第2条 省略

- 2 省略
- 3 条例第7条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを 定められた教育職員についての前2項に規定する上限の適用につ いては、前2項中「45時間」とあるのは「42時間」と、第1項中 「360時間」とあるのは「320時間」とする。
- 4<u>前3項</u>に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理そ<u>3</u>前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理そ の他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項につ いては、教育長が別に定める。

和46年愛媛県条例第42号)第9条 定に基づき、同条例第2条に規定する教育職員のうち、県立学校 に勤務する者(以下単に「教育職員」という。)の業務量の適切 □ に勤務する者(以下単に「教育職員」という。)の業務量の適切 な管理等を行うことを目的とする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第2条 省略

2 省略

の他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項につ いては、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局

教 育 機 関

愛媛県教育委員会公印規程及び愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育委員会公印規程及び愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(愛媛県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会公印規程(昭和36年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

Washington Mile 1811 a wing a Linka Mile 1811 a wing	
改 正 後	改 正 前
様式第1号(第5条関係) 公印新設(改刻・廃止)承認願	樣式第1号 (第5条関係)
	(新設)
公印新設(改刻・廃止) 承認願	公印の(改刻) 承認願
	(廃止)
省略	省略
公印管守者	公印管守者職氏名 圓
	(新設)
次のとおり、公印を <u>新設(改刻・廃止)</u> したいから承認願い	次のとおり、公印を <u>(改刻)</u> したいから承認願い
	(廃止)
ます。	ます。
省略	省略
注 1 省略	注 省略
 2 不要の文字は、抹消すること。	
様式第2号 (第6条関係) 公印登録申請書	樣式第2号 (第6条関係)
省略	省略
公印管守者	公印管守者職氏名
	<u>(新設)</u>
年 月 日付により <u>新設(改刻・廃止)</u> について承認	年 月 日付により <u>(改刻)</u> について承認
	(廃止)
された次の公印を登録されるよう、印影を添えて申請します。	された次の公印を登録されるよう、印影を添えて申請します。
省略	省略
注 不要の文字は、抹消すること。	
様式第4号(第10条関係) 公印事前押なつ願	樣式第4号 (第10条関係)
省略	省略
機関の長	機関の長 回
省略	省略
様式第6号 (第11条関係) 公印刷込み承認願	楼式第6号(第11条関係)
省略	省略
機関の長	機関の長
省略	省略
様式第7号(第11条関係) 公印刷込み承認届	楼式第7号(第11条関係)
省略	省略
公印の管守者	公印の管守者 印

	省略		省略
様	式第9号(第14条関係) 公印事故届	梼	樣式第9号 (第14条関係)
	省略		省略
	公印管守者		公印管守者職氏名 回
	省略		省略
	省略		省略
'			

(愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 愛媛県教職員安全衛生管理規程(平成21年愛媛県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
樣式第1号 (第7条関係) 衛生管理者選任報告書	樣式第1号 (第7条関係) 衛生管理者選任報告書
省略	省略
氏名	氏名
省略	省略
注 1 ~ 4 省略	注 1 ~ 4 省略
樣式第2号(第8条関係) 産業医選定報告書	樣式第2号(第8条関係) 産業医選定報告書
省略	省略
氏名	氏名
省略	省略
注 1 · 2 省略	注1・2 省略
樣式第3号(第9条関係) 作業主任者選任報告書	樣式第3号(第9条関係) 作業主任者選任報告書
省略	省略
氏名	氏名
省略	省略
注 1 ・ 2 省略	注1・2 省略

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの訓令の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの訓令の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。
- 3 この訓令施行の際現にある改正前のそれぞれの訓令の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県教育委員会訓令第2号

県 立 学 校

愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令

愛媛県県立学校教育課程基準(昭和48年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

前

改 īF 後

(中等教育学校)

第2条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、中学校学 │第2条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、中学校学 習指導要領(平成29年3月文部科学省告示第64号)

及び

中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程 の基準の特例を定める件(平成10年11月文部省告示第154号)によ らなければならない。

2 省略

(特別支援学校)

を除くほか、特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月文部科 学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 (平成29年4月文部科学省告示第73号

)、特別支援

学校高等部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第37 号)、平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領 が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導 要領の特例を定める件(平成31年2月文部科学省告示第15号)及 び令和2年度から令和4年度までの間における特別支援学校小学 部・中学部学習指導要領及び平成30年4月1日から平成33年3月 31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 の特例を定める件並びに特別支援学校高等部学習指導要領及び平 成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用さ れるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特 例を定める件の特例を定める件(令和2年8月文部科学省告示第 105号)によらなければならない。

改

習指導要領(平成20年3月文部科学省告示第28号)、平成30年4 月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要 領の特例を定める件(平成29年7月文部科学省告示第94号)及び 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程 の基準の特例を定める件(平成10年11月文部省告示第154号)によ らなければならない。

īΕ

2 省略

(特別支援学校)

(中等教育学校)

第3条 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するもの │第3条 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するもの を除くほか、特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月文部科 学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 (平成29年4月文部科学省告示第73号。小学部に係る部分に限 る。)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3 月文部科学省告示第36号。中学部に係る部分に限る。)、平成30 年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件(平成29年12月文 部科学省告示第181号。中学部に係る部分に限る。)、特別支援 学校高等部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第37 号)、平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領 が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導 要領の特例を定める件(平成31年2月文部科学省告示第15号)及 び令和2年度から令和4年度までの間における特別支援学校小学 部・中学部学習指導要領及び平成30年4月1日から平成33年3月 31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 の特例を定める件並びに特別支援学校高等部学習指導要領及び平 成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用さ れるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特 例を定める件の特例を定める件(令和2年8月文部科学省告示第 105号)によらなければならない。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 1 - 10

愛媛県人事委員会規則における押印及び署名を不要とするための手続の特例に関する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県人事委員会規則における押印及び署名を不要とするための手続の特例に関する規則

申請者、届出者、請求者等が行わなければならないとされている書類の押印及び署名については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、 申請者、届出者、請求者等は、これらの行為を行うことを要しない。

- (1) 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)別表第11
- (2) 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-479)様式第1号から様式第4号まで、様式第6号、様式第8号、様式第10号、様式第11号、様式第13号から様式第15号まで、様式第15号の3、様式第15号の4及び様式第15号の6から様式第20号の2まで
- (3) 愛媛県職員退職手当条例第18条第3項の規定による意見陳述の機会に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1074)様式第1号から様式第5号まで
- (4) 職員の定年等に関する規則(愛媛県人事委員会規則9-1)様式第2号
- (5) 職員団体の登録に関する規則(愛媛県人事委員会規則13-18)様式第1号から様式第6号まで
- (6) 職員の退職管理に関する規則(愛媛県人事委員会規則16-0)様式第1号から様式第3号まで

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 2 - 27

愛媛県人事委員会議事規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県人事委員会議事規則等の一部を改正する規則

(愛媛県人事委員会議事規則の一部改正)

第1条 愛媛県人事委員会議事規則(愛媛県人事委員会規則2-0)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議事録)	(議事録)
第8条 法第11条第4項の規定による議事録は、幹事が作成し、全	第8条 法第11条第4項の規定による議事録は、幹事が作成し、全
委員がこれに <u>署名する</u> 。	委員がこれに <u>署名捺印する</u> 。

(愛媛県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1073)の一部を次のように改正する

改 正 後	改 正 前
(意見の聴取調書及び報告書の記載事項)	(意見の聴取調書及び報告書の記載事項)
第12条 準用行政手続条例第24条第1項に規定する調書(以下「意	第12条 準用行政手続条例第24条第1項に規定する調書(以下「意
見の聴取調書」という。)には、次に掲げる事項(意見の聴取の	見の聴取調書」という。)には、次に掲げる事項(意見の聴取の
期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲	期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲
げる事項を除く。)を <u>記載しなければ</u> なら	げる事項を除く。)を <u>記載し、主宰者が記名押印しなければ</u> なら
ない。	ない。
(1)~(8) 省略	(1)~(8) 省略
2 省略	2 省略

3 準用行政手続条例第24条第3項の報告書(以下「報告書」とい	3 準用行政手続条例第24条第3項の報告書(以下「報告書」とい
う。)には、次に掲げる事項を <u>記載しなければ</u>	う。)には、次に掲げる事項を <u>記載し、主宰者が記名押印しなけ</u>
ならない。	<u>กば</u> ならない。
(1)~(3) 省略	(1)~(3) 省略

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

 ${\bf 9.3.6}$ 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(愛媛県人事委員会規則13 0)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤務条件に関する措置の要求)	(勤務条件に関する措置の要求)
第2条 省略	第2条 省略
2 省略	2 省略
3 第1項の書面(以下「措置要求書」という。)には、次	3 第1項の書面(以下「措置要求書」という。)には、次 <u>の各号</u>
に掲げる事項を記載し、	に掲げる事項を記載し、 <u>措置の要求をしようとする職員が記名押</u>
正副各1通を適切な資料と <u>ともに</u> 、愛媛県人事委員会(以	<u>印して</u> 正副各1通を適切な資料と <u>共に</u> 、愛媛県人事委員会(以
下「委員会」という。)に提出しなければならない。	下「委員会」という。)に提出しなければならない。
(1)~(4) 省略	(1)~(4) 省略
4 省略	4 省略
(判定)	(判定)
第8条 省略	第8条 省略
2 前項の書面(以下「判定書」という。)には次に掲げる	2 前項の書面(以下「判定書」という。)には次 <u>の各号</u> に掲げる
事項を記載し、各委員が署名しなければ ならない。	事項を記載し、各委員が <u>署名押印しなければ</u> ならない。
(1)~(4) 省略	(1)~(4) 省略
3 省略	3 省略

(県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第4条 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(愛媛県人事委員会規則13-3)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(審査の請求)	(審査の請求)
第3条 省略	第3条 省略
2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、次に掲げる	2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、次に掲げる
事項を記載し、正副各1通を適切な資料と	事項を記載し、 <u>請求人が記名押印して</u> 正副各1通を適切な資料と
ともに、愛媛県人事委員会(以下「委員会」という。)に提出し	ともに、愛媛県人事委員会(以下「委員会」という。)に提出し
なければならない。	なければならない。
(1)~(6) 省略	(1)~(6) 省略
3 省略	3 省略

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第5条 不利益処分についての審査請求に関する規則(愛媛県人事委員会規則13-11)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(審査請求)	(審査請求)
第5条 省略	第5条 省略
2 審査請求書には次に掲げる事項を記載し、	2 審査請求書には次 <u>の各号</u> に掲げる事項を記載し、 <u>審査請求をし</u>
正副各1通を委員会に提出しなけれ	ようとする者が記名押印して正副各1通を委員会に提出しなけれ
ばならない。	ばならない。
(1) ~ (10) 省略	(1)~(10) 省略
3 · 4 省略	3 · 4 省略

(口頭審理調書)

の事項を記載し、委員長、委員(法第50条第2項の規定により委 任された者によつて口頭審理を行つた 場合は、審理を担当した 者。以下同じ。)及び事務職員が署名しなければ ならない。

(1)~(6) 省略

2 省略

(証拠調調書)

- **第33条** 事務職員は、証拠調べの結果を調書に作り、委員長、委員 **│ 第33条** 事務職員は、証拠調<u></u>の結果を調書に作り、委員長、委員 及び事務職員が署名しなければ ならない。
- 2 省略

(宣誓)

第37条 省略

- 2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名して行う
- 3 省略

(裁決)

第50条 省略

- 名しなければ ならない。
- (1)~(4) 省略
- 3・4 省略

(再審の請求)

第52条 省略

- 2 · 3 省略
- げる事項を記載し、

正副各1 通を委員会に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

(口頭審理調書)

- 第26条 口頭審理については、事務職員が期日ごとに調書を作り次 │第26条 口頭審理については、事務職員が期日ごとに調書を作り次 の事項を記載し、委員長、委員(法第50条第2項の規定により委 任された者によつて口頭審理を行なつた場合は、審理を担当した 者。以下同じ。)及び事務職員が記名押印しなければならない。
 - (1)~(6) 省略
 - 2 省略

(証拠調調書)

- 及び事務職員が記名押印しなければならない。
- 2 省略

(宣誓)

第37条 省略

- 2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印して行 なうものとする。
- 3 省略

(裁決)

第50条 省略

- 2 前項の書面には、次 に掲げる事項を記載し、各委員が署 │ 2 前項の書面には、次の各号に掲げる事項を記載し、各委員が記 名押印しなければならない。
 - (1)~(4) 省略
 - 3・4 省略

(再審の請求)

第52条 省略

- 2 · 3 省略
- 4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には次_____に掲 4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には次<u>の各号</u>に掲 げる事項を記載し、再審の請求をしようとする者が記名押印して 正副各1通を委員会に提出しなければならない。
 - (1)~(3) 省略

(職員団体の登録の効力停止及び取消し並びに職員団体等の規約の認証の取消しに係る聴聞に関する規則の一部改正)

第6条 職員団体の登録の効力停止及び取消し並びに職員団体等の規約の認証の取消しに係る聴聞に関する規則(愛媛県人事委員会規則13 - 115)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 改 正 改

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

- 第12条 法第24条第1項の聴聞の審理の経過を記載した調書(以下 │第12条 法第24条第1項の聴聞の審理の経過を記載した調書(以下 「聴聞調書」という。)には、次に掲げる事項(聴聞の期日にお を除く。)を記載し、主宰者が署名しなければ ならない。
- (1)~(8) 省略
- 2 省略
- に掲げる事項を記載し、主宰者が署名しなければ ならない。 (1)~(3) 省略
- 樣式第1号(第2条関係) 聴聞期日変更申出書

樣式第2号(第3条関係) 代理人資格証明書

省略 代表者の氏名

樣式第2号(第3条関係) 代理人資格証明書

- (聴聞調書及び報告書の記載事項)
- 「聴聞調書」という。)には、次に掲げる事項(聴聞の期日にお を除く。)を記載し、主宰者が記名押印しなければならない。
- (1)~(8) 省略
- 2 省略
- 3 法第24条第3項の報告書(以下「報告書」という。)には、次 3 法第24条第3項の報告書(以下「報告書」という。)には、次 に掲げる事項を記載し、主宰者が記名押印しなければならない。
 - (1)~(3) 省略
 - 樣式第1号(第2条関係) 聴聞期日変更申出書

省略 代表者の氏名 1

省略	省略
住所 (法人その他の団体にあって)	住所 (法人その他の団体にあって)
職員団体等 は、主たる事務所の所在地	職員団体等は、主たる事務所の所在地
又は参加人 氏名 ┌法人その他の団体にあって ┌	又は参加人 氏名 [法人その他の団体にあって]
は、名称及び代表者の氏名	は、名称及び代表者の氏名
省略	省略
省略	省略
代省略	代省略
理	理
人	氏名 (歳)
省略	省略
氏 名 〔法人その他の団体にあって〕	ー
は、名称及び代表者の氏名	は、名称及び代表者の氏名
(年 齢 歳
	省略
省略	省略
式第 4号 (第5条関係) 文書等閲覧請求書	様式第4号(第5条関係) 文書等閲覧請求書
省略	当路
氏名(法人その他の団体にあって)	氏名(法人その他の団体にあって)
│は、名称及び代表者の氏名│	は、名称及び代表者の氏名 <u>⑩</u>
省略	省略
式第5号(第7条関係) 補佐人出頭許可申請書	樣式第5号(第7条関係) 補佐人出頭許可申請書
省略	省略
氏 名 法人その他の団体にあって	氏 名 [法人その他の団体にあって]
は、名称及び代表者の氏名	は、名称及び代表者の氏名
省略	省略
補省略	補省路
佐	佐
人	_人 氏 名 <u>(歳)</u>
省略	省略
省略	省略
代表者の氏名	代表者の氏名 ⑩
省略	省略
式第7号(第13条関係) 聴聞調書等閲覧請求書	様式第7号(第13条関係) 聴聞調書等閲覧請求書
13. カノラ (丸 13 木) 「 「 「	
自略 氏 名 〔法人その他の団体にあって〕	省略
しは、名称及び代表者の氏名	は、名称及び代表者の氏名 <u>⑩</u>
省略	省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 6 - 210

職員の採用及び昇任に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正)

第1条 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正後		改 正 前						
別表第4	(第4条関係)		另	別表第4(第4条関係)						
	医療職群⊖級	及別職務区分表			医療職群⊖級	別職務区分表				
職務(か 影 局	職務の級区分欄の級に含まれ		職務の級	部局	職務の級区分欄の級に含まれ				
区分	마	る職		区分	마 메	る職				
省略				省略						
4 級	知事の事務部局	本庁課長		4 級	知事の事務部局	本庁課長				
		部付(4級)								
		省略				省略				
	省略				省略					
5 級	知事の事務部局	本庁局長		5 級	知事の事務部局	本庁局長				
		部付(5級)								
		省略				省略				
	省略				省略					
	·	•	'							

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
別表第10 (第3条関係)	別表第10 (第3条関係)
級 別 職 務 区 分 表	級 別 職 務 区 分 表
1~3 省略	1 ~ 3 省略
4 医療職給料表⇔級別職務区分表	4 医療職給料表(→級別職務区分表
職務の即為の個長の個長の個長の土地で	職務の 職務の
部局 職務の級区分欄の級に含まれる職級区分	部局 職務の級区分欄の級に含まれる職 級区分
省略	省略
3級 知事の事務 部付(4級)	3級 知事の事務
部局 医監(4級)	部局 医監(4級)
省略	省略
4級 知事の事務 部付(5級)	4級 知事の事務
部局 医療政策監	部局医療政策監
省略	省略
5~8 省略	5~8 省略

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 改 正 後

(医療職給料表⊕の適用範囲)

第3条 医療職給料表→は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員、総務部に勤務する医師で部付の職にある職員、保健福祉部に勤務する医師で医療政策監及び局長の職にある職員並びに同部社会福祉医療局医療対策課に勤務する医師である職員に適用する。

(医療職給料表□の適用範囲)

第4条 医療職給料表(二は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員、総務部に勤務する部付の職にある職員並びに公益財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)~(9) 省略

改 正 前

(医療職給料表()の適用範囲)

第3条 医療職給料表→は、子ども療育センター、保健所、衛生環 境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事す る医師及び歯科医師である職員

_____、保健福祉部に勤務する医師で医療政策監及び局長の職にある職員並びに同部社会福祉医療局医療対策課に勤務する 医師である職員に適用する。

(医療職給料表□の適用範囲)

第4条 医療職給料表□は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員

並びに公益財団法人愛媛県動物園

協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)~(9) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1234

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 (期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 省略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1)~(8) 省略

(9) 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務 員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国派遣職員の派 遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同条第2項 3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公 益的法人等派遣職員の派遣先団体(公益的法人等派遣条例第2 条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負 傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人(公益 的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務 上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保 険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当 該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項 第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及 び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)による 負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から次 に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間(以下「休日等」と いう。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなか つた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 省略

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- (1)~(8) 省略
- (9) 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務 員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国派遣職員の派 遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第 3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公 益的法人等派遣職員の派遣先団体(公益的法人等派遣条例第2 条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負 傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人(公益 的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務 上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保 険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当 該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項 第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及 び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)による 負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から次 に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間(以下「休日等」と いう。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなか つた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

ア・イ 省略

- ウ 職員休暇条例第11条第3項及び第4項又は教育職員休暇条例第11条第2項及び第3項若しくは教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。)第6条第2項及び第7条第1項の規定による週休日
- 工 特別措置条例第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間
- オ 特別措置条例第9条の規定による有給休暇

(10)~(12) 省略

ア・イ 省略

ウ 職員休暇条例第11条第3項及び第4項又は教育職員休暇条例第11条第2項及び第3項若しくは教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。)第7条第2項
の規定による週休日

工 特別措置条例第8条の規定による有給休暇

改

(10) ~ (12) 省略

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 - 4)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

_ _ _

(条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び 単位)

- 第2条の4 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1)~(3) 省略
 - (4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振つた場合であって、休憩時間(当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあっては、そのうち最も長い休憩時間(当該休憩時間が複数ある場合にあっては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた者(以下「所属長」という。)が指定した休憩時間))の前後いずれか一方の勤務時間(教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。)第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間を含む場合にあっては、当該時間を除いた勤務時間)の全てについて年次休暇及び前条第1項の表②の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。
 - (5) 特別措置条例第8条第1項の規定により勤務を要しない時間を指定された勤務日に当該時間を除いた勤務時間の全てについて年次休暇及び前条第1項の表2回の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。
 - (6) 省略
- 2 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める単位は、
 1分(前項第6号に掲げる場合にあつては、30分)とする。
 (休暇の計算)

第4条 省略

2 週休日、休日(条例第3条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。)、代休日 (勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。)又は特別措置条例第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間(勤務日の勤務時間の全てが同項の規定により指定された勤務することを要しない時間となつたものに限る。)(以下「週休日等」という。)を挟んで年次休暇を与える場合は、その週休日等は、年次休暇としない。ただし、年次休暇を除く他の休暇については、週休日等は、それぞれその休暇の期間内の日とする。

(条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び 単位)

正

前

- 第2条の4 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1)~(3) 省略
 - (4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振つた場合であって、休憩時間(当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあっては、そのうち最も長い休憩時間(当該休憩時間が複数ある場合にあっては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた者(以下「所属長」という。)が指定した休憩時間))の前後いずれか一方の勤務時間のすべて

_____について年次休暇及び前条第1項の表②の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(5) 省略

2 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める単位は、 1分(前項第5号に掲げる場合にあつては、30分)とする。 (休暇の計算)

第4条 省略

- 2 週休日、休日(条例第3条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。)又は代休日(勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。)
 - (以下「週休日等」という。)を挟んで年次休暇を与える場合は、その週休日等は、年次休暇としない。ただし、年次休暇を除く他の休暇については、週休日等は、それぞれその休暇の期間内の日とする。

(休暇の許可手続)

第6条 省略

2 職員は、病気、災害その他やむを得ない事由により前項の規定によることができなかつた場合においては、その勤務しなかつた時間の属する日又は勤務しなかつた日(勤務しなかつた日が2日以上にわたるときは、その最初の日)から、週休日、休日、代休日 (勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。)及び特別措置条例第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間(勤務日の勤務時間の全てが同項の規定により指定された勤務することを要しない時間となつたものに限る。)を除き、遅くとも3日以内にその事由を付して所属長の許可を得なければならない。ただし、この期間経過後に許可の要求があつた場合においても、所属長は、この期間中に承認を得ることができる。

3 省略

(休暇の許可手続)

第6条 省略

2 職員は、病気、災害その他やむを得ない事由により前項の規定によることができなかつた場合においては、その勤務しなかつた時間の属する日又は勤務しなかつた日(勤務しなかつた日が2日以上にわたるときは、その最初の日)から、週休日、休日及び代休日(勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。)

上 を除き、遅くとも3日以内にその事由を付して所属長の許可を得なければならない。ただし、この期間経過後に許可の要求があつた場合においても、所属長は、この期間中に承認を得ることができない正当な事由があると認める場合に限り、許可を与えることができる。

3 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則12 - 73

教育職員の勤務時間の割振り等に関する特別措置規則を次のように定める。 令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

教育職員の勤務時間の割振り等に関する特別措置規則

(目的)

- 第1条 この規則は、教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号。以下「条例」という。)第6条から第8条までの規定による勤務時間の割振り等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
 - (4週間以内の正規の勤務時間の割振りを行う教育職員に関する教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の規定の読替え)
- 第2条 条例第6条第1項及び第2項の規定により勤務時間を割り振られ、及び週休日が定められた教育職員に関する教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4。以下「勤務時間等規則」という。)第2条の3第1項の表(4)の項の規定の適用については、同項中「条例第11条に規定する」とあるのは、「教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第6条第1項の規定による」とする。
 - (1箇月を超え1年以内の週休日及び正規の勤務時間の割振り)
- 第3条 任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する教育職員にあっては、その者の属する市町教育委員会とする。以下同じ。)は、条例第7条第1項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る場合において、対象期間(同条第2項に規定する対象期間をいう。以下同じ。)が3箇月を超える場合には、当該対象期間について1年当たり280日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。ただし、対象期間が3箇月を超える場合において、当該対象期間の初日の前1年以内の日を含む3箇月を超える期間を対象期間として定めた場合(以下当該対象期間を「旧対象期間」という。)において、1日の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において1日の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは9時間のいずれか長い時間を超え、又は1週間の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いもの若しくは9時間のいずれか長い時間をおえ、又は1週間の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いもの若しくは48時間のいずれか長い時間を超えるときは、旧対象期間について1年当たりの勤務時間が割り振られていた日の数から1日を減じた日数又は280日のいずれか少ない日数を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。
- 2 任命権者は、条例第7条第1項の規定により勤務時間を割り振る場合には、10時間を超えない範囲内で1日の勤務時間を割り振るものとし、52時間を超えない範囲内で1週間の勤務時間を割り振るものとする。この場合において、対象期間が3箇月を超えるときは、次の各号のいずれにも適合するよう勤務時間を割り振らなければならない。
- (1) 対象期間において、その1週間の勤務に割り振られる勤務時間が48時間を超える週が連続する場合の週数が3以下であること。
- (2) 対象期間をその初日から3箇月ごとに区分した各期間(3箇月未満の期間を生じたときは、当該期間)において、その1週間の勤務

に割り振られる勤務時間が48時間を超える週の初日の数が3以下であること。

3 任命権者は、条例第7条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合には、教育職員に対して速やかにその旨を通知 しなければならない。

(条例第7条第3項の人事委員会規則で定める事項等)

- 第4条 条例第7条第3項第1号に定める教育職員は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があると任命権者が認める者とする。この場合において、任命権者は、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保することができるような配慮をしなければならない。
- 2 条例第7条第3項第2号の対象期間は、同項第4号の期間の範囲内で、所管する各学校の実情に応じ、任命権者が必要と認める期間と する。
- 3 条例第7条第3項第3号の対象期間の起算日は、任命権者が定める日とし、任命権者は、同条第1項の規定により週休日及び勤務時間 の割振りを定める場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。
- 4 条例第7条第3項第4号の対象期間を設定することができる期間の範囲は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 5 条例第7条第3項第5号の特定期間(以下「特定期間」という。)は、所管する各学校の実情に応じ、任命権者が公務の運営上の事情によりやむを得ない必要があると認める期間とする。
- 6 条例第7条第3項第6号の特定期間の起算日は、任命権者が定める日とし、任命権者は、同条第1項の規定により週休日及び勤務時間 の割振りを定め、特定期間を設ける場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。
- 7 条例第7条第3項第7号の勤務日は、月曜日から金曜日までの5日間(育児短時間勤務教育職員等(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。)第6条第1項に規定する育児短時間勤務教育職員等をいう。以下同じ。)にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち勤務時間等条例第11条第2項の規定に基づき当該育児短時間勤務等(同条第1項に規定する育児短時間勤務等をいう。以下同じ。)の内容に従い任命権者が定めた週休日を除く日、再任用短時間勤務教育職員(勤務時間等条例第6条第1項に規定する再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤務教育職員(同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち勤務時間等条例第11条第2項の規定に基づき任命権者が定めた週休日を除く日)とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 8 前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、条例第7条第1項に規定する長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないことができる。
- 9 第7項ただし書の特別の事情がある場合において、任命権者は、対象期間において6日を超えない範囲内(特定期間にあっては、1週間に1日の週休日(育児短時間勤務教育職員等にあっては、1週間に1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)が確保できる日数の範囲内)で連続して勤務日を割り振ることができる。
- 10 任命権者は、条例第7条第3項第7号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間(育児短時間勤務教育職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員にあっては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間)を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
 - (1) 教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙であると任命権者が認める日 9時間
 - (2) 教育職員の業務量が多い時期の日と任命権者が認める日であって前号に掲げる日以外の日 8時間30分
 - (3) 前2号に掲げる日以外の日 7時間45分
- 11 任命権者が条例第7条第4項の規定により同条第3項に規定する最初の期間を除く各期間における勤務日の数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日及び土曜日の日数を除いた日数とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 12 任命権者が条例第7条第4項の規定により同条第3項に規定する最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の区分に応じ、それぞれその日の数に当該各号に定める時間を乗じた時間を合計した時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
 - (1) 教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙であると任命権者が認める日 9時間
 - (2) 教育職員の業務量が多い時期の日と任命権者が認める日であって前号に掲げる日以外の日 8時間30分
 - (3) 前2号に掲げる日以外の日 7時間45分
 - (1箇月を超え1年以内の週休日及び正規の勤務時間の割振りを行う教育職員に関する教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する 規則の規定の読替え)
- 第5条 条例第7条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りが定められた勤務時間等規則第2条の3第1項の表(4)の項の規定の適用については、同項中「条例第11条に規定する」とあるのは、「教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第7条第1項の規定による」とする。

(勤務することを要しない時間の指定)

- 第6条 条例第8条第1項の4週間を超えない期間につき1週間当たり勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として4週間の期間ごとに算定を行うものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮した結果4週間の期間ごとに算定を行うことが適当でないと認められる場合は、4週間を超えない1週間を単位とした期間ごとに算定を行うものとする。
- 2 条例第8条第1項の勤務することを要しない時間の指定は、1分の時間を単位として行うものとする。
- 3 任命権者は、条例第8条第1項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち勤務時間等条例第3条第1 項に規定する休日及び勤務時間等条例第3条の2第1項に規定する代休日を除いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続 する勤務時間について指定しなければならない。ただし、任命権者が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要がある と認める場合は、この限りでない。

(勤務することを要しない時間を指定された教育職員に関する教育職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の規定の読替え)

第7条 条例第8条第1項の規定により勤務することを要しないとされた教育職員の同項の規定により指定された勤務することを要しない時間に関する教育職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-62)第5条第1項第5号の規定の適用については、同号中「条例」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。)第8条第3項の規定により読み替えられた条例」と、「正規の勤務時間外」とあるのは「特別措置条例第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間」とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

不利益処分についての審査請求に関する手続細則(昭和32年5月愛媛県人事委員会告示第62号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

i	 改 正 後		改	正 前	
镁式第1号 (第2条、様	ŧ式第 2 号 <u>、様式第 4 号</u> 関係)	樣式第1号 (第2条、様式	第 2 号関係)	
省略			省略		
	氏 名			氏 名	<u> </u>
省略			省略		
省略			省略		
注 省略			注 省略		
镁式第2号 (様式第1号	号 <u>、様式第4号</u> 関係)		樣式第2号 (樣式第1号_	関係)	
省略			省略		
	氏 名	_		氏 名	<u> </u>
省略			省略		
注 省略			注 省略		
镁式第3号 (第3条関係	(A)	1	様式第3号 (第3条関係)		
省略			省略		
	氏 名	_		氏 名	<u> </u>
省略			省略		
镁式第4号 (第4条関係	()		様式第4号 (第4条関係)		
省略			省略		
	審査請求人氏名	_		審査請求人氏名	<u> </u>
省略			省略		
注 省略	t		注 省略	・笠 A口 服 バン	
樣式第 5 号 (第 5 条、様	k 工		様式第5号 (第5条、様式	,	
省略	п 6		当当	压 友	(Fil)
省略	氏名	_	省略	氏 名	<u> </u>
│ <u>□呷</u> 镁式第6号 (第6条関係	<u> </u>		様式第6号(第6条関係)		
	K <i>J</i>				
省略			省略		
	E 5			瓜 夕	(FI)
	氏名	_	当当省略	氏 名	<u> </u>
省略	氏名	_	省略注省略	氏 名	<u> </u>
省略		_	注省略	氏名	<u>(1)</u>
省略 注 省略 蒙式第7号 (第7条関係		_	注 省略 様式第7号(第7条関係)	氏 名	<u> </u>
省略		_	注省略	氏 名	
省略 注 省略 蒙式第7号 (第7条関係	Ä)	_	注 省略 様式第7号(第7条関係)		<u>(1)</u>
省略 注 省略 蒙式第7号 (第7条関係 省略	Ä)	_	注 省略 様式第7号(第7条関係)		
省略 注 省略 装式第7号 (第7条関係 省略 省略 注 省略	氏 名	_	注 省略 様式第7号(第7条関係) 省略		
省略 注 省略 蒙式第7号 (第7条関係 省略 省略 注 省略 读式第8号 (第7条関係	氏 名	_	注 省略 樣式第7号 (第7条関係) 省略 省略 注 省略		
省略 注 省略 蒙式第7号 (第7条関係 省略 省略	氏 名	_	注 省略 様式第7号 (第7条関係) 省略 省略 注 省略 様式第8号 (第7条関係)		

令和3年3月30日 第193号 注 省略 注 省略 **様<u>式第</u>9号**(第8条関係) 様式第9号 省略 省略 氏 名 氏 名 貴委員会の 年 月 日付け口述書提出要求書を 貴委員会の 年 月 日付け口述書提出要求書を 年 月 日受領しましたので、証言事項について次のとお 年 月 日受領しましたので、証言事項について次のとお り証言します。 り証言します。 なお、証言に<u>当たつて署名した</u>宣誓書を別紙のとおり なお、証言に<u>あたつて署名押印した</u>宣誓書を別紙のとおり 添付します。 添付します。 省略 省略 注 省略 注 省略 樣式第10号(様式第9号関係) 様式第10号 知つていることを知らないと言つたり、知らないことを付 知つていることを知らないと言つたり、知らないことをつ け加えて言つたりせず、良心に従い、本当 のことを述べ け加えて言つたりせず、良心に従い、ほんとうのことを述べ ることを誓います。 ることを誓います。 省略 省略 証 人 証人 **(1)** 樣式第11号(第9条関係) 様式第11号(第9条関係) 省略 省略 氏 名 氏 名 $^{\odot}$ 省略 省略 **様式第12号**(第10条関係) **様式第12号**(第10条関係) 省略 省略 氏 名 氏 名 \bigcirc 省略 省略 樣式第13号(第11条関係) 樣式第13号(第11条関係) 省略 省略 氏 名 氏 名 $^{\odot}$

○愛媛県人事委員会告示第2号

省略

注 省略

勤務条件に関する措置の要求に関する手続細則(昭和33年3月愛媛県人事委員会告示第68号)の一部を次のように改正し、令和3年4月 1日から施行する。

省略

注 省略

令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

改 正 後	改 正 前
樣式第1号 (第2条関係)	様式第1号
省略	省略
氏 名 _	氏 名 <u>⑩</u>
省略	省略
1~3 省略	1~3 省略
4 <u>当局との</u> 交渉の有無及び経過	4 <u>当局と</u> 交渉の有無及び経過
5 省略	5 省略
注 省略	注省略
樣式第2号 (第2条関係)	樣式第2号

				_				
省略					省略			
坐 殿	氏	名	_		坐 較	氏	名	<u> </u>
				ير ا				
ま 				, <u>15</u>	**			
省略					省略			_
	氏	名	_			氏	名	<u> </u>
省略					省略			
省略					省略			
注 省略					注 省略			
表式第4号 (様式第1号、様式第3号関	<u>係)</u>			<u>核</u>	蒙式第4号			
省略					省略			
	氏	名	_			氏	名	<u> </u>
省略					省略			
岐式第 5 号 (第 2 条関係)				<u>核</u>	羕式第 5 号			
省略]	省略			
	氏	名	_			氏	名	<u>(ii)</u>
省略					省略			
镁式第6号 (第2条関係)				枝	美式第 6号			
省略]	省略			
	氏	名	_			氏	名	<u> </u>
省略					省略			
美式第7号 (第2条関係)				枝	·			
省略					省略			
	氏	名	_			氏	名	<u> </u>
省略					省略			
				1				
	省略 (氏省略 養式第3号(第2条、様式第1号関係) 省略 (省略 (省略 (技事4号(様式第1号、様式第3号関係) (省略 (省略 (大省略 (大省本) (大省本)	 氏名 省略 省略 (名 省略 (日 (日	氏名	氏名	氏名 _ 当略	氏名 当路 養式第3号(第2条、様式第1号関係) 様式第3号 省路 任名 省路 省路 省路 省路 省路 注 省路 養式第4号(様式第1号、様式第3号関係) 様式第4号 省路 任名 省路 任名	氏名

県議会告示

○愛媛県議会告示第2号

愛媛県議会会議規則(昭和30年3月愛媛県議会告示第1号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。 令和3年3月30日

愛媛県議会議長 中 畑 保 一

改 正 後	改 正 前
	(出席簿)
	第85条 議員は、会議定刻前議事堂に参着して、出席簿に捺印しな
	<u>ければならない。</u>
(<u>欠席届</u> 及び退席届)	(出席 及び退席届)
第85条 議員は、公務、疾病、出産 <u>、育児、介護</u> その他の <u>やむを得</u>	第86条 議員は、公務、疾病、出産その他の <u>事故</u>
<u>ない事由</u> により議会に出席することができないときは、あらかじ	により議会に出席することができないときは、あらかじ
めその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。	めその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席するこ	
とができないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場	
合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出	
産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲	
内で、出席することができない期間を明らかにして、あらかじめ 業長に民は出ることができる。	
議長に届け出ることができる。 <u>3</u> 省略	2 省略
 	<u> </u>
第87条 省略	第88条 省略
第88条 省略	第89条 省略
第89条 省略	第90条 省略
第90条 省略	第91条 省略
第91条 省略	第 92条 省略
第92条 省略	第93条 省略
第93条 省略	第94条 省略
第94条 省略	第95条 省略
第95条 省略	第96条 省略
第96条 省略	第97条 省略
第97条 省略	第98条 省略
第98条 省略	第99条 省略
第99条 省略	第100条 省略
第100条 省略	第101条 省略
第101条 省略	第102条 省略
第102条 省略	第103条 省略
第103条 省略 第104条 省略	第104条 省略 第105条 省略
第104条 省略 第105条 省略	第105条 省略 第106条 省略
第106条 省略	第107条 省略
(会議録の公開)	(会議録の公開)
第107条 会議録は、これを公開する。ただし、第105条の規定によ	第108条 会議録は、これを公開する。但 <u>し、</u> 第106条 の規定によ
る秘密会の議事及び前条第2項 の規定により別に調製した発	る秘密会の議事及び第107条第2項の規定により別に調製した発
言の記録は、この限りでない。	言の記録は、この限りでない。
第108条 省略	第109条 省略
第109条 省略	第110条 省略
<u>第110条</u> 省略	第111条 省略
第111条 省略	第112条 省略
別表 (<u>第109条</u> 関係)	別表 (<u>第110条</u> 関係)
省略	省略

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

第1条 愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改	正	後							改	正		前		
	2 (第	第11条関係)	未し	収入金	整理簿		<u></u>	式第12号	က 2	2					-	
省略					表	₹面		省略							表	面
					省略									省町	 格	
 省略								省略								
		収入調定簿	調気	E 納入		納入				117	 (入調定簿	調定	三納	λ	納	λ
診療期間	摘要	整理番号	金客		残高	<u>年月日</u>		診療期間	摘	要	理番号	金客		残	高 <u>****</u> 年月	係
年月日								年月日								
年月日	~~~~	~~~~~		~~~~	······			年月日			~~~~~~			~~~~		
年月日								年月日								
年月日								年月日								
主省略				·		•		注 省略	ζ				•	•		•
					į	重面									裏	面
督促状発送	年月日	督促金額	指	定期限	<u>3</u>	包先人氏名		督促状乳	送生	F月日	督促金額	指	定期	艮 <u>あ</u>	て先人氏	(名)
年	月 日		年	月日	l			年	F F	∄日		年	月	日		
年	月日		年	月日	1			年	F F	∄日		年	月	日		
年	月日		年	月日	1			年	F F	日		年	月	日		
年	月日		年	月日	1			年	F F	日		年	月	日		
年	月日		年	月日	1			年	F F	日		年	月	日		
省略			•					省略				•		•		•
式第16号(第11条	《関係) 企	業債	及び借ん	入金台帳	ŧ		式第16号	 (}	第11条関	「係) 企	業債 🏻	及び信	入金台	帳	
省略								省略								
					償還所	要額							償	還所要	額	
年 度	期月	∄ 未償還元:	金	元金	利子	<u>計</u>		年度	Ę	期月	未償還元金		 元金	利子	<u>計</u>	償還済
		月	円	円	円					月		円	円	円	 <u>円</u>	
年度	ξ	月			+	-		年	F度	月		+				
		月										+				
年度	₹	月						年	F度	———— 月		\dashv				
		, ,								,,,		+				
~~~~~	·····	~	~~~	~~~~	~~~~	~~~~~		<b></b>	~~~	^~~~		~~	~~~	~~~~	~~~~	~~~~~
~~~~~			~~~	~~~~		~~~~~			~~~	~~~~		~~	~~~~	~~~~		~~~~~
年度	₹	月	-		-			年	F度	月		+				
		月								月		\dashv				
年度	Ŧ	月						白	F度	月		\perp				
	-	月							_	月						

省略

注 省略

様式第50号の3 (第61条関係)送金通知書

様式第50号の3(その1)

(表) 省略

(裏)

省略

注 意 事 項

- 1 省略
- 2 代理人が受領される場合は、債権者が次の委任 状に代理人の氏名を記入の上、署名又は記名押印 をしてください。なお、その際、領収書欄には、 代理人が署名又は記名押印をしてください。

省略

様式第50号の3(その2) 省略

樣式第51号(第62条関係) 送金通知書再発行請求書

省略

注1 省略

- 2 債権者は、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 省略

様式第51号の2 (第62条関係) 送金通知書再発行簿

省略

再発	行し	ハた	した	<i>ا</i> ل:		会計	年日		支払		債権者		再発	
企 第出納		補佐主	幹	係長	係	年度			場所	金額	住所	氏名	行年 月日	理由
~~~~		~~~	~~~	~~	~~					~~	~~~	~~~		
~~~~	~~	~~~	~~~	~~	~~		~~~		~~~~	~~	~~~	~~~		~~~~

様式第56号(第71条の10関係) 未払金償還請求書

省略

省略

債権者 住 所

省略

<u>注 1</u> 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

様式第57号(第71条の10関係) 小切手再交付請求書

省略

- 注 1 請求者は、記名押印に代えて署名することができる。
 - 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 省略
 - 4 省略

省略

注 省略

様式第50号の3 (第61条関係)送金通知書

様式第50号の3(その1)

(表) 省略

(裏)

省略	注意事項
	1 省略
	2 代理人が受領される場合は、次の委任
	状に署名押印して
	ください。
	省略

様式第50号の3(その2) 省略

樣式第51号(第62条関係) 送金通知書再発行請求書

省略

注1 省略

2 省略

様式第51号の2 (第62条関係) 送金通知書再発行簿

省略

再発行	いた	した	۱۱.		۵≟۰	前多	発行	++/ ^		債格	霍者	再発	理	受
企 業出納員	補佐主		係長	係	会計 年度	年月日	番号	支払 場所	金額	住所	氏名	行年 月日	曲	<u>領</u> 印
~~~~~		~~~		~~	L									<u></u>
~~~~~		~~~	~~	~~~		~~~		~~~~		~~~			~~	~~

債主_ 住 所

様式第56号

省略	
省略	

省略

<u>注</u> 省略

樣式第57号

省略

注

- 1_ 省略
- 2 省略

筆2条	愛媛県公営企業会計規程の	一部を次のように改正す	る.
和厶亦	女 及 木 ム 白 止 未 云 口 が 住 い	即で	` ⊘ ∘

様式第30号(その1)中「⑩」を削る。

「 様式第30号(その2)中	取扱員印	及び「本書に取扱員印のないものまたは」を削る。
(及び、平言に収扱負担のないものよれは」を担る。
Г	取扱員印	
様式第30号(その3)中		及び「本書に取扱員印のないもの又は」を削る。
様式第32号中 ¥	l (ii)	・ 「 ¥ に改め、同様式注中 2 を削り、 3 を 2 とする。

様式第35号、様式第39号及び様式第48号中「⑩」を削る。

г			
・ 様式第50号の 2 中	検印	係印	を削る。

様式第65号、様式第67号、様式第68号、様式第72号から様式第74号まで、様式第76号、様式第77号及び様式第85号中「⑪」を削る。 様式第86号及び様式第87号中「⑪」を削る。

に改める。

様式第88号及び様式第90号中「⑩」を削る。

附 則

様式第34号中

- 1 この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この管理規程施行の際現にある第2条の規定による改正前の愛媛県公営企業会計規程様式第30号(その2)及び同様式(その3)の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後					改 正 後				
別表第1 (第	2条関係)				別	表第1 (第2	2条関係)			
名 称	区分	単位	金 額	備考		名 称	区分	単位	金 額	備考
省略						省略				
	省略			省略			省略			省略
文書料	診療費納付証明書	1部	1 500円			文書料	診療費納付証明書	1部	1 400円	
	省略						省略			
省略						省略				
	支援県 人間ドッ 立今治 て受けなる 病院及 い場合	1 🛮	34 ,100円							
脳ドック	び愛媛 県立南 宇和病 院 場合	1 0	24 ,400円			脳ドック		<u>1回</u>	34 ,000円 (人間ドックと 併せて受ける場 合にあつては、	

		2 1/30 H								カルンラ	
	愛媛県	人間ドッ クと併せ て受けな い場合	10	37 200円						24 400円)	
	<u>立新居</u> <u>浜病院</u>	人間ドッ クと併せ て受ける 場合	10	24 400円							
骨塩量検査	<u>人間ドッ</u> て受けた	ックと併せ よい場合	1 💷	8 800円			骨塩量検査			<u>8 ,700円</u> <u>(人間ドックと</u>	
**	<u>人間ドッ</u> て受ける	ックと併せ 3場合	<u>1回</u>	円000, E			**		1回	併せて受ける場合にあつては、 3 600円)	
乳がん検診	<u>人間ドッ</u> て受けな	ックと併せ ない場合	1 🛭	11 ,500円			乳がん検診			<u>11 A00円</u> <u>(人間ドックと</u>	
料	<u>人間ドッ</u> て受ける	ックと併せ 5場合	10	<u>6</u> ,300円			料		<u>1回</u>	併せて受ける場合にあつては、 6 300円)	
類動脈超音 波検査料			1 📵	5 ,000円			類動脈超音 波検査料	<u>人間ドックと併せ</u> <u>て受ける場合</u>	1 回	5_500円	
B型肝炎検			1 回	検査の委託に要			B型肝炎検	HBV分子系統解 析検査	1 💷	22 500円	
查料 				<u>する額</u>			查料 ————————————————————————————————————	HBVサブジェノ タイプ判定検査	<u>1 回</u>	12 ,000円	
								抗精子抗体検査	10	四000.8	
								抗ミュラー管ホル モン検査	<u>1回</u>	円000,8	
不妊・不育						不	不妊・不育	<u> 抗カルジオリピン</u> <u> I g M抗体検査</u>	10	430円	
症スクリー ニング検査 料	症スクリー ニング検査 <u>1回</u>	1 🗓	検査の委託に要する額		症スクリー ニング検査 料	<u>抗フォスファチジ</u> ルエタノールアミ ン抗体検査	10	28 ,000円			
						抗フォスファ	抗フォスファチジ ルセリン抗体検査	<u>1回</u>	28 ,000円		
								サイトメガロウイ ルスIgG a v i d i t y検査	<u>1 回</u>	6 400円	
<u>母体血清マ</u> <u>ーカー検査</u> <u>料</u>			10	検査の委託に要 する額							
								羊水染色体検査	10	58 000円	
羊水等染色				検査の委託に要			羊水等染色	羊水染色体検査 (Rapid F ISH付き)	<u>1 回</u>	68 ,000円	
体検査料			<u>1回</u>	する額			体検査料	微細欠失FISH 検査	1 🛭	38,000円	
								流死産胎児組織染 色体検査	<u>1回</u>	66,000円	

省略				
乳児定期診 察料	省略			
乳幼児定期 診察料		<u>1回</u>	6 000円	
省略				
新生児聴覚 検査料		1 📵	8 500円	
省略				
	初検料	1 📵	2 ,900円	
施術料	1 術(はり又はき ゆうを施術した場 合)	1 回	<u>円003, E</u>	
	2 術(はり及びき ゆうを施術した場 合)	1 回	4 ,100円	
省略				
巻爪 (陥入	初診	1 📵	4 880円	
爪)矯正料	再診	1 📵	2 ,740円	
薬価基準未 収載薬剤料		1件	<u>薬剤の購入に要</u> <u>した額</u>	
省略				
セカンドオ ピニオン外 来料		1 回	<u>5 ,400円</u>	
省略				

3円定期診 省略	省略				
新生児聴覚検査料 1回 8,040円 省略 初検料 1回 2,800円 1 術(はり又はきゆうを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からまた。 1回 4,000円 省略 参爪(陥入 所) 類診 1回 4,820円 ボ) 矯正料 再診 1回 2,720円		省略			
新生児聴覚検査料 1回 8,040円 省略 初検料 1回 2,800円 1 術(はり又はきゆうを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からを施術した場からまた。 1回 4,000円 省略 参爪(陥入 所) 類診 1回 4,820円 ボ) 矯正料 再診 1回 2,720円					
検査料 1回	省略				
初検料 1回 2_800円 1術(はり又はき ゆうを施術した場 1回 3_500円 合) 2術(はり及びき ゆうを施術した場 1回 4_000円 合) 省略 参爪(陥入 爪)矯正料 初診 1回 4_820円 再診 1回 2_720円			1 📵	8 ,040円	
1術(はり又はき ゆうを施術した場 合) 1回 3,500円 2術(はり及びき ゆうを施術した場 合) 1回 4,000円 省略 参爪(陥入 爪)矯正料 1回 4,820円 再診 1回 2,720円	省略				
施術料 ゆうを施術した場 1回 <u>3.500円</u> 合) 2術(はり及びき ゆうを施術した場 1回 <u>4.000円</u> 合) 省略 巻爪(陥入 初診 1回 <u>4.820円</u> 雨診 1回 <u>2.720円</u>		初検料	1 回	2 800円	
ゆうを施術した場 1回 <u>4,000円</u> 合) 省略 巻爪(陥入 初診 1回 <u>4,820円</u> 爪)矯正料 再診 1回 <u>2,720円</u>	施術料	ゆうを施術した場	1 回	3 500円	
巻爪(陥入 初診 1回 <u>4.820円</u> 爪)矯正料 再診 1回 <u>2.720円</u>		ゆうを施術した場	1 回	4 ,000円	
而)矯正料 再診 1回 <u>2,720円</u>	省略				
1312	巻爪 (陥入	初診	1 回	4 820円	
业政	爪)矯正料	再診	1 回	2 ,720円	
少败					
	省略				
セカンドオ ピニオン外 来料 1回 5 300円	ピニオン外		1 回	5 ,300円	
省略	省略				

- 1 この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第1文書料の項の規定は、この管理規程の施行の日以後の文書の交付の申出に係る料金について適用し、同日前の文書の交付の申出に係る料金については、なお従前の例による。

注 省略

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程

愛媛県県営工業用水道供給規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後			改	正	前	
様式第1号					様式第1号				
省略					省略				
			代表者	_				代表者	<u>(ii)</u>
省略					省略				

省略		省略		
備考				
<u></u> 担当者の職氏名				
及び連絡先		<u> </u>		
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	○ 坐 → 7 − 1.	
注 不用の文字は、 <u>抹消する</u> こと ま式第2号	- .	注 不用の文字は、 <u>ま</u> 様 式第2号	<u>フ消する</u> こと。	
张 5 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元				No
省略		省略		<u>No</u>
省略		省略		
省略 羕式第3号		省略 様式第3号		
※ 13 第 3 写		省略		
	代表者		代表者	<u> </u>
省略		省略	TVKE	<u> </u>
省略		省略		
		E™i		
<u>備</u> 考		/#*		
担当者の職氏名		<u>備 考</u>		
及び連絡先				
		様式第4号		
				<u>No</u>
省略		省略		
省略		省略		
兼式第 5 号		様式第5号		
省略		省略		
	代表者		代表者	<u> </u>
次のとおり給水施設工事を <u>行いたし</u>	<u>1</u> ので申し込みます。	次のとおり給水施設工	事を <u>行ないたい</u> ので申し込る	みます。
省略		省略		
<u>理</u> 由				
担当者の職氏名		理 由		
及び連絡先				
		様式第6号		
省略		省略		
f ²	代表者		代表者	<u> </u>
省略		省略		
省略		省略		
理由				
担当者の職氏名		理由		
及び連絡先				
注 不用の文字は、抹消する」こと		注 不用の文字は、 <u>ま</u>	一	
注	- 0	送 本用の文字は、 <u>ま</u> 様式第7号	<u> </u>	
** スポーラ 省略		省略		
	弋表者		代表者	<u> </u>
省略	_	省略	1020 El	<u>~</u>
省略		省略		
		目門		
中止の理由				
担当者の職氏名 及び連絡先		中止の理由		
		1 1		

様式第8号	様式第8号
省略	省略
代表者	代表者
省略	省略
代表者	代表者 ④
省略	省略
省略	省略
承継の理由	
担当者の 新所有者	-
職氏名及	
び連絡先	
様式第9号	様式第9号
省略	省略
省略	省略
変更の理由	
担当者の職氏名	変更の理由
及び連絡先	
注 省略	注省略
樣式第11号	様式第11号
省略	省略
代表者	代表者
省略	省略
省略	省略
請求の理由	
担当者の職氏名	請求の理由
及び連絡先	

附 則

この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第122号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、 愛媛県宇和海におけるまき網及び浮敷網漁業の操業制限について、 次のとおり指示する。

令和3年3月30日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

宇和海(愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。)におけるまき網漁業及び浮敷網漁業は、区画漁業権漁場区域内に設置されている養殖筏及び生簀並びに第2種共同漁業権漁場区域内に設置されている小型定置網(垣網部及び身網部)から100メートル以内の海面では操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第123号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、 愛媛県宇和海(愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南 の愛媛県海域をいう。)におけるさわら流し網漁業及びさごし、め じか流し網漁業について、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

- 1 指示の内容
- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。
- 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第124号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、 愛媛県宇和海(愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南 の愛媛県海域をいう。)における宝石さんごの採捕について、次の とおり指示する。

令和3年3月30日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 定義

この指示において「宝石さんご」とは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。

2 採捕の制限

宇和海において、宝石さんごを採捕してはならない。ただし、3に掲げる者が採捕する場合であって、愛媛海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたときは、この限りでない。

3 承認対象者

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の目的で宝石さんごを採捕しようとする者
- (2) 宇和海において、令和2年度に宝石さんご漁業を営んでいる 者
- (3) その他委員会が認めた者
- 4 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数 5 トン未満の動力漁船とする。

5 承認証の備え付けの義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕しようとするときには、 承認証を対象漁船に備え付けなければならない。

6 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、 承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することが できる。

7 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、 承認を取り消すことができる。

- 8 意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしては ならない。
- 9 事務取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第125号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、 にほんうなぎの採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

- 1 指示の内容
- (1) 採捕を禁止する水産動物 全長25センチメートルを超えるうなぎ
- (2) 禁止期間10月1日から翌年3月31日まで
- (3) 禁止区域

愛媛海区(公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面)

(4) 適用除外

愛媛県漁業調整規則第47条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

2 指示の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで